会　期　日　程

令和6年第2回山江村議会定例会

自　令和　６年　３月　８日（金）
至　令和　６年　３月１５日（金）　（８日間）

日次	月　日	曜	種　別	場　　所	開 会 時 刻	摘　　要
１	３月８日	金	本会議	議 会 議 場	午前１０時	・開　　会 ・報　　告 ・提案理由説明 ・質　　疑 ・討　　論 ・表　　決
２	３月９日	土	休　日			
３	３月１０日	日	休　日			
４	３月１１日	月	休　会	役場大会議室	午前１０時	・議 案 審 議
５	３月１２日	火	休　会	役場大会議室	午前　９時	・議 案 審 議
６	３月１３日	水	本会議	議 会 議 場	午前１０時	・一 般 質 問 （２名）
			休　会	役場大会議室	午後１時３０分	・議 案 審 議
７	３月１４日	木	本会議	議 会 議 場	午前１０時	・一 般 質 問 （４名）
８	３月１５日	金	本会議	議 会 議 場	午前１０時	・質　　疑 ・討　　論 ・表　　決 ・閉　　会

第　１　号

３　月　８　日　（　金　）

令和６年第２回山江村議会３月定例会（第１号）

令和６年３月８日
午前１０時００分開会
於　　議　　場

１．議事日程

日程第　１		会議録署名議員の指名
日程第　２		会期の決定について
日程第　３		諸般の報告
日程第　４		行政報告
日程第　５	議案第　４号	令和５年度山江村一般会計補正予算（第１０号）
日程第　６	議案第　５号	令和５年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第３号）
日程第　７	議案第　６号	令和５年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第３号）
日程第　８	議案第　７号	令和５年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第３号）
日程第　９	議案第　８号	令和５年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第３号）
日程第１０	議案第　９号	令和５年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第３号）
日程第１１	報告第　１号	議会活性化調査特別委員会委員長報告
日程第１２	発委第　１号	山江村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第１３	議案第１０号	山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１４	議案第１１号	山江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第１５	議案第１２号	山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１６	議案第１３号	山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい

て

日程第１７	議案第１４号	山江村指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１８	議案第１５号	山江村指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１９	議案第１６号	山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第２０	議案第１７号	山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第２１	議案第１８号	山江村就学金支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第２２	議案第１９号	山江村奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
日程第２３	議案第２０号	令和６年度山江村一般会計予算
日程第２４	議案第２１号	令和６年度山江村特別会計国民健康保険事業予算
日程第２５	議案第２２号	令和６年度山江村特別会計介護保険事業予算
日程第２６	議案第２３号	令和６年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算
日程第２７	議案第２４号	令和６年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算
日程第２８	議案第２５号	令和６年度山江村簡易水道事業会計予算
日程第２９	議案第２６号	令和６年度山江村農業集落排水事業会計予算
日程第３０		議員派遣の件

２．出席議員は次のとおりである。（１０名）

１番　白　川　俊　博　議員	２番　北　田　愛　介　議員
３番　本　田　り　か　議員	４番　中　村　龍　喜　議員
５番　赤　坂　　修　議員	６番　横　谷　　巡　議員
７番　立　道　　徹　議員	８番　西　　孝　恒　議員
９番　久保山　直　巳　議員	１０番　森　田　俊　介　議員

３．欠席議員は次のとおりである。（０名）

４．職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	山　口　　明　君

５．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　　長	内　山　慶　治　君	副　村　長	
教　育　長	藤　本　誠　一　君	総務課行財政主幹	白　川　　満　君
税　務　課　長	迫　田　教　文　君	企画調整課主幹	西　　義　晴　君
産業振興課長	松　尾　充　章　君	健康福祉課長	今　村　禎　志　君
建　設　課　長	蕨　野　昭　憲　君	教　育　課　長	一二三　信　幸　君
会計管理者	髙　橋　　忍　君	農業委員会事務局長	新　山　孝　博　君

開会　午前１０時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（森田俊介議員）　おはようございます。本日の出席議員は１０名で定足数に達しております。

ただいまから、令和６年第２回山江村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（森田俊介議員）　議事日程に従いまして、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

山江村会議規則第１２４条の規定によりまして、６番、横谷巡議員、７番、立道徹議員を指名します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２　会期の決定について

○議長（森田俊介議員）　日程第２、会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては２月２０日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議をされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

５番、赤坂修議員。

○議会運営委員長（赤坂　修議員）　令和６年第２回山江村議会定例会につきまして、去る２月２０日、午前９時から議会運営委員会会議を開催し、本定例会全般について協議を行っております。決定しておりますことをご報告申し上げます。

会期につきましては、本日８日から１５日までの８日間としております。

本日開会、提案理由の説明としておりますが、日程第５、議案第４号から日程第１０、議案第１９号につきましては、先議することとしております。

提案理由の説明後、議案審議を経て、質疑、討論、表決を行います。その後残りの議案について提案理由の説明を行い、散会としております。

９日から１０日と休日をはさみ、１１日及び１２日は休会とし、議案の審議を行うこととしております。

６日目、１３日は一般質問で、６名の議員から通告が出されておりますが、まず、この日は２名の議員の一般質問を行います。発言の順序はくじ引きにより決定しており、時間については質問、答弁含めて６０分となっております。終了後休会とし、議案審議としております。

７日目、１４日に残り４名の議員の一般質問を行い、終了後散会としております。

８日目、１５日は質疑、討論、表決を行い、閉会ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（森田俊介議員）　これで議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第３　諸般の報告

○議長（森田俊介議員）　日程第３、諸般の報告を行います。

２月９日の議会臨時会以降の議会に関する報告を行います。

２月１６日、下球磨町村議会正副議長会議員研修会が球磨村で全議員で出席しております。

２月１９日、山江村教育のつどい、山江村体育館で各議員が出席しております。

２月２２日、定例郡議長会議、それとともに熊本県町村議会議長会総会が熊本テルサで行われております。

２月２８日、第５回議会活性化調査特別委員会（タブレット研修）を議会委員室で全員で出席しております。

３月２日から３月３日まで、関東丸岡会、東京に出席しております。

以上、報告を終わります。

また、地方自治法１９９条の第９項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が監査委員より提出されております。議員各位においては、お手元に配付してありますので、後ほどご確認ください。

次に、一部組合の活動報告を行います。

はじめに、人吉球磨広域行政組合議会議員、４番、中村龍喜議員より報告をお願いします。

４番、中村龍喜議員。

○４番（中村龍喜議員）　それでは、令和６年第１回人吉球磨広域行政組合議会の定例会がありましたのでご報告いたします。

令和６年第１回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、令和６年２月２９日に人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

日程第１、会議録署名議員の指名。

日程第２、会期の決定では、会期は２月２９日に開会し、３月１日から３月２４日までを休会とし、３月２５日を閉会とする２６日間に決定いたしました。

日程第３、行政報告では、理事会代表理事から、令和５年度第４回議会定例会以降の定例理事会において、主な審議について報告がありました。

日程第４、議案第１号では、人吉球磨広域行政組合会計年度職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第５、議案第２号、令和５年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第３号）、日程第６、議案第３号、令和６年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、日程第７、議案第４号、令和６年度人吉球磨広域行政組合一般会計費負担額の総額について、この４件では一括して理事会代表理事の提案理由の説明がありました。

また、施政方針では、次期ごみ処理場施設の建設予定地について、本組合所有地である旧免田ごみし尿処理場跡地とすることとして、理事会において方針決定したことの説明がありました。

日程第５、議案第２号の１件については、執行部の補足説明を受け、質疑、採決を行い、原案のとおり可決しました。

閉会日になる３月２５日の議事日程については、最初に一般質問を行い、次に議案第１号、議案第３号及び第４号の３件について、執行部の補足説明のあと質疑、採決を行い、最後に委員会の閉会中の継続審査を諮り、閉会することとなりました。

以上、令和６年度第１回人吉球磨広域行政組合定例会の報告をいたします。以上です。

○議長（森田俊介議員）　次に、人吉下球磨消防組合議会議員、８番、西孝恒議員より報告をお願いいたします。

８番、西孝恒議員。

○８番（西　孝恒議員）　では、令和６年３月第１回人吉下球磨消防組合議会定例会について、結果を報告いたします。

日時は、令和６年３月１日、金曜日、午後３時開会です。場所は、人吉下球磨消防組合消防本部会議場です。

出席者は、議員８名、執行部は監理者５名、監理者代行１名、監査委員１名、職員６名、事務局２名、計２３名です。

日程第１、会期の決定については日時と同じ１日間と決定です。

日程第２、会議録署名議員の指名は、７番、村上恵一議員と１番、松村太議員、いずれも人吉市選出です。

日程第３、議案第１号、人吉下球磨消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第４、議案第２号、人吉下球磨消防組合職員の育児休業等に関する条例の一

部を改正する条例の制定について。

日程第５、議案第３号、人吉下球磨消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第６、議案第４号、人吉下球磨消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の全部を改正する条例の制定について。

日程第７、議案第５号、令和５年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第４号）について。

日程第８、議案第６号、令和６年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出予算について。

以上、全議案とも原案可決です。

日程第９、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告は、竹田農利人委員長（錦町選出）より、第１３回目となる特別委員会が開催されていますので、その報告がありました。概要は、消防組合議会議員研修における消防庁舎視察の取りまとめや、執行部からは、庁舎建設の最新版スケジュールから説明がありました。

以上、報告を終わります。

○議長（森田俊介議員）　以上で一部組合議員の活動報告が終わりました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第４　行政報告

○議長（森田俊介議員）　日程第４、村長から行政報告の申し出があっておりますので、これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君）　皆様おはようございます。議長には発言の機会を大変ありがとうございます。

本日ここに令和６年第２回山江村議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様にはお忙しい中にご出席をいただき、その中に開催できますことに対し心から感謝申し上げます。

今日はインフルエンザの感染がなかなか収まっておりません。先般は山田小学校のほうで学級閉鎖があったわけですけれども、職員の中にもインフルエンザ感染する者が多くですね、今日議会のほうには、総務課長の代わりに総務課行財政主幹、それから企画調整課長の代わりに企画調整課主幹が出席し、後ほど予算については説明させたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず本年に入り想定外の大きな災害、事故、事件が相次いでおります。特に元旦に発生いたしました石川県能登半島地震におきましては、２４０名を超える犠牲者の方がでておられまして、犠牲になられました皆様のご冥福をお祈りする

と同時に、現在も昨日まで本村からもですね、被災地支援に出向いておりましたけれども、被災者の皆様が一日も早く平穏な生活を取り戻されますよう、心からお祈りするものでございます。

ただ、現状はですね、復旧・復興には相当の時間を要することが予想をされております。本村といたしましても今後ともでき得る支援をしっかり継続していきたいと考えているところでございます。

それでは、先般の臨時会後の行政報告の主なものを申し上げたいと思います。

２月１１日でありますけれども、第５０回郡市対抗熊日駅伝大会が開催されております。球磨郡は６位という結果でありましたけれども、本村から３名出走をしております。森口凌太朗君、森口慎之典君、それから中学生の松尾君、３名が走っております。

それから、２月１４日、山江村の総合振興計画審議会を行いました。総合計画をつくる時期に入っておりまして、来年度の４月１日に向けて今、総合計画をまとめているところでございます。

それから、２月１６日、山江村復興ポータルサイト収録と書いてありますけれども、これは令和６年度の予算編成等々をそれぞれの担当課が編成をするわけでありますけれども、その付近について、将来の山江村について、私とそれぞれの課長と意見交換をした動画を収録して、ポータルサイトのほうにまもなくアップするというようなことにしております。

それから、２月１７日が山江村教育のつどいでございました。

それから、２月１８日、山江村の職員採用面接試験、２名の方が面接に臨んでおられます。

２月１９日は球磨郡の文化協会のほうから山江村のほうに来られまして、交流会が行われ、私、歓迎のあいさつを申し上げたところであります。

同じく２月１９日でありますけれども、県の土地改良連合会の球磨支部の協議会がございました。その他の中でですね、田の畑地化という興味ある話をされたということでありますが、これも後ほどちょっと申し上げたいと思います。

それから、２月２０日は議運が行われております。

２月２１日が川辺川総合土地改良区の理事会でございました。いよいよもって相良、国営の土地改良区の立て替えを業者のほうが役場のほうを全部しておりますので、その返還が始まったということであります。ただし、早々とですね、実は延滞といいますか、滞納の問題が浮き彫りになってきていて、その対応について理事会の中もしっかり話がなされたということでございます。

それから、同じく２１日、山江村の第９期高齢者福祉計画及び介護保険計画策定

委員会、介護保険料が決まったということでありまして、これは後ほど議題において説明をさせていただきます。

２月２２日は中学生議会でございました。

２月２５日は、前熊本県町村会長、これは全国町村会長でもありました荒木泰臣氏を偲ぶ会がグランメッセのほうで行われ、そちらの偲ぶ会のほうに出向いております。

２６日は万江体育館の空調設備の工事プロポーザル審査を行いまして、決定をしております。万江の体育館ご案内のとおり、避難所に指定をしているところでありますが、万江の体育館だけですね、山田のほうはすべて済んでおりますけれども、空調設備がないということでありますので、今回プロポーザルをしながら、次の出水期までには終わると、終えるということにしております。

それから２月２７日は、能登半島地震職員災害支援激励式を行いました。立道主査、川瀬主幹に引き続き立道主査がですね、昨日帰ってきたようでありますけれども、激励式を行いました。

それから同じく２７日、４０回目を数えます復興対策の本部会議を行いまして、現在の復旧状況等、それから被災地の状況と、それから仮設に入居者の状況等の意見交換を行っております。

それから２月２８日、ＪＲ肥薩線の再生協議会が行われたということでございます。鉄道の復帰をですね、我々強く望んでいるところでありますけれども、その中身が観光を中心とした、ＪＲに対するいろんな肥薩線活用についての提案を熊本県と一緒にまとめさせて、ＪＲのほうに提案をさせてもらったということでありましたが、ＪＲのほうからは、普段使いとしての肥薩線の使い方をどうするんだという、また新たなボールを受け取って帰ってこられました。従いまして、そのことについて協議をしながら、またＪＲと国・県で交渉を行うということにしております。なかなかハードルは高いなあと感じているところでありますが、この肥薩線が通らないということになりますと、沿線の市町村をはじめですね、県北は大いにわいておりますけれども、人吉市球磨はさらに取り残されるということになりはしないかと懸念をしているところであります。

それから２８日ですが、１００歳の祝い金の支給を行っております。４区の平山ミエ子さんでございました。ご自宅におられましてですね、非常に頭もしっかりしておられ、耳もよく聞こえびっくりしたところであります。しっかり食べ込んでいるという話でありましたので、まだまだお元気な様子が続くんじゃなかろうかと考えたところでございます。

それから、同じ２８日、つつじ祭りの実行委員会を行っております。

そして２９日になりますと、第３回の石蔵活用拠点整備基本構想検討委員会を行いまして、４回目でまとめるということになっておりますけれども、石蔵を活用して、山江村の諸々の経済、福祉、教育等々のですね、交流等々の拠点を整備したいということを申しておりましたけれども、その構想がですね、３回を迎えいよいよ４回でまとまるというようなことになっております。まとまりましたら、２人の議員の中から委員の方を出してもらっておりますので、しっかりまた議員のほうにもおつなぎしたいと思っております。

それから３月１日は、人吉下球磨消防組合議会定例会、報告があったとおりでございます。

それから３月２日から３日にかけて、関東地区丸岡会、私のほうも出向きました。４年ぶりの開催ということでありましたけれども、６０名程度の方が参加されながら、大いにふるさとの話題でにぎわったというようなことでございます。

それから３月６日でありますけれども、山江村優良家畜導入及び保留奨励金を交付しております。全員で９名の方に１頭当たりですね、保留奨励それぞれ１０万円でありますから、１３０万円の支給を行ったということであります。

それから同じく６日は、山江村男女共同参画審議会を行わせてもらいながら、令和７年４月１日に向けての計画を現在作っているところであります。

それでは、令和６年度を迎えるということでありますので、若干のですね、施政方針を申し上げさせていただきたいと思います。

まず、令和６年度の政府予算でありますけれども、総額が１１２兆５，７１７億円とかになりました。昨年より１兆８，０９５億円少ないということであります。特にその中でですね、本村と関係があります件について申し上げますと、地方交付税が１７兆７，８００億円余でありますので、昨年より１兆３，０００億円ほど増えております。地方財政の支援はしっかり増えているということで、胸をなでおろしているところでありますし、過疎対策事業につきましても３００億円増の５，７００億円の予算化がされております。この５，７００億円のですね、パイをそれぞれの過疎町村で分け合うというような仕組みになっております。特に公共施設の老朽化対策分も含まれているということであります。

それから、そのほかにですね、こども未来戦略として５．３兆円、これ５，０００億円も増えておりますし、デジタル田園都市国家構想ですね、これは昔の地方創生の交付金でありますけれども、これが１，０００億円であります。これは変わりなくということでありますけれども、ただ、補正が７３０億円が繰り越されておりますので、１，７３５億円程度の予算化がされているということであります。国土強靭化予算につきましては昨年並みでありますけれども、６，８００億円程度、それ

から農水のほうで、先ほども申し上げましたけれども、水田の畑地化のメニューが出てきております。要するに水田を畑地化しながら、畑作物を国としては支援していきますよというようなことでありまして、その金額が２８７億円の予算がなされているということでございます。水田に私、栗を植えましょうというようなことを常々言っておりますけれども、水田に栗植えるのもいいんですが、なかなか水気が多いところでは、「育たんとばい村長」とよく言われますので、そういう意味においてはですね、水田を畑地化する土地改良事業を行うと、そのうえで優良な畑作農地を広げていくというようなことも視野に入れて、動いていかなくちゃいけないだろうなということを考えております。

それから、山江村の新年度予算でありますけれども、一般会計当初予算が４３億６，７００万円でございまして、昨年より３億５，９００万円減って減額をしておりますけれども、この大きな原因は、復旧事業の減が主な理由でございます。それから国民健康保険事業予算が３億９，９００万円で４，４００万円ぐらい減っております。これはここにきて何故かと申し上げますと、国民健康保険者数の加入数の減ということが大きな減要因になっております。それから介護保険事業予算が５億３，４００万円、これは１，４００万円ほど増えておりますし、後期高齢者医療事業予算が５，２００万円で８００万円ほど増えております。それからケーブル事業予算につきましては、１億４，８００万円で、１億３，６００万円ほど減額しておりますけれども、これ昨年設備のですね、予算をあげさせてもらっておりましたので、その分が減ったということであります。

それから簡易水道事業予算、農業集落排水事業予算、特別会計予算でありますけれども、本年度会計法式は変わったということでございますから、後ほどまた詳しく説明をさせていただければと思います。全体的には災害関連予算がまだ残ってはおりますけれども減りまして、社会福祉関連予算が増加の傾向にあるというようなことが、令和６年度予算の概要でもございます。

そういう予算の中身の件ですけれども、災害対策関係につきましては、令和２年７月豪雨災害より３年８カ月が過ぎました。この間、山江村災害復興計画に沿いながら、復旧・復興に取り組んできたところでございます。復興計画には、災害復旧工事とともにですね、山江村の総合振興計画、そしてまち・ひと・しごと総合戦略を基本に、災害復旧・復興の課題を目指しながらですね、持続可能な村づくりを目指す、これはソフトも含めて目指してきたところでございますし、そういう事業メニューを災害復興計画の中に位置づけてあるということでございます。

工事関係を具体的に申し上げますと、災害復旧工事関係で、公共土木工事についてはですね、工事発注の進捗率は９５．６％になりました。もう少しでございます。

ただし、県の工事が済まないと村の工事に入れないという箇所、これは農道、林道もそうでありますけれども、その部分が若干残っております。それから農道、林道等の工事発注の進捗率につきましては４７．５％という状況であります。産業振興課の復旧工事がなかなか進まないというようなことでありますけれども、これもまずは県道、村道の工事、またその他災害関連の工事が終わらないと中に入れないというものもありますし、入札のですね、不調不落もその要因になっているということでございます。

そういう災害の中で一番心配しますのが、やっぱり仮設住宅の入居者でありまして、入居後３年目を８月で迎えるということになります。８月にはすべて全員の方は退去してもらうという県の方針に従いまして、そういうヒアリングを現在行っているところでありますけれども、現在７戸１１名の方が仮設に住んでおられます。その７戸１１名の方の中にもですね、実は地元に居住しながら仕事をしておられる方も多くありまして、河川敷に今、仮設道路を造っておりますので、それを村道のほうに移すと普通の災害復旧工事になるということでありますから、次の出水期までにですね、しっかりその工事を行って、皆さんその出水期前には帰っていただくような対策を急ぎたいと関係課には指示をしているところでございます。

そして、徐々にコロナ前の生活に戻ってきました。ただ、諸物価高騰がですね、まだまだ我々の生活を苦しめております。特に農業におきましては、燃油、肥料、飼料等の価格高騰、それから農家経営につきましてはですね、まだまだ厳しい状況が続いております。加えて担い手の高齢化、後継者不足が深刻な問題となっておりまして、産地競走にですね、本当に勝たなくちゃいけないのに低下しているというような状況であります。こういう課題に対しましては、もちろん国・県もいろんな支援メニューを出してきておりますので、そういう国・県の交付金をはじめ、しっかり村民生活の現場を見極めながらですね、支援対策をとっていきたいと思っているところであります。

そして、今、先ほどＪＲ肥薩線の問題も言いましたけれども、やはり大きな課題として浮かび上がってきているのが、人口減少という問題があります。現在熊本県の北部はですね、ＴＳＭＣの進出でバブル現象が起きておりまして、空前の経済活性化、人口増加が続いております。実はその影響も県下各地に及んでおりまして、県北はもとより県央の八代圏域までですね、マンションの建設、アパートの建設がラッシュしているということを聞き及んでいるところであります。

ただ、人吉球磨においては、豪雨災害における流域治水事業の真っ只中、いわゆる復旧・復興の真っ只中でありまして、肥薩線の再開、先ほど申し上げましたとおり、未だめどが立っていないというようなことでございますし、南北問題と私、た

びたび言っておりますけれども、取り残された感があろうかということを感じております。

その中で、ＴＳＭＣ効果につきましては、将来的には観光による効果を受け入れるというようなことについて、いろいろ協議がなされているということでありますし、ただ、ほかのことについてもですね、これといった効果はなかなか見いだされず、まずはですね、やっぱり流域治水をしっかり完成させたうえでのこのあとの課題に臨むということが望まれているということを感じます。

加えて、本年２月１２日の各紙新聞朝刊に目を通しますと、非常に将来にわたって、じゃあどうするんだという記事が第一面に載っておりました。それは厚生労働省の国立社会保障人口問題研究所が公表した地域別の推計人口でございます。２０５０年のですね、１５歳から６４歳の生産年齢人口が、２０２０年と比較した場合どうなるんだというようなことが書いてございました。これは熊日新聞でありますけれども、ケーブルテレビの皆様には見にくいかと思いますが、要するに２０５０年、働き手、要するに生産年齢人口ですね、１４歳から６４歳、市区町村４割で半減します。これは国全体であります。ここにはそして球磨村で８１.１％の減少、要するに１９％現在の、しか働き手が残っていないというような記事であります。

その記事を基に西日本新聞を見てみますと、同じようなことを書いてあるわけですね。西日本新聞、生産年齢人口が市町村４割で半減しますよと。その中には生産年齢人口があんまり減らないところのベスト１０、減るところのベスト１０、これは九州管内でありますが書いてございます。生産年齢人口が減らないというか、増えるところもあるところでありますけれども、これが福岡県の富津市、２位が福岡県の久山町、続いて福岡県の粕屋町とありますが、熊本県ではですね、熊本県の菊陽町ですね、菊陽町が２０５０年もあんまり減らないと、それでも９５.２％ですから、４.８％は減りますよということです。熊本県はその５位と、大津町、合志市、それから嘉島町と、７、８、９と上位のほうにいる。県北が元気のいい原因というようなことであります。それで九州の生産年齢人口減少率、一番減るところの上位２０市町村と書いてあります。新聞報道なされた報道でありますので、残念ながら球磨郡がですね、１、８、１６と載っておりました。１位が先ほど申し上げました球磨村であります。８位が相良村ですね、現在１,８７９人おられる生産年齢人口、要するに働き手の人口が、５０年には６４６人になりますと。要するに６５％ぐらい減りますというようなことです。それから湯前町が１６位で、１,６３５人が６０８人に減りますというようなことであります。

もちろんこの報道を受けながら、じゃあ山江はということでありますけれども、そういう社会保障人口問題研究所のですね、ホームページをのぞきながら、山江村

の数字を見てみました。これには順位は書いてありませんので、その状況を申し上げますと、山江村は１，５３８人が２０２０年の社人研の生産年齢人口が、２０５０年には６７２人に減るということです。８６６名減るということで、減少率は５６．３％ということをその社人研が言っているところであります。要するに働き手の人口より高齢者の人口が多いと、その働き手が働き手より多い高齢者をどうその集落経営、地域経営をしていけばいいのかという課題がですね、丸見えになってきたということでありまして、その対策をやはり今からしっかり打つ必要があるんじゃなかろうかと思いますし、次の世代にしっかりその対応ができる環境を整えていかなくちゃいけないというようなことを考えているところでございます。

このような中においてですね、ある意味では大きな課題を突き付けられている気がいたしておりますし、現実としてですね、突き付けられているということでありますが、そのためにじゃあどういうことをやっていけばいいのかということを、実は令和６年度予算にも若干顔出しをさせてもらっております。そのためには山江村内各地に散在する価値の高い、これはやまえ栗もそうですけれども、もう一回地域資源を見つめなおす必要がある。発掘し、どう活用していくかというようなことで、産業をつくらなくちゃいけないというようなことを思っております。農・林業、加工・流通業、食をはじめとする店舗や商工業あたりの活性化の策をとっていかなくちゃいけないというようなこと。特にですね、四つの項目を考えておるわけですけれども、やっぱり仕事をしっかりつくっていくということがあります。これはよそからの人材も呼び込みながら、地産地消、六次産業化を進めていくということがありますし、いかに山江村をＰＲしていくかということで、観光人口を含め関係人口を増やしながら、山江村行政のみではなくてですね、官民競走というような言葉が最近言われておりますけれども、官と民と一緒に、この地域を民間と一緒にこの地域をつくり上げていくような、組織をつくっていくということが大事だろうかということを思っております。

それから、仕事づくり、次に暮らしをどう守っていくかというようなことでありまして、山間地域、ますます高齢化が進むでありましょうし、若い人が帰ってくるところは、全くないとは言えませんけれども、その山間地域の買い物支援をはじめ、生活環境をどう暮らしやすくつくっていくかというようなことを考えていかなくちゃいけない。そういう暮らしづくりを担う組織をやっぱりつくらなくちゃいけないというようなことを考えております。

それから、活力をつくるということでありますけれども、山江村に対する社会貢献や経済展開をしておられる、また山江村でそういう経済展開をしたいという企業、山江の地場産業と結びついたような企業との競走のあり方を、しっかり検討してい

かなくちゃいけないと、積極的にそういうこともＰＲしていかなくちゃいけないというようなことを考えております。

それともう一つ、非常に大事なことでありますけれども、山江村は１２１平方キロございますけれども、特にその土地をですね、どのように活用していくか、これは田・畑・山林を含めたそういう産業づくりの計画をどうすればいいか、先ほど田んぼの畑地化も検討しなくちゃいけないと申し上げましたけれども、そういう田んぼの畑地化をはじめ、将来に向けた効率的な土地の活用、それから集約の方法、そして儲かる土地利用ということを視点に形成していかなくちゃいけないと思っておりまして、そういうことをはじめとしながら、この四つの課題を事業化していくために当たってですね、国の補助金を活用していきたいと、それは農村型地域運営組織でありますＲＭＯ事業を始めていきたいと思いますし、最適土地利用総合対策事業、デジタル活用中山間地域事業の認定を受けるために、申請をしていきたいというような予算を組んでおります。

そして、その動きが認定をされた、されなくてもやらなくちゃいけないんでしょうけれども、そしてそれを受けましてですね、山江未来づくり協議会というのを立ち上げさせてもらいたいと思います。可能な限りの村民総参加による、その危機的な課題を共有しながら、諸課題の解決に向けて突き進むしかないと思っておりますので、そういう動きをつくっていければと思います。そういう覚悟の中に村民の幸せづくりに今後とも取り組んでいく所存でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

最後になりますが、令和６年度の一般会計当初予算は、令和５年度に引き続き、災害復旧・復興事業の関連の予算により、例年より、通年より変わらず大きな予算となりました。予算の柱でもあります災害復旧復興の事業を予定どおり完成させるということがまず肝要だと考えております。

加えて、国及び県で進められております球磨川流域における「緑の流域治水」の事業として、熊本県の事業でございます万江川土砂氾濫対策事業が本格的に始まります。引き続き山江村の現状を国・県に訴えつつ、復旧・復興に向けての事業を急ぎ、１年、１日でも早く村民の方々が安心で安全に暮らせる生活環境を実現させたいと考えております。そしてその先にあります、先ほど申し上げましたが地域経済の復興、福祉の充実、そして教育の振興など、山江村の地域創生と地域活性化のためのむらづくりを行っていく所存でございます。

改めまして、議員並びに村民の皆様方のご理解、そしてご協力、そしてご支援をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

本日村長提案の議案は、令和５年度補正予算案件が６件、条例の一部改正条例案

件が１１件、そして令和６年度予算案件が７件の合計２４件でございます。

どうぞ慎重にご審議いただきまして、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げ、施政方針を含めましてのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員）　これで村長の行政報告が終わりました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第５　議案第４号　令和５年度山江村一般会計補正予算（第１０号）

○議長（森田俊介議員）　日程第５、議案第４号、令和５年度山江村一般会計補正予算（第１０号）を議題として、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは、議案第４号についてご説明申し上げます。

令和５年度山江村一般会計補正予算（第１０号）でございます。令和５年度山江村の一般会計補正予算（第１０号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６億６，２５５万８，０００円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５５億１，１７６万８，０００円とするものでございます。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、地方債の補正につきましては、第２条、地方債の変更及び廃止は、「第２表　地方債補正」によるものでございます。令和６年３月８日、本日提出でございます。山江村長、内山慶治としております。

内容につきましては、総務課行財政主幹が説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　白川総務課行財政主幹。

○総務課行財政主幹（白川　満君）　それでは、議案第４号について説明いたします。

１ページをお願いいたします。第１表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、主なものについて説明いたします。

款１４、国庫支出金につきましては、翌年度へ組み替えます公共土木や農業施設災害復旧事業に対します補助金など、４億１，６４３万円を減額するものでございます。款２１、村債ですが、告知端末更新のためのケーブルテレビ施設整備費債など、２億４，６６０万円を減額するものでございます。

歳入合計、補正前の額から６億６，２５５万８，０００円を減額いたしまして、５５億１，１７６万８，０００円とするものでございます。

２ページ目をお願いいたします。歳出でございます。主なものについて説明いた

します。

款２、総務費につきまして、ケーブルテレビの告知端末更新のために繰出金の減額や、災害復興基金積立金の追加など、２億５，１２４万６，０００円を減額するものでございます。款３、民生費です。保育園等の施設型給付費など１，０４２万４，０００円を追加するものでございます。款４、衛生費につきましては、国保基盤安定繰出金や新型コロナウイルス予防接種料など１，７５０万円を減額するものでございます。款５、農林水産業費、多面的機能支払交付金負担金や造林補助金など、１，６８３万４，０００円を減額するものでございます。款６、商工費につきまして、燃料高騰対策事業事業者応援補助金など６９１万１，０００円を減額するものでございます。

３ページ目をお願いいたします。款１０、災害復旧費につきましては、翌年度へ組み替えます公共土木施設や林道の災害復旧工事請負費など、３億７，２２１万５，０００円を減額するものでございます。款１２、予備費を２４３万６，０００円減額しまして、歳出合計、補正前の額から６億６，２５５万８，０００円を減額しまして、５５億１，１７６万８，０００円とするものでございます。

４ページをお願いします。第２表、地方債補正でございます。１、変更でございますが、起債の目的、川辺川総合土地改良事業、補正前の限度額１，６６０万円を補正後の限度額１，３８０万円に、林道改良事業、補正前の限度額１，７７０万円を補正後の限度額１，５２０万円に、消防施設整備事業、補正前の限度額４，１８０万円を補正後の限度額４，０５０万円に、林業施設災害復旧事業、補正前の限度額１，０００万円を補正後の限度額１００万円とするものであります。補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

次に、２、廃止でございます。起債の目的、ケーブルテレビ施設整備事業、補正前の限度額２億３，１００万円を廃止するものでございます。理由としましては、事業内容の見直しによるものでございます。以上で説明を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第６　議案第５号　令和５年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第３号）

○議長（森田俊介議員）　日程第６、議案第５号、令和５年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第３号）を議題として、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　議案第５号についてご説明申し上げます。

令和５年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第３号）でございます。令和５年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第３号）は、次に定める

ところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５８９万５，０００円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億５，２３２万２，０００円とするものでございます。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君）　それでは、議案第５号につきましてご説明いたします。

１ページをご覧ください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして御説明いたします。

款９、繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でございまして、保険基盤安定繰入金及び出産育児一時金等の算定見込額決定によりまして、５８９万５，０００円を減額するものでございます。

歳入合計、補正前の額から５８９万５，０００円を減額しまして、４億５，２３２万２，０００円とするものでございます。

次に、２ページをご覧ください。歳出につきまして主なものをご説明申し上げます。

款２、保険給付費につきましては、出産育児諸費並びに傷病手当金の減に伴いまして、２９０万２，０００円を減額するものでございます。款６、保険給付費につきましては、保健事業費並びに特定健康診査等の事業費の減に伴いまして、３７６万２，０００円を減額するものでございます。款７、基金積立金につきましては、基金積立金２，０００万円を減額させていただくものでございます。款１０、予備費を２，０８４万５，０００円減額いたしまして、歳出合計、補正前の額から５８９万５，０００円を減額しまして、４億５，２３２万２，０００円とするものでございます。以上、説明を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第７　議案第６号　令和５年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第３号）

○議長（森田俊介議員）　日程第７、議案第６号、令和５年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第３号）を議題として、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは、議案第６号についてご説明を申し上げます。

令和５年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第３号）でございます。令和

５年度山江村の簡易水道事業補正予算（第３号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３６２万５，０００円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億６，１２４万円とするものでございます。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に地方債の補正でございます。第２条、地方債の変更は「第２表　地方債補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君）　それでは、議案第６号について説明いたします。

１ページをお開きください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入、款１、分担金及び負担金、簡易水道事業加入負担金を７万５，０００円追加するものでございます。款２、使用料及び手数料、簡易水道使用料を１８０万円減額するものでございます。款９、村債、簡易水道債を１９０万円減額するものでございます。

歳入合計、補正前の額から３６２万５，０００円を減額し、１億６，１２４万円とするものでございます。

２ページをお願いいたします。歳出、款１、総務費、給料７，０００円追加するものでございます。款２、簡易水道事業費、中央地区簡易水道施設運営など、２８４万円減額するでございます。款４、公債費、利子の財源を組み替えるものでございます。款５、予備費、予備費を１９９万２，０００円減額するものでございます。款６、簡易水道施設の本復旧工事請負費を１２０万円追加するものでございます。

歳出合計、補正前の額から３６２万５，０００円を減額し、１億６，１２４万円とするものでございます。

３ページをお願いいたします。第２表、地方債補正、１、変更、起債の目的、簡易水道事業、補正前の限度額３，８００万円を補正後の限度額３，６１０万円に変更するものでございまして、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。以上で説明を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第８　議案第７号　令和５年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第３号）

○議長（森田俊介議員）　日程第８、議案第７号、令和５年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第３号）を議題として、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは、議案第７号についてご説明を申し上げます。

令和５年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第３号）でございます。令和５年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第３号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２５３万６，０００円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億５，９８５万円とするものでございます。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、地方債の補正でございますが、第２条、地方債の変更は、「第２表　地方債補正」によるものでございます。令和６年３月８日、本日提出でございます。

内容につきましては建設課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君）　それでは、議案第７号についてご説明いたします。

１ページをお開きください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入、款２、使用料及び手数料、農業集落排水施設使用料など２３万６，０００円を減額するものでございます。款７、村債、農業集落排水事業債を２３０万円減額するものでございます。

歳入合計、補正前の額から２５３万６，０００円を減額し、１億５，９８５万円とするものでございます。

２ページをお願いいたします。歳出、款１、総務費、給料を１，０００円追加するものでございます。款２、農業集落排水事業費、各施設の光熱水費など３４１万円を減額するものでございます。款４、予備費、予備費を８７万３，０００円追加するものでございます。

歳出合計、補正前の額から２５３万６，０００円を減額し、１億５，９８５万円とするものでございます。

３ページをお願いいたします。第２表、地方債補正、１、変更、起債の目的、農業集落排水事業、補正前の限度額２，２８０万円を補正後の限度額２，０５０万円に変更するものでございまして、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。以上で説明を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第９　議案第８号　令和５年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第３号）

○議長（森田俊介議員）　日程第９、議案第８号、令和５年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第３号）を議題として、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは、議案第８号についてご説明申し上げます。

令和５年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第３号）でございます。令和５年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第３号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４０９万３，０００円を追加をいたしまして、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ５億６，２７２万６，０００円とするものでございます。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君）　それでは、議案第８号につきましてご説明いたします。

１ページをご覧ください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして説明いたします。款１、保険料につきましては、介護保険料収納見込額によります９９万７，０００円を増額するものでございます。款３、国庫支出金につきましては、介護サービス給付費見込額の増及び一部負担金に対する調整交付金の減によりまして、４１８万９，０００円を増額するものでございます。款４、支払基金交付金につきましては、介護給付費の減額に伴い、支払基金交付金の減により９６２万円を減額するものでございます。款５、県支出金につきましては、介護給付費負担金見込額によります８５２万７，０００円を増額するものでございます。

歳入合計、補正前の額から４０９万３，０００円を増額いたしまして、５億６，２７２万６，０００円とするものでございます。

次に、２ページをご覧ください。歳出につきましてご説明いたします。

款２、保険給付費につきましては、介護サービス諸費等の国県支出金交付金が決定したことに伴いまして、財源の組み替えを行っております。従いまして、予算の増減はなしでございます。款４、地域支援事業費につきましては、介護予防生活支援サービス等の実績見込額によります４６３万１，０００円を減額するものでございます。款８、予備費を８７２万４，０００円増額いたしまして、歳出合計、補正前の額から４０９万３，０００円を増額しまして、５億６，２７２万６，０００円とするものでございます。以上、説明を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１０　議案第９号　令和５年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算

（第３号）

○議長（森田俊介議員）　日程第１０、議案第９号、令和５年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第３号）を議題として、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは、議案第９号についてご説明申し上げます。

令和５年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第３号）でございます。令和５年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第３号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２億３，６４７万５，０００円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，４７１万４，０００円とするものでございます。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、企画調整課主幹がご説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　西企画調整課主幹。

○企画調整課主幹（西　義晴君）　それでは、議案第９号についてご説明いたします。

資料の１ページをお願いいたします。第１表、歳入歳出予算補正、歳入につきましてご説明いたします。款３、繰入金、一般会計からの繰入れを２億３，６４７万５，０００円減額しまして、歳入合計、補正前の額から２億３，６４７万５，０００円を減額し、５，４７１万４，０００円とするものです。

次に資料の２ページをお願いいたします。歳出となります。款１、総務費、人件費等の減額となりまして、２１４万３，０００円の減額とするものです。款２、ケーブルテレビ事業費、告知システム更新業務の事業見直しに伴いまして、２億３，４３３万２，０００円を減額するものでございます。

歳出合計、補正前の額から２億３，６４７万５，０００円を減額しまして、５，４７１万４，０００円とするものです。以上で説明を終わります。

○議長（森田俊介議員）　以上で先議依頼がありました議案について、提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。議案検討のため暫時休憩をしたいと思いますが、異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、しばらくのあいだ暫時休憩といたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

休憩　午前１１時１０分

再開　午前１１時４２分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（森田俊介議員）　休憩前に引き続き再開をいたします。

訂正の依頼がありましたので、これを許します。

今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君）　それでは、先ほどご説明申し上げました議案第５号、令和５年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第３号）につきまして、訂正とお詫びを申し上げます。

歳出、款１０、予備費の欄で、先ほど２，０８４万５，０００円の減額と説明いたしましたが、正しくは２，０８４万５，０００円の増額でございました。大変失礼いたしました。訂正してお詫び申し上げます。以上でございます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（森田俊介議員）　先議依頼がありました議案第４号から第９号について、議事、日程順に質疑、討論、採決をいたします。

発言については、山江村議会会議規則規定を守って質疑をお願い申し上げます。

日程第５、議案第４号、令和５年度山江村一般会計補正予算（第１０号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　それでは、ただいま議題となっております議案第４号、山江村一般会計補正予算（第１０号）についてお尋ねいたします。

ページにつきましては２３ページでございます。款項目の４水防費ですけれども、備品購入費の１５４万７，０００円が減額、そのうちの備蓄倉庫購入費、これは１３３万２，０００円減額してございます。この減額については、当初予算計上してあった備蓄購入費で、全額減額ということでございますので、何か理由があったのかなと思いまして、少しでもですね、備蓄倉庫を建築されて備蓄をされればと思っておりますので、内容についてお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員）　白川総務課行財政主幹。

○総務課行財政主幹（白川　満君）　ただいまの質問にお答えいたします。こちらの備蓄倉庫の購入の減額でございますが、当初万江体育館のほうにですね、備蓄倉庫の建築を予定しておりましたが、万江体育館の改修工事の際に備蓄倉庫も整備されたということでございますので、今回はこの備蓄倉庫の購入費を減額しております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第４号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第６、議案第５号、令和５年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第３号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第５号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第７、議案第６号、令和５年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第３号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第６号は、原案のとおり可決することに決定いたします。

日程第８、議案第７号、令和５年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第３号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第７号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第９、議案第８号、令和５年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第３号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第８号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第１０、議案第９号、令和５年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第３号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第９号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認めます。

－－－－－－－○－－－－－－－

休憩　午前１１時４９分

再開　午後　１時２８分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（森田俊介議員）　休憩前に引き続き、再開いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１１　報告第１号　議会活性化調査特別委員会委員長報告

○議長（森田俊介議員）　日程第１１、報告第１号、議会活性化調査特別委員会委員長報告について、委員長の説明を求めます。

１番、白川俊博議員。

報告は答弁席からお願いいたします。

○１番（白川俊博議員）　報告第１号、令和６年３月８日、山江村議会議長、森田俊介様。議会活性化調査特別委員会委員長、白川俊博。

議会活性化調査特別委員会委員長報告。令和５年第５回６月議会定例会において設置されました、議会活性化調査特別委員会につきまして、以下のとおり委員会を開催し、協議しておりますのでご報告いたします。

令和５年６月２２日、第１回委員会を開催し、調査検討の具体的な内容や委員会のスケジュールなどについて協議をしております。

令和５年７月２日、第２回委員会として、多良木町議会を訪れ、議会でのタブレットの活用方法の研修を行いました。

令和５年８月４日、第３回委員会では、本村議会へのタブレット導入に向け、企画書（案）をもとに確認をし、令和５年第７回議会定例会へ予算計上し、タブレット導入に至りました。

令和６年１月２３日、第４回委員会にて、機器の導入が済みましたので、タブレットの機器操作の研修を行っております。

令和６年２月２８日、第５回委員会においては、議会などで活用するソフトを使用してのタブレット研修を行っております。また、今後の臨時会及び定例会より、試行的に従来の紙ベースの運用とタブレットを活用しての運用を併用し、議会の活性化に取り組むこととしております。

以上のように委員会を開催し、取り組みを行ってまいりましたが、タブレットを円滑に活用するための課題解決、将来を見通した最適な効率的かつ効果的な運用をするため、今後も継続して調査検討を行うこととし、中間報告といたします。

○議長（森田俊介議員）　それでは、ここでただいまの報告第１号について質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

報告第１号についてはこれで終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１２　発委第１号　山江村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第１２、発委第１号、山江村議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題として、委員長の説明を求めます。

議会運営委員長、５番、赤坂修議員。

答弁席からお願いいたします。

○５番（赤坂　修議員）　発意第１号、令和６年３月８日、山江村議会議長、森田俊介様。提出者、議会運営委員長、赤坂修。

山江村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。上記の議案を地方自治法第１０９条第３項第２号及び山江村議会会議規則第１３条第２項の規定により、別案のとおり制定するものであります。

提案理由といたしまして、標準町村議会会議規則の改正に伴う改正及び効率的な議会運営を目的とした情報通信機器端末、タブレット型端末を議場及び委員会等の会議室で使用するには、山江村議会会議規則を改正する必要があるため提案するものであります。

なお、標準町村議会会議規則の一部改正は、地方自治法の一部改正によるものです。２枚目、３枚目に改正する規則を、４枚目以降に新旧対照表を添付しております。

なお、附則といたしまして、この附則は、公布の日から施行するとしております。以上であります。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１３　議案第１０号　山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第１３、議案第１０号、山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは、議案第１０号についてご説明を申し上げます。

山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条

例の制定についてでございます。山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年条例第２１号）の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）の公布に伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

１枚開けていただきますと、一部を改正する条例でありますし、後ろのほうには新旧対照表を添付しておりますのでご参照いただければと思います。

この条例は、いわゆる上位法に基づく条例改正でありまして、行政が行う事務に対し、村民の手続きの負担軽減を図るために、関係機関と連携をしながら個人番号に係る情報連携ができる事務を規定するというものでございます。今回の改正は上位法の一部改正によるもので、定義規程の追加や号の繰り下げなど、上位法との整合性を図るための一部改正であります。

なお、この条例の一部改正は、上位法の一部改正の法律の施行の日から施行するというものでございます。以上です。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１４　議案第１１号　山江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第１４、議案第１１号、山江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　議案第１１号についてご説明申し上げます。

山江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）の一部改正に伴いまして、関係条例を整備する必要があるために提案させていただくというものでございます。

１枚開けていただきますと一部を改正する条例でありますし、後ろのほうには新旧対照表を添付しておりますのでご参照いただければと思いますが、この条例の一

部改正は、地方自治法の一部改正によるものでございます。内容としては、会計年度任用職員に対しまして、今までは期末手当は支給しておりましたけれども、今回新たに勤勉手当を支給するための一部改正であります。

なお、この条例は、令和６年４月１日から施行するというものでございます。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１５　議案第１２号　山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第１５、議案第１２号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　議案第１２号についてご説明申し上げます。

山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村介護保険条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、介護保険料率を改定するに当たりまして、本条例の一部を改正す必要があるために提案させていただくというものでございまして、１枚開けていただきますとその条例でございますし、最後のページには新旧対照表を添付しております。

本年度は介護保険事業計画をつくる必要がありました。従いまして、第９期の介護保険事業計画をつくるに当たりまして、令和６年度から令和８年度までの保険料額を新たに算定をしたということに伴いまして、条例を改正するというものでございます。現在の標準保険料は６，０００円ということにしておりますけれども、１号保険者の基準でありますが、今後の給付費の推移を見込んだ場合、そのまま計算をいたしますと、本来の標準保険料は７，８００円と急激に上がってしまいます。しかし、負担いただく保険料が急激に上がりますので、その急激な増加を抑えるために、基金を活用しながら６，８００円に抑えたということでございます。

この条例は、令和６年４月１日から施行するものでございますが、令和５年以前の保険料につきましては、従前の例によるというものでございます。以上でございます。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１６　議案第１３号　山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第１６、議案第１３号、山江村指定居宅介護支援等の事

業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは、議案第１３号についてご説明申し上げます。

山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、令和６年厚生労働省令第１６号の公布に伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

１枚開けていただきますと一部を改正する条例でございますし、後ろのほうには新旧対照表を添付しておりますのでご参照をいただければと思いますが、これもいわゆる上位法の一部改正に伴う条例の一部改正ということになります。省令が公布され、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部が改正されるということに伴いまして、その上位法との整合性を図るということのために本条例の一部を改正するというものでございます。

この条例によりまして、１、人材の確保、現場の業務効率化及び負担の軽減、２、業務継続に向けた組織強化、３、高齢者の人権擁護、虐待の防止などが図られるということでございます。

附則としまして、この条例は、令和６年４月１日から施行するものでございますが、一部の規定につきましては、令和７年４月１日から施行するというものでございます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１７　議案第１４号　山江村指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第１７、議案第１４号、山江村指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは、議案第１４号についてご説明申し上げます。

山江村指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和６年厚生労働省令第１６号）が公布されたということに伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるために提案させていただくというものでございます。

これも１枚開けていただきますと一部を改正する条例でございますし、後ろのほうには新旧対照表を添付させてもらっております。これも前議案と同様でありまして、いわゆる上位法の一部改正に伴う条例の一部改正でございます。省令が公布されまして、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴いまして、上位法との整合性を図るため本条例の一部を改正するというものでございます。

この改正によりまして、前議案で申し上げましたとおり、１番目に人材の確保、現場業務効率化及び負担の軽減、２、業務の継続に向けた取り組みの強化、３番目の高齢者の人権擁護、虐待の防止などが図られるということでございます。

附則といたしまして、この条例は令和６年４月１日から施行するものでございますが、一部の規定は令和７年４月１日から施行するというものでございます。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１８　議案第１５号　山江村指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第１８、議案第１５号、山江村指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　議案第１５号についてご説明申し上げます。

山江村指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。山江村指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するということでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和６年厚生労働省令第１６号）の公布に伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

１枚開けていただきますと一部を改正する条例でありまして、最後のほうには新旧対照表も添付しておりますのでご参照いただければと思います。これも前議案と同様で、省令が公布されたことに伴いまして、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、上位法との整合性を図るために本条例の一部を改正するというものでございます。

内容については、介護人材の確保と同様でございます。また、本村についてはですね、現在地域密着型事業所はございません。

附則といたしまして、この条例は令和６年４月１日から施行するものでありますが、一部の規定は令和９年３月３１日までの経過措置期間を設けてございます。以上でございます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１９　議案第１６号　山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第１９、議案第１６号、山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　議案第１６号についてご説明申し上げます。

山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するということでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和６年厚生労働省令第１６号）の公布に伴い

まして、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

１枚開けていただきますと一部を改正する条例でございますし、後ろのほうには新旧対照表も添付させてもらっております。これも上位法の一部改正に伴います条例の一部改正でございますが、省令が公布されまして、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴いまして、上位法との整合性を図るために本条例の一部を改正するというものでございます。

この条例の内容は、前回申し上げましたとおり、介護人材の確保、介護現場の業務効率化及び負担の軽減、２番目に業務継続に向けた取り組み強化、３番目に高齢者の人権擁護、虐待防止などが図られるということでございます。ただし、本村には現在指定事業所はございません。

附則といたしまして、この条例は令和６年４月１日から施行するものでありますが、一部の規定は令和９年３月３１日までの経過措置期間等が設けてございます。以上でございます。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２０　議案第１７号　山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第２０、議案第１７号、山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　議案第１７号についてご説明申し上げます。

山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村営住宅条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定をするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号）に基づく公営住宅等整備基準の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

１枚めくっていただきますと改正する条例でございますし、最後のページ、新旧対照表を添付させてもらっておりますけれども、これも公営住宅法の規定に基づき、国土交通省令で定める公営住宅等整備基準の一部が改正されました。公営住宅等で整備する場合、太陽光発電設備の設置が原則化されましたので、国の基準に伴いまして、本条例の一部を改正し、村営住宅の整備に努めるというものでございます。

この条例は、令和６年４月１日から施行するというものでございます。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２１　議案第１８号　山江村就学金支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第２１、議案第１８号、山江村就学金支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは、議案第１８号についてご説明申し上げます。

山江村就学金支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村就学金支給に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、中学校入学時に就学金を支給するに当たりまして、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

１枚開けていただきますと一部を改正する条例でございまして、最後新旧対照表を添付しております。現在、小学校入学時に就学金として１人につき３万円を保護者に支給をしておりますが、出生数が減少傾向にあります。さらなる若者の定住促進を図り、人口増加による地域の活性化に資するために、小学校入学時に加え中学校入学時にも就学金３万円を支給するということに伴いまして、本条例の一部を改正を提案させていただくというものでございます。

なお、この条例の一部改正は、令和６年４月１日から施行するというものでございます。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２２　議案第１９号　山江村奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第２２、議案第１９号、山江村奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　議案第１９号についてご説明申し上げます。

山江村奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村奨学金貸付条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、有能な人材育成を支援するということに当たりまして、返還に係る奨学生の負担軽減を図るということのために、本条例の一部を改正する必要がありますので、提案をさせていただくものでございます。

１枚開けていただきますと一部を改正する条例でございまして、新旧対照表を最後のページに添付しておりますけれども、この条例は、優秀な生徒でありながら、経済的理由によりまして就学が困難な方に対し、奨学金の貸付を現在行っているところでございます。現行ではその返還期間が８年以内となっております。ただ、最近大学院への進学など、さらに勤勉意欲のある学生も増えていることから、返還に係る奨学生の負担軽減を図るために、返還期間を貸付期間に応じて引き延ばせるように、返還の期間を貸付期間の２倍以内の期間内とすることによる、本条例の一部改正を提案させていただくというものでございます。

具体的に申し上げますと、大学院卒業まで６年間奨学金を借りた場合、最長１２年での返還が可能となるということでございます。また、併せまして、一部文言の修正をさせていただいておりますけれども、なお、この条例は、令和６年４月１日より施行するものでございますけれども、現に奨学金の返還を始めている方に対しては、従前の例によるというものでございます。以上でございます。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２３　議案第２０号　令和６年度山江村一般会計予算

○議長（森田俊介議員）　日程第２３、議案第２０号、令和６年度山江村一般会計予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは、議案第２０号についてご説明申し上げます。

令和６年度山江村一般会計予算書でございます。１枚めくっていただきますと、令和６年度山江村一般会計予算でございます。令和６年度山江村の一般会計は、次に定めるところによるとするものでございます。

まず、歳入歳出予算でございますが、第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ４３億６，７００万円と定めるものでございます。

２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、債務負担行為でございますが、第２条、地方自治法第２１４条の規定によりまして、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」によるものでございます。

次に、地方債でございます。第３条、地方自治法第２３０条第１項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」によるものでございます。

次に、一時借入金でございます。第４条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、２億円と定めるものでございます。

次に、歳出予算の流用でございますが、第５条、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。（１）といたしまして、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用といたしております。本日提出でございます。

内容につきましては、総務課行財政主幹が説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　白川総務課行財政主幹。

○総務課行財政主幹（白川　満君）　それでは、議案第２０号について説明いたします。

１ページをお願いいたします。第１表、歳入歳出予算でございます。歳入でございますが、款１、村税につきましては、所得の増加を見込みまして、前年度比約２％増の２億３，７１８万１，０００円を計上しております。款２、地方譲与税は、前年度の見込額と総務省からの通達を基にして、前年度比約１７％増の６，２５０万６，０００円を計上しております。款３、利子割交付金から款８の地方特例交付金までにつきましては、前年度実績見込額及び国の地方財政計画に基づき、合計で前年比約８２％増を計上しております。款９、地方交付税ですが、国の地方財政計画に基づきまして、前年比約１％増としました地方交付税など、１６億６，２１０万円を計上しております。款１０、交通安全対策特別交付金は、前年度の実績により前年度比約４３％減の１，０００円を計上しております。

２ページをお願いいたします。款１１、地方消費税交付金につきましては、前年度実績により前年比約８％減の６，９７０万円を計上しております。款１２、分担金及び負担金は、保育料及び川辺川総合土地改良農家負担金など、前年比約２２％減の６２８万３，０００円を計上しております。款１３、使用料及び手数料は、住宅使用料が主でございまして、前年比並みの４，６２９万９，０００円を計上しております。款１４、国庫支出金につきましては、民生費国庫負担金及び災害復旧費国庫補助金など、前年比で約３０％減の１０億７４２万９，０００円を計上しております。款１５、県支出金ですが、民生費県負担金、農林水産業費県補助金など、前年比約２％増の２億４，９２３万１，０００円を計上しております。款１６、財産収入は、村有地の貸し付け料、素材生産売払収入など前年比約５０％増の１，１８５万１，０００円を計上しております。款１７、寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金の増を見込み、前年比７％増の１億５，２００万２，０００円を計上しております。款１８、繰入金は、財政調整基金などから繰入金でありまして、前年比で約２％減の２億８９９万円を計上しております。款１９、繰越金は、前年比約６

６％増の２億３，３３３万円を計上しております。

３ページ目をお願いいたします。款２０、諸収入は、熊本県市町村振興協会交付金など、前年比で約５％増の２，７２２万８，０００円を計上しております。款２１、村債につきましては、ケーブルテレビ施設整備債や土木費債など、前年比約２０％減の３億７，９００万円を計上しております。

以上、歳入合計４３億６，７００万円でございます。

４ページをお願いいたします。歳出でございますが、款１、議会費は前年並みの５，８５７円を計上しております。款２、総務費につきましては、ふるさと応援寄附金に対する返礼品等の経費やケーブルテレビ事業への繰出金など、前年比約３％減の９億９，５７７万３，０００円を計上しております。款３、民生費は、扶助費や老人福祉費など前年比約２％減の６億７，４２８万７，０００円を計上しております。款４、衛生費ですが、簡易水道事業繰出金や子育て支援事業費など、前年並みの３億３，７１３万９，０００円を計上しております。款５、農林水産業費は、川辺川総合土地改良事業負担金などの減により、前年比約１０％減の３億２，８７１万８，０００円を計上しております。款６、商工費、山江温泉ほたる工事請負費など、前年比約１０％増の７，４８８万５，０００円を計上しております。款７、土木費につきましては、河川浚渫工事や道路新設改良工事請負費など、前年比約３４％増の３億４，３１９万円を計上しております。款８、消防費は、熊本県防災システム更新負担金などの増により、前年比約１４％増の１億４，６１４万４，０００円を計上しております。

５ページをお願いいたします。款９、教育費につきましては、学校施設の修繕や教科書改訂に伴う教材、備品購入費などの増により、前年度比約１４％増の３億１，５２７万７，０００円を計上しております。款１０、災害復旧費は、復旧工事の進捗に伴いまして、前年比約３７％減の７億８６６万４，０００円を計上しております。款１１、公債費、前年比約３％増の３億６，３７６万５，０００円を計上しております。款１２、予備費２，０５８万８，０００円を計上しまして、歳出合計を４３億６，７００万円とするものでございます。

以上、歳入歳出の合計は、前年比で約８％の減でございます。

続きまして、６ページをお願いいたします。第２表、債務負担行為でございます。事項としまして、固定資産宅地等評価業務委託事業、期間は令和６年度から令和８年度までででございます。限度額を令和６年度から令和８年度までででございます。限度額を、令和６年度から令和８年度まで、それぞれ３７０万円とするものでございます。

続きまして、７ページをお願いいたします。第３表、地方債でございます。起債

の目的、限度額の順に説明をいたします。

臨時財政対策債、限度額を３５０万円、ゾーニング計画策定事業２，４９０万円、地域振興事業７５０万円、ケーブルテレビ施設整備事業１億円、電気自動車等導入事業１，０９０万円、農道改良事業１，２５０万円、農業振興事業が５００万円、緊急自然災害防止対策事業１，９８０万円、同じく緊急災害防止対策事業、河川８００万円、道路新設改良事業６，２３０万円、河川浚渫事業８，２２０万円、消防施設整備事業１５０万円、熊本県防災システム改修整備事業６４０万円、教育ＩＣＴ環境整備事業１，１１０万円、歴史民俗資料館改修事業８６０万円、公共土木施設災害復旧事業５８０万円、農業施設災害復旧事業１６０万円、林業施設災害復旧事業７４０万円とし、合計で３億７，９００万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載してあるとおりでございます。

続きまして、１１５ページをお願いいたします。地方債の前年度末における現在高並びに年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。前年度末現在高見込額３４億４９８万１，０００円に当該年度中の増減見込額の起債見込額３億７，９００万円を加えまして、元金償還見込額３億４，６４８万５，０００円を差し引いた３４億３，７４９万６，０００円が当該年度末現在高の見込額でございます。

以上で、議案第２０号、令和６年度山江村一般会計予算の説明を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２４　議案第２１号　令和６年度山江村特別会計国民健康保険事業予算

○議長（森田俊介議員）　日程第２４、議案第２１号、令和６年度山江村特別会計国民健康保険事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは、議案第２１号についてご説明申し上げます。

令和６年度山江村特別会計国民健康保険事業予算書でございます。１枚開けていただきますと、令和６年度山江村特別会計国民健康保険事業予算でございます。令和６年度山江村の特別会計国民健康保険事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございます。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ３億９，９００万円と定めるものでございます。

２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございますが、第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定によります一時借入金の借入れの最高額は、５，０００円と定めるものでございます。

それから、歳出予算の流用でございます。第３条、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。（１）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用でございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君）　それでは、議案第２１号につきましてご説明いたします。

１ページをご覧ください。第１表歳入歳出予算、歳入、主なものにつきましてご説明いたします。款１、国民健康保険税、保険税の現年度及び過年度見込額５，００２万７，０００円とするものでございます。款６、県支出金、普通交付金及び特別調整交付金などの見込額２億９，２９２万９，０００円とするものでございます。款９、繰入金、保険基盤安定繰入金など一般会計からの繰入金３，１０７万７，０００円とするものでございます。款１０、繰越金、令和５年度からの繰越金を見込みまして、２，４９２万７，０００円としております。

歳入合計３億９，９００万円とするものでございます。

次に、２ページをご覧ください。歳出、主なものにつきましてご説明いたします。

款１、総務費、事務費等の一般管理費及び運営協議会に伴うものでございまして、５１７万３，０００円とするものでございます。款２、保険給付費、診療費、調剤費などの療養諸費及び高額療養費など、合わせまして２億８，００６万７，０００円とするものでございます。款３、国民健康保険事業費納付金、村が県に対して納付するものでございまして、県からの見込額、医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金、合わせまして９，３２０万３，０００円とするものでございます。款６、保健事業費、人件費及び特定健康診査等保険事業関係に伴うものでありまして、９９３万４，０００円とするものでございます。款１０、予備費１，０２６万９，０００円といたしまして、歳出合計３億３，９００万円とするものでございます。前年度と比較いたしまして４，４００万円の減となっております。以上、ご説明を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２５　議案第２２号　令和６年度山江村特別会計介護保険事業予算

○議長（森田俊介議員）　日程第２５、議案第２２号、令和６年度山江村特別会計介護保険事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは、議案第２２号についてご説明申し上げます。

令和６年度山江村特別会計介護保険事業予算書でございます。１枚開けていただきますと事業予算がございますが、令和６年度山江村の特別会計介護保険事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出の予算でございますが、第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ５億３，４００万円と定めるものでございます。

２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございますが、第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、４，０００万円と定めるものでございます。

歳出予算の流用でございます。第３条、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。（１）といたしまして、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用といたしております。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君）　それでは、議案第２２号につきましてご説明申し上げます。

１ページをご覧ください。第１表歳入歳出予算、歳入、主なものにつきましてご説明申し上げます。款１、保険料、介護保険料の現年度及び過年度見込額８，９６８万７，０００円とするものでございます。款３、国庫支出金、介護給付費負担金及び調整交付金、地域支援事業交付金等見込額、合わせまして１億３，８４１万２，０００円とするものでございます。款４、支払基金交付金、第２号被保険者分見込額等１億３，７８６万３，０００円とするものでございます。款５、県支出金、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金等見込額、合わせまして８，０２４万２，０００円とするものでございます。款５、県支出金、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金等見込額、合わせまして８，０２４万２，０００円とするものでございます。款７、繰入金、一般会計からの繰入金７，９４６万１，０００円とするものでございます。繰越金、令和５年度からの繰越金を見込みまして、７３５万３，０００円とするものでございます。款９、諸収入につきましては、介護予防事業参加費等９８万円を計上しております。

歳入合計５億３，４００万円とするものでございます。

次に、２ページをご覧ください。歳出、同じく主なものにつきましてご説明申し上げます。

款１、総務費、人件費及び主治医意見書手数料、球磨郡認定審査会等負担金など、合わせまして７９８万５，０００円とするものでございます。款２、保険給付費、居宅介護サービス給付負担金及び施設介護サービス給付負担金が主なものでございまして、４億９，８４８万６，０００円とするものでございます。款４、地域支援事業費、介護予防生活支援に伴う人件費及びサービス委託料等が主なものでございまして、２，４５６万円とするものでございます。款８、予備費２８６万３，０００円といたしまして、歳出合計５億３，４００万円とするものでございます。前年度と比較いたしまして、１，４００万円の増額となっております。以上、ご説明を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２６　議案第２３号　令和６年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算

○議長（森田俊介議員）　日程第２６、議案第２３号、令和６年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは、議案第２３号についてご説明申し上げます。

令和６年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算書でございます。１枚開けてもらいますと事業予算でございますが、令和６年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございます。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ５，２００万円と定めるものでございます。

２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございます。第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、３００万円と定めるものでございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君）　それでは、議案第２３号につきましてご説明申し上げます。

１ページをご覧ください。第１表歳入歳出予算、歳入、主なものについてご説明いたします。款１、後期高齢者医療保険料、保険料の現年度及び過年度見込額３，４２１万５，０００円とするものでございます。款３、繰入金、一般会計からの繰

入金１，７５４万８，０００円とするものでございます。款４、繰越金、令和５年度からの繰越金を見込みまして、１７万３，０００円とするものでございます。

歳入合計５，２００万円とするものでございます。

次に、２ページをご覧ください。歳出、同じく主なものについてご説明いたします。

款２、後期高齢者医療広域連合納付金、村が広域連合に対し納付するものでございまして、広域連合からの見込額５，１６２万円とするものでございます。款４、予備費１８万６，０００円といたしまして、歳出合計５，２００万円とするものでございます。前年度と比較いたしまして８００万円の増額となっております。以上、ご説明を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２７　議案第２４号　令和６年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算

○議長（森田俊介議員）　日程第２７、議案第２４号、令和６年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは、議案第２４号についてご説明申し上げます。

令和６年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算書でございます。１枚開けていただきますと事業予算でございますが、令和６年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出の予算でございます。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１億４，８００万円と定めるものでございます。

２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございます。第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、３，０００万円と定めるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、企画調整課主幹が説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　西企画調整課主幹。

○企画調整課主幹（西　義晴君）　それでは、議案第２４号についてご説明いたします。

１ページをご覧ください。第１表歳入歳出予算、歳入の主なものについてご説明いたします。款２、使用料及び手数料、ケーブルテレビ及びインターネット使用料など２，７２１万５，０００円を計上しております。款３、繰入金、通信系システム構築等に伴う一般会計からの繰入金として、１億１，９００万円を計上しておりま

す。款４、繰越金、令和５年度から令和６年度への繰越見込額として１３０万円を計上しております。

歳入合計１億４，８００万円としております。

次に、２ページをご覧ください。歳出になります。款１、総務費、人件費など２，２７０万円を計上しております。款２、ケーブルテレビ事業費、通信系システム構築業務等１億２，３２２万７，０００円を計上しております。款４、予備費２０７万３，０００円を計上しております。

歳出合計を１億４，８００万円とするものでございます。前年度と比較しまして、１億３，６００万円の減額となっております。以上、ご説明を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２８　議案第２５号　令和６年度山江村簡易水道事業会計予算

○議長（森田俊介議員）　日程第２８、議案第２５号、令和６年度山江村簡易水道事業会計予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは、議案第２５号についてご説明申し上げます。

令和６年度山江村簡易水道事業会計予算書でございます。本年度から会計のやり方が変わっておりますので、まず１枚開けていただきたいと思いますが、１ページです。令和６年度山江村簡易水道事業会計予算でございます。

第１条といたしまして、令和６年度山江村簡易水道事業会計の予算は、次の定めるところによるとするものでございます。

第２条、業務の予定量でございますが、（１）給水戸数が１，１００戸、（２）年間の総給水量が３１万７，０００トンですね、（３）１日平均給水量が８６８立米とするものでございます。

第３条、利益的収入及び支出の予定額でございますが、収入、第１款、簡易水道事業収益が１億１，１５４万９，０００円、支出が第２款、簡易水道事業費用１億７８４万６，０００円とするものでございます。

第４条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入、第３款、資本的収入が２，８４５万６，０００円、支出が第４款、資本的支出５，８５８万１，０００円とするものでございます。

２ページをお願い申し上げます。第４条の２、特例的収入及び支出でございますが、地方公営企業法施行令第４条第４項の規定によりまして、当年度に属する債権及び債務として、整理する未収金及び未払い額の金額は、それぞれ３００万円及び１５０万円とするものでございます。

第５条、企業債でございますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償

還の方法は、次の表により定めるものでございます。

第６条、一時借入金の限度額につきましては、１，０００万円と定めるものでございます。

次に、第７条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

第８条、議会の議決を経なければ流用することはできない経費。

第９条、他会計からの補助金につきましては、記載のとおりでございます。

本日提案でございますけれども、内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君）　それでは、議案第２５号についてご説明いたします。

３ページをお開きください。３ページ、４ページを説明いたします。令和６年度山江村簡易水道事業会計予算実施計画で、収益的収入及び支出、それから資本的収入及び支出、二つございますので分けて説明申し上げます。

まず、収益定期支出及び支出からでございます。収入、款１、簡易水道事業収益、項１、事業収益、簡易水道料金加入負担金など４，７３７万６，０００円を計上しております。項２、営業外収益、一般会計繰入金、長期前受金戻入れなど６，４１７万３，０００円を計上しております。

以上、収入総額を１億１，１５４万９，０００円とするものでございます。

次に、支出でございます。款２、簡易水道事業費用、項１、営業費用、職員の人件費、施設及び機械の光熱水費、修繕費及び減価償却費など９，１２９万５，０００円を計上しております。項２、営業外費用、地方債利子償還額、消費税及び地方消費税納付額など、１，４０２万１，０００円を計上しております。項３、特別損失、地方公営企業移行に伴います特別損失１３４万４，０００円を計上しております。項４、予備費、予備費として１１８万６，０００円を計上しております。

以上、支出総額を１億７８４万６，０００円とするものでございます。

次に、４ページをお願いいたします。資本的収入及び支出についてでございます。収入、款３、資本的収入、広域企業債、地方債借入れ分として３３０万円を計上しております。項３、他会計負担金、一般会計からの繰入金として２，５１５万６，０００円を計上しております。

以上、収入総額を２，８４５万６，０００円とするものでございます。

次に、支出でございます。款４、資本的支出、項１、道路改良費、配水管布設工事に係る実施設計委託料として１００万円計上しております。項３、企業債償還金、地方債元金の償還金として５，６５８万円を計上しております。項５、投資、基金積立金として１，０００円を計上しております。項９、予備費、予備費として

１００万円計上しております。

以上、支出総額を５，８５８万１，０００円とするものでございます。

前に戻っていただきまして１ページをお願いいたします。第４条でございますが、括弧書きをご覧ください。資本的収入額が資本的支出額に対し３，０１２万５，０００円不足しておりますので、引継金９１１万５，０００円、当年度損益勘定留保資金２，１０１万円で補塡することとしております。以上で説明を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２９　議案第２６号　令和６年度山江村農業集落排水事業会計予算

○議長（森田俊介議員）　日程第２９、議案第２６号、令和６年度山江村農業集落排水事業会計予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは、議案第２６号についてご説明申し上げます。

令和６年度山江村農業集落事業会計予算書でございます。これも会計方式が複式予算に変わっておりまして、固定資産を計算し、全体的な会計状況をみるというものに変わっているところでございます。

１ページをお開きいただきたいと思います。令和６年度山江村農業集落排水事業会計予算でございます。第１条、令和６年度山江村の簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

第２条、業務の予定量でございますが、（１）排水戸数が８４０戸、（２）年間総排出量は２６万２，４３５立米、（３）１日平均排水量が７１９立米とするものでございます。

第３条、収益的収入及び支出の予定額でございますけれども、収入として、第１款、農業集落排水事業収益が１億４，８２４万２，０００円、支出として、第２款、農業集落排水事業費を１億３，４０１万１，０００円とするものでございます。

次に、第４条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入として第３款、資本的収入が５４３万７，０００円、支出として第４款、資本的支出が４，９４０万８，０００円とするものでございます。

２ページをお願いしたいと思います。第４条の２でございます。特例的収入及び支出でございますけれども、地方公営企業法施行令第４条第４項の規定によりまして、当年度に属する債権及び債務として整備をいたします未収金及び未払金の金額は、それぞれ２３１万７，０００円及び９８５万７，０００円とするものでございます。

第５条、企業債でございますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次の表に定めるものでございます。

第６条、一時借入金の限度額につきましては、１，０００万円と定めるものでございます。

次に、第７条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

第８条、議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第９条、他会計からの補助金。

第１０条、利益剰余金につきましては、記載のとおりでございます。

本日提出となります。内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君）　それでは、議案第２６号についてご説明いたします。

３ページをお願いいたします。令和６年度山江村農業集落排水事業会計予算実施計画でございます。収益的収入及び支出でございますが、まず収入から申し上げます。款１、農業集落排水事業収益、項１、営業収益、農業集落排水処理使用料、督促手数料など３，７１８万１，０００円を計上しております。項２、営業外収益、一般会計繰入金、長期前受金戻入れなど１億１，１０６万１，０００円を計上しております。

以上、収入総額を１億４，８２４万２，０００円とするものでございます。

次に、支出でございます。款２、農業集落排水事業費用、項１、営業費用、職員の人件費、施設及び機械の光熱水費、修繕費及び減価償却費など、１億２，４１６万９，０００円を計上しております。項２、営業外費用、地方債利子償還額、消費税及び地方消費税納付額など、６０８万１，０００円を計上しております。項３、特別損失、地方公営企業移行に伴います特別損失として、１１９万１，０００円を計上しております。項４、予備費、予備費として２５７万円を計上しております。

以上、支出総額を１億３，４０１万１，０００円とするものでございます。

次に、４ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。

まず収入からです。款３、資本的収入、項１、企業債、地方債借入れ分として４２０万円計上しております。項３、他会計負担金、一般会計からの繰入金といたしまして７３万７，０００円を計上しております。項４、負担金及び分担金、加入時の工事負担金として５０万円を計上しております。

以上、収入総額を５４３万７，０００円とするものでございます。

次に、支出、款４、資本的支出、項１、建設改良費、公共桝設置工事費として２５０万円を計上しております。項３、企業債償還金、地方債元金の償還金といたしまして、４，５９０万８，０００円を計上しております。項９、予備費、予備費として１００万円を計上しております。

以上、支出総額を４，９４０万８，０００円とするものでございます。

前戻っていただきまして１ページをお願いいたします。これにつきましては４条の括弧書きに記載してございますけれども、資本的収入額が資本的支出額に対し４，３９７万１，０００円不足しておりますので、引継金１，６９３万８，０００円、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額２２万７，０００円、当年度損益勘定留保資金２，２８６万２，０００円、当年度純利益３９４万４，０００円で補填することとしております。以上で説明を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３０　議員派遣の件

○議長（森田俊介議員）　日程第３０、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第１２６条の規定により、お手元に配付しております内容にて議員を派遣するものです。

課長より訂正が出されておりますので、これを許します。

今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君）　それでは、先ほど説明いたしました議案第２１号につきまして、訂正をさせていただきたいと思います。

歳出のご説明をした際に、歳出合計を３億３，９００万円と申し上げておりましたが、正しくは３億９，９００万円でございました。お詫びいたしまして訂正させていただきます。なお、これに伴う前年度との比較等につきましては、正しい数字を申し上げておりますので、以上、訂正させていただきます。

○議長（森田俊介議員）　これで提案理由の説明は終わりました。

また、１２月議会定例会以降、陳情書が１件提出されて議会へ届いております。この件につきましては、それぞれ議員各位へ資料配付とすることとしております。

以上で、本日の日程は終了しましたので、散会といたします。

ありがとうございました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

散会　午後２時４５分

第　２　号

３ 月 １ ３ 日 （ 水 ）

令和６年第２回山江村議会３月定例会（第２号）

令和６年３月１３日
午前１０時００分開議
於　　議　　場

１．議事日程

日程第１　　一般質問

２．出席議員は次のとおりである。（１０名）

１番　白　川　俊　博　議員	２番　北　田　愛　介　議員
３番　本　田　り　か　議員	４番　中　村　龍　喜　議員
５番　赤　坂　　修　議員	６番　横　谷　　巡　議員
７番　立　道　　徹　議員	８番　西　　孝　恒　議員
９番　久保山　直　巳　議員	１０番　森　田　俊　介　議員

３．欠席議員は次のとおりである。（０名）

４．職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長　　山　口　　明　君

５．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　　長	内　山　慶　治　君	副　村　長	
教　育　長	藤　本　誠　一　君	総務課長	平　山　辰　也　君
税務課長	迫　田　教　文　君	企画調整課主幹	宮　原　安　代　君
産業振興課長	松　尾　充　章　君	健康福祉課長	今　村　禎　志　君
建設課長	蕨　野　昭　憲　君	教育課長	一二三　信　幸　君
会計管理者	髙　橋　　忍　君	農業委員会事務局長	新　山　孝　博　君

開議　午前１０時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（森田俊介議員）　ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は１０名で、定足数に達しております。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　一般質問

○議長（森田俊介議員）　本日は、会期日程日次第６、一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、６名の議員から一般質問の通告がなされております。本日は２名の議員の一般質問を通告の順に従いまして許します。

なお、会議規則による発言時間は、質問・答弁を合わせ６０分といたしますが、質問される議員におかれましては、提出された通告の内容に沿って、適切な質問をしていただきますよう要望いたします。また、質問の際に、答弁の繰り返しにならないようにご注意をお願いいたします。一方、執行部におかれましても簡潔にわかりやすく答弁をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、はじめに６番、横谷巡議員より、１．人吉球磨地域全体の「将来のあるべき姿」について、２．高齢化社会の対応について、３．丸岡公園農村広場の整備についての通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。６番、横谷巡議員。

横谷　巡議員の一般質問

○６番（横谷　巡議員）　６番議員の横谷巡です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

桜の蕾もようやくほころび始め、日ごとに春らしい陽気がただよう季節となりました。

令和６年元旦、石川県能登半島地震の発生から約２カ月ほどが経ちました。亡くなられた方、被災に遭われた方への心から哀悼の意とお見舞いを申し上げ、一刻も早い復旧・復興を願うものです。

また、国民が疑念を持ちます自民党の一部派閥による政治資金パーティー裏金問題は、国民の厳しい目、怒りで信頼を失いました。信なくば立たずの言葉のように、倫理、行動、規範などの政治改革、再発防止によって、国民の政治に対する信頼回復に努められることを切に望むものであります。

通告しています最初の質問事項であります。人吉球磨地域全体の将来のあるべき姿について通告をしております。人吉球磨地域の人口減少と少子高齢化の現状は、

予想をはるかに上回るスピードで進行し、各市町村共通の喫緊の課題であります。その影響は経済、産業、雇用、観光等多方面に波及し、地域の低迷、衰退の要因となっています。これらの活性化浮揚対策をそれぞれの市町村の個別対策、施策で行っていても限界があるように感じます。また、豪雨災害からの復旧・復興、ＪＲ肥薩線と球磨川鉄道の復旧・開通、川辺川ダム建設問題などの大きな課題がある中、それらを一緒に共有し、１市４町５村、人吉球磨は一つのもとで、振興・発展を目指す人吉球磨地域の将来のあるべき姿、このデザインを必要とする時期にきているように感じます。

そこで村長の見解をお尋ねしたいと思います。お聞かせください。

○議長（森田俊介議員）　村長。

○村長（内山慶治君）　それではお答えいたします。この人吉球磨の人口減少をはじめとする諸課題についてはですね、先般球磨地域振興局主催の主要事業説明会がありました。令和６年度に対する。その折に、各市町村長から、また県会議員からですね、そのような課題についてどのように取り組んでいけばいいのかと、いくのかと、そのような課題の解決についても、県のほうもですね、しっかり対応してほしいというような意見が交わされたところであります。

それにつきまして県のほうでは、取りあえず各市町村の若手の職員を２、３名集めてですね、その中で将来のあるべき姿についてみんなで意見交換会をしよう、討論しよう、議論しようというような会議が発足して、もう既に２回ほど開催されておりますので、まずその模様については総務課長のほうが答弁いたします。

○議長（森田俊介議員）　平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君）　それでは、ただいま村長のほうからありましたとおり、若手職員を募った勉強会というのが開催をされております。この目的としましてはですね、議員が申されておられますとおり、人吉球磨の将来を考えるというのが大きな根幹でありまして、球磨地域振興局主催で、人吉球磨の各市町村から若手職員を募って、総勢３０名で、この会の名称が、人吉球磨の将来を考える勉強会というような名称でですね、開催され、意見交換が行われております。

今までは、今年度は去年の７月１２日と９月２６日の２回開催されておりまして、また、今月、３月の１５日に３回目が開催される予定となっております。今までの勉強会の中では、将来の人吉球磨を考えたときに、地域が連携して何が必要なのかという題のもとに、また、子ども世代が地域に残るために今は何をやるべきかについて、いろいろな意見交換が行われているということであります。

その中で主なものとしましては、観光振興の面につきましては、人吉球磨で連携した農林産物のブランド化の推進が必要じゃないかということが１点と、また交流

移住定住の面では、大学の誘致などがしたほうがいいんじゃないかということの様々な意見があがっております。人吉球磨で一つの目標を設定して、今後動いたらどうかなという意見も出たということであります。また、今後この意見を踏まえまして、方向性が見いだせた場合にはですね、今からいろいろな議論がなされていくということになるかと思われます。

以上がこの意見交換会の内容でございます。

○議長（森田俊介議員）　村長。

○村長（内山慶治君）　そういう取り組みが行われているというのも、やはり我々共通の危機感があってのことだということであります。所感をということでありますけれども、私、まずはですね、その合併の市長でもありませんし、一山江の１０分の１の首長でありますから、今まである事実関係が人吉球磨にどういうことが起きているのかということと、それから、私がそういう会議で意見を申したことを述べながら、答弁にさせていただきたいと思います。

現在の人吉球磨の人口でありますけれども、大体人吉市が３万人、球磨郡が５万人、合計８万人です。ところがこれはですね、平成２７年の国勢調査によると、８万９，０００人おりました。当時は９万人切ったということで大騒ぎしたんですけれども、５年後の令和２年の国勢調査では８万２，０００人、実は７，０００人５年間で減少したと。現在それから３年ちょっと経っていますので、７万人を切ったということになっております。次期国勢調査、令和７年に行われますけれども、７，０００人どころじゃなくて令和２年７月豪雨災害を経験しておりますので、１万人ぐらい減りはせんとだろうかと、減りはしないかというような心配もしておりまして、本当にこの問題についてはですね、深刻な問題だと捉えている。

そういう中において、議員がおっしゃいました緑の流域治水、これも流水型のダムを中心として、球磨川全域のですね、治水安全度を上げるというようなことについて、確実に進んではいるものの、そのパーツが、ダムというパーツがですね、まだ未決定のままであります。

そして球磨川鉄道については、これは令和７年度中に全面開通するというようなめどが立っておりますけれども、ＪＲ肥薩線につきましては、冒頭のあいさつでも述べましたとおり、ＪＲ九州とまだまだ合意ができない、非常にハードルが高いという状況にあります。

そういう中において、じゃあ人吉球磨でどういうふうにするんだということで、防災を中心としながら、実は東京大学の松尾教授が提案されたんですけれども、球磨川流域を博物館としてですね、１０市町村でそういう構想をとりながら、防災を中心としたまちづくり、人づくりをやりましょうというようなことで、実はそのシ

ンポジウムも２月の１８日に人吉市のほうで開催されている状況で、これ全市町村とも合意しながら、人吉球磨流域全域を博物館としてミュージアムを造ろうというような動きが始まっているところであります。ただですね、１０市町村あり、それぞれの自治体が、市町村が特徴がありまして、総論賛成、総論はいいでしょうと、ただ各論になるとなかなか反対意見も出てきがちになるわけであります。

例えば、私、ケーブルテレビを人吉球磨一帯に整備しながら、優良な企業が一つできますよというようなことを二度ほど申し上げたんですけれども、ただ１０市町村全員の合意がないと、１人でも気乗りがしない首長がいますと、なかなか進めるのが難しいというような状況もあるわけであります。

また、他の市町村もですね、それぞれ首長がおりますけれども、それぞれ議会を持っておりますので、その議会の意思というのも非常に大事にしなければならないということでありますので、こういうことはという提言はできても、やりましょうということはできてもなかなか決定しないというような状況もあります。今そういう中においてもですね、それぞれの市町村で、危機感を持ちながら人口減少、少子高齢化の課題にそれぞれ取り組んでおられるというような状況であります。

ただ、災害からの復旧工事が終わるだけではですね、人口は増えないし、少子高齢化の対策にもならないということを基にしながら、人吉市のほうではコンパクトシティ構想の中でその構想が進められておりますしし、五木ではご案内のとおり、流水型ダムを中心としながら、五木振興をどう図っていけばいいのかという地域づくりが一歩ずつ進んでおります。

相良におきましては、川の駅、川まちづくりでですね、川の駅をしっかり造りながら活性化を図りたいというような構想が打ち上げられておりますし、水上においては、スポーツによる地域づくりが確実に進んでいるというようなことでありまして、郡市内それぞれの市町村が、それぞれの地域資源を活用しながら、その課題に取り組むことによって、人口減少、少子高齢化課題に取り組んでいくというような方針で今、動いているというようなことでございます。

あと私がですね、県に対して発言した内容でありますけれども、いわゆる県北のＴＳＭＣというバブル的な好景気に対して、県南は何らその進展がない。もともと南北、南と北の格差問題が言われておったわけですけれども、ますますその南北問題に拍車がかかるんじゃなかろうかということであります。というようなことを、これはＴＳＭＣ進出による意見交換会を、県の商工観光労働課が主催として県内の各地域をまわりました。人吉球磨にも来られましてその意見交換をしたところでありますけれども、私の意見を申し上げますと、ＴＳＭＣの第３工場を球磨郡人吉に造ってほしいと。普通の会社はですね、今来ても人が集まらないということで撤退

するということであります。この問題は、企業誘致をしようとするわけですけれども、ただ企業がですね、出ていくという問題についても非常に過敏に神経を尖らせなくちゃいけない問題で、錦町のルネサスが一旦撤退しようとした折に、あそこで勤めておられる３、４００人の若手が同時に職を失う、また出ていく可能性がある、いかに守るかというようなことも非常に大事な問題というようなことであります。ただし、ＴＳＭＣクラスであれば全国からですね、人は集まるというようなことを申し上げました。

もう一つですね、ＴＳＭＣ関連のいわゆる半導体教育に関するそういう教育施設を造ってほしいと、この２点を申し上げております。その後、熊本県のほうからはですね、意見交換する折に、人吉球磨の子どもがますます少なくなっていく、減少していく現状の中で、教育施設の建設は難しいというようなことを申されたわけでありますけれども、ただし、高等専門学校、高専はいくぶん設置しやすい状況にありますし、特にＴＳＭＣ絡みの教育施設、高専であれば、逆に全国から人材が集まってくるんだというようなことを申し上げているわけであります。

この課題についてはいろんな意見があるところでありますけれども、山江村としましてもそういう球磨郡全域のそういう課題と同時に、山江村としてですね、その課題に、人口減少、また少子高齢化問題とどう取り組んでいくかという課題につきましては、冒頭のあいさつで申し上げましたとおり、いろんな事業を導入しながら、翌年の予算にも若干顔出しをさせてもらっておりますけれども、しっかり取り組んでいければと思っているところでありますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　村長のお考え、見解、今までのいろんなことについて答弁いただきましたけれども、実際に球磨郡市町村若手職員を集めて研修会、将来のあるべき姿についてもスタートしていると。それから地域資源、球磨川流域の防災博物館、これは良いことだと思いますねこれ、良いと思います。それから今、村長が言われましたＴＳＭＣの県南、本当に人吉球磨は働く場がありませんので、本当に第３工場あたりを地元には強い県議、また国には衆議院、参議院、代議士がおられますので、ぜひですね、みんなで力を合わせて、人吉球磨にＴＳＭＣの第３工場あたりが誘致できれば、若者も残るし、活性化が果たせるかなと思います。

それから、以前大学の誘致の話もありましたけれどもこれは頓挫しました。しかし高等専門学校ならば今、半導体、こういうことに特化した専門学校ならば、全国から生徒が来ますから、人吉球磨も活性化が果たせるかなということです。本当に今後もですね、本村も含めて人吉球磨のあるべき姿は、人吉球磨は地域が盆地で一

帯ですから、力を合わせて振興策を練っていくということが重要だと思っております。

人吉球磨の人口は多いときに９万人台、今、最終的には７万人台とお答えをいただきました。ですから、私たちが考えているより、周囲の環境とか周囲の地域事情は大きく今、変化をしていますので、やはり広域でのよりあり方について、ちょっと今後どうなるかということの心配事もありましたから、村長の見解を伺ったところであります。

特に肥薩線の問題については、ＪＲの社長が言うように、赤字なのに観光目的の利用だけではやっぱり限界があると言われるのは、それは経営者として当然のことだと思います。ですから、やはり日常利用を沿線自治体みんながですね、例えば赤字補塡の覚悟とか、あるいは日常の利用の具体的な創出とか、あるいは村長が言われた球磨川流域の緑豊かな、自然豊かな得意なこの環境を生かした資源の創出、具体策をつくってですね、していくならば、どうにか継続的な肥薩線と、持続可能な肥薩線につながっていくのではないかと考えます。

それから、川辺川ダム建設計画です。これは五木村にとっては大変な深刻な問題でありますが、うちも含めて人吉もですけれども、豪雨災害の常習化というところから脱却するためにも、やはり災害に遭われた市民、村民というのは、このダム建設は造ってほしいと言われるのが本音じゃなかろうかなと私は思っております。そういう民意から蒲島知事も方向転換をされたわけです。いつ襲われるかわからないこの集中豪雨時の備え対策として、同じ轍を踏むことがないように、やっぱり十分な論議を重ねて、地域住民の安心とダムに対する納得感を得る治水対策が、行政の最も重要な役割ではなかろうかと考えるところです。

次に、今、正しく少子高齢化社会です。高齢化社会で本村の課題とか、いろんな対策についてお尋ねしてまいります。

高齢化社会への対応について何点か伺います。今、高齢者を狙った料金未納の架空請求や預金の不正送金、還付金の電話詐欺などが多発しています。行政でも防災無線等で呼びかけを行われていますが、村民の特殊詐欺被害を防ぐため、今後とも積極的な注意喚起等啓発が必要だと考えます。このことについて伺います。

○議長（森田俊介議員）　今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君）　それではお答えいたします。高齢者を狙った振込詐欺などの被害は全国的にあとを絶たず、大きな社会問題となっております。村内におきましても実際に不審な電話がかかってきたという報告もあがっているところでございます。

被害に遭わないためには、まず第一に、自分は絶対にだまされないといった考え

を改めることが必要でございます。いかなるときもどなたでも詐欺グループからの電話などがかかってくる可能性がございます。不審に感じたらぜひですね、山江駐在所または役場健康福祉課の消費者行政担当までご連絡をいただきたいと思います。

令和５年度の注意喚起や啓発の取り組みといたしましては、広報やまえにて注意喚起を１回、ケーブルテレビで注意喚起を１回、防災無線による情報提供と注意喚起を７回行っているところです。

また、地域で行われます公民館事業に消費者センターからの職員をお招きいたしまして、学習会も行っております。この学習会につきましてはですね、公民館事業に限らず、地域で主催される様々な学習会の折にも無料で講師を呼ぶことができますので、今月１８日に開催される区長会の折にもですね、ご案内をさせていただくこととしております。その他特殊化する詐欺の手口を知ることで、村民の皆様からのご相談に的確に対応できますよう、担当職員も研修等に参加しながら、消費者センターとの情報共有も毎月行いまして、スキルアップに努めておりますので、引き続き広報やまえやケーブルテレビ、そして防災無線などを通じまして、住民の皆様が被害に遭われないよう、情報をお伝えしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　詐欺グループの営業の方はとても上手ですよね、うまいことを理由にしますから、特にお年寄りは安心してだまされやすいと思いますので、今後とも注意喚起と啓発をお願いいたします。

次に２点伺います。１点目は、本村の過疎化が進んでおります山間地域住民の買い物とか、病院への通院等の生活に欠かせない道路等のインフラの維持管理について、どのように考えておられるかが１点、２点目は、同じく山間地域の高齢者の健康不安や悩みなど、孤立を防ぐための相談体制についての対応、この２点についてお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員）　蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君）　それではお答えいたします。村道のまず維持管理の状況について申し上げます。村内には村道が１８３路線ございます。年間２，０００万円ほどの予算を計上しておりますが、その経費は年々増加傾向にありまして、財源の確保など検討しながらその維持管理に努めております。

村道の除草及び支障木の伐採につきましては、各地区からの要望がですね、多い状況でございますけれども、まず集落内を通る道路の除草につきましては、各地区のご協力を得てですね、作業を行っていただいております。それから集落間を結ぶ道路の除草につきましては、業務委託により年間５０路線ほどを村で優先順位をつ

けまして行っております。また道路に張り出した支障木の伐採につきましては、原則土地所有者での伐採になりますが、応急的な措置が必要な箇所などは、法的に道路管理者が伐採可能な範囲で除去をしております。

それから道路状況の確認についてでございますけれども、業務委託により、毎月４回程度の道路パトロールを行っております。軽微な補修などについてはそのパトロールの都度対応しております。また大雨や台風が接近する時期などは、建設課職員が村内各地区を巡回して道路の状況を確認しており、また、村民からのですね、電話等によります要望等もございます。その際にも現地の状況を確認し、その後その対応を検討しております。

今後につきましても引き続き村民が生活するうえで、安心、安全に道路を利用できますよう、整備や維持管理に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（森田俊介議員）　今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君）　それではお答えいたします。現在健康福祉課では、保健師や介護支援専門員や社会福祉士が、住民健診の受診勧奨や健診結果説明会、またご相談や通報があった際の訪問などで、住民の方のお話を伺っておりますほか、骨こつ健康クラブ、たっしゃかクラブ、元気が出る学校、それからいきいき健康相談など、事業で集まられた際にご相談を受けるなどしております。

また社会福祉協議会に委託しております配食サービスやヘルパー事業の訪問の際などにもですね、お話を伺う機会がございます。しかしながら、すべての高齢者の方から悩み事などをお聞きできているわけではないと感じております。人それぞれ大小様々な悩みをお伺いするためには、役場や社協だけのマンパワーでは限界がございます。そこで重要な役割を果たしていただいておりますのが、山江村民生委員、児童委員の皆さん、それから公民館事業の運営を支えていただくボランティアの方々、地域見守りネットワークの皆様でございます。より地域の皆さんの近くで生の声を聞きながら、必要とあれば行政や社会福祉協議会へつないでいただいているところでございます。

議員のご質問のとおり、現代にありましては、高齢者の皆様を取り巻く問題は多岐にわたっております。事業に参加されたり、自ら相談先を判断できる方以外の皆さんの悩みや相談事に対応するということは、ここにお集まりの議員の皆様をはじめとしまして、地域をよく知る区長様、区長代理者の皆様、そして地域住民の皆様のご協力なしにはなし得ないと思っております。

私ども行政は、必要な方が必要なサービスを受けられるよう最善を尽くしますけれども、地域内においては、ご家族、ご近所、共に助ける共助の働きによりまして、地域が元気になると考えておりますので、今後も引き続き地域コミュニティ力を強

化する取り組みを進めてまいりたいと考えるところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　今後ともですね、山間地集落機能の維持のために、しっかりとした道路の維持管理、それから高齢者が多いわけですから、道路の健康とか悩みとかの相談体制に乗ってもらえれば思います。健康福祉課長の中に、議員さんもできたらば協力をお願いしますというようなことがありましたけれども、やはり住民の高齢者の山奥の方は、議員さんも選挙のときばかりじゃなくて、日ごろ来ていただいて、しっかりと私たちの悩みとか意見を聞いてほしいですと言われたことがあります。全くそのとおりだと思います。これは本当に山間部を見たときに、将来どのような姿になるかというのが予想が見えるわけですよ。ですから、ぜひ行政においてもですね、居住に関する意向調査とか、どのように地域づくりをするかという対策の検討、この必要性があるんではなかろうかなと、もう消滅してからは遅いですから、今のうちに何かすることがあるんじゃないかなということを感じております。その点についてもよろしく検討方をお願いいたします。

今、平均寿命の延伸、それから高齢者人口の増加、支給対象者の増加、支給額の増加によって、各自治体での敬老祝い金の見直しが行われています。本村においては、高齢者の長寿と健康の祝福、住民福祉向上への寄与ということで、鶴さん・亀さん応援手当敬老祝い金が７０歳から毎年５，０００円支給をいただき、大変喜ばれています。しかし、７０歳代は現役の方もたくさんおられ、平均寿命が男８１．０５歳、女８７．０９歳と共に８０歳を超えた今日、７０歳からの祝い金が社会通念にそぐうのかそぐわないのか、検討の余地もあるように感じます。平均寿命の延伸、長寿化社会の現状の中、敬老祝い金のより良い方向への見直しを検討する考えはないかお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君）　それではお答えいたします。本村の敬老者に対する祝い金制度は、昭和５４年に山江村敬老年金としてスタートしておりまして、８０歳以上の方に５，０００円、９０歳以上の方に１万円から始まっております。平成１８年に始まりました山江村敬老米寿祝い金は、８８歳の方に２万円、それから平成２２年に始まった山江村達者か祝い金は、８０歳以上の方へ基本額５，０００円、それといきいき応援手当、これは７０歳以上の独居、または７０歳以上の高齢者のみの世帯に１万円を支給するというものでございまして、これらを経まして、現在の山江村鶴さん・亀さん応援手当へと移り変わってまいりました。現在は基準日の４月１日時点で、本村に１年以上居住されている７０歳以上の方全員に５，０００

円、年間の予算にいたしまして、毎年４４０万円程度を祝い金として支給させていただいているところでございます。

先ほど経緯を申しましたとおり、敬老者へのお祝い金の額や支給対象年齢につきましては、議員おっしゃるとおり時代の流れとともにですね、これまで変化してまいりました。令和５年度、今年度は第９期介護保険事業計画の策定に伴いまして、高齢者人口の推計を行ったところでございますが、第９期計画期間であります令和６年度から令和８年度までの３カ年における、６５歳以上の高齢者人口は減少する見込みでございますが、７５歳以上の人口は増となる推計が出ております。今回ご提案をいただきましたので、今後もですね、時代に状況に合いました多くの方に喜んでいただける敬老祝い金を検討、実施してまいりたいと考えております。ぜひその折はご審議いただきまして、ご意見を賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　村長。

○村長（内山慶治君）　敬老祝い金の見直しということでありますけれども、課長が答えましたけれども、冒頭ですね、施政方針あいさつの中で、生産年齢人口が実は１５歳から６５歳と言いました。これは国の統計上の話によるものでありまして、本来はですね、１８歳まで誰しも高校に行く時代ですので、生産年齢人口のとり方を、少なくとも１８歳から７０歳まで、若しくは７５歳まで働く人の数をとらないと、誤った数字が、統計が出てくるんじゃなかろうかというようなことをいつも考えているところであります。

従いまして、今回、今あります山江村鶴さん・亀さん応援手当も７０歳以上の方すべてにということでありますけれども、各地域での敬老会が７５歳からというところもございますし、この鶴さん・亀さん応援手当始まりましてもう８年、９年経つと思います。時代も相当変わってきておりますので、今、４４０～４５０万の予算を使っておりますが、どのような方向がですね、本当に困った高齢者の方々に効果的にその金額が行き渡るのかというようなことを検討させてもらいながら、この制度のですね、有り様も検討してみたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　高齢者にとっては大変敬老祝い金はありがたいことなんですよ。子どもの応援、また今までお世話になった高齢者の応援も必要ですので、よろしく検討方をお願いしたいと思います。

次に、村民体育祭、新春駅伝大会など常時開催が行われております。しかし現状を見ますと、区対抗、年齢制限の種目により、近年は出場、参加することができない行政区が多くなってきております。先般もあの区が駅伝大会に出られんとなとか

いうような話があって、見直しをされたらいいんだがなという意見もたくさんお聞きしましたので、各行政区の人口増の変化を考慮し、それを反映した新たな形での体育スポーツ行事は開催できないのか、お尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員）　一二三教育課長。

○教育課長（一二三信幸君）　それではお答えいたします。令和５年度は新型コロナウイルス感染症が５類に移行されたことに伴い、制約を受けることなく４年振りに村民体育祭並びに新春駅伝大会を開催することができました。各地区の区長様をはじめ体育部長、そして地域住民の方々のご協力によりまして、事故なく盛会裏に終了することができました。改めて感謝申し上げます。

さて開催に当たりましては、年度当初の公民分館長、体育部長、スポーツ推進員合同会議で、開催の有無を含め日程等を決定していただき、大会の開催の前にはスポーツ推進員会議で、競技種目や内容、要項等の検討を行い、それを体育部長会議に諮って了承を得たうえで開催をしております。

しかしながら、議員がおっしゃいましたように、少子高齢化や生活スタイルの多様化により、参加者や選手を探すのに各区とも大変苦慮されている状況でありました。村民体育祭におきましては、１地区が参加自体を辞退され、いくつかの競技種目におきましても出場できない地区がありました。新春駅伝大会におきましては、５地区が不参加となり、約３分の１が欠場となりました。

かつては球技大会や秋季相撲大会と併せて、四大スポーツとして村民の皆様に親しまれてきましたが、球技大会と秋季相撲大会も平成１４年度が最後の開催となり、四大スポーツの名称は幕を閉じているところです。区長会議や地域づくり懇談会等におきましても、スポーツ行事の内容の見直しにつきまして、多くのご意見をいただいているところです。

スポーツ行事につきましては、村民の融和と親睦を図るとともに、世代間交流や地域の絆を深め、村民の健康づくりの一環として開催してきたところでありますが、今後は地区対抗か否かも含め、新たな形を模索していきたいと考えております。誰もが参加しやすく、また地区等の団結も図れるようなスポーツ行事を村民の皆さんからのアイディアもいただきながら、スポーツ推進員や区長、体育部長など、関係者で検討して進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　人口の構成が大きく変わっていますので、よろしくお願いしたいと思います。

総務課長から審議のときに話がありましたように、区長の報酬、手当、１６区ありますけれども、山間部の区長さんは戸数は少ないけれども、非常に距離が遠いん

ですよ、半日くらいかかりますかね、遠いところは、だからその点を十分に考慮して、今回から１戸当たりの手当を増額するというようなこともありますので、やはり時代の背景を考えてきちんとした対策をお願いしたいと思います。

では次にまいります。丸岡公園農村広場の整備について伺います。

丸岡公園は、人吉球磨盆地を一望でき、位置的にも自然的に環境に恵まれ、桜、つつじの花の名所として郡市でもすばらしい公園だと自負しています。しかも運動ができる広場もあり、活用のすそ野を広げれば可能性は大きく広がります。まず現在の農村広場の維持管理と利用状況について伺います。

○議長（森田俊介議員）　宮原企画調整課主幹。

○企画調整課主幹（宮原安代君）　それではお答えいたします。令和５年度の丸岡公園全体の維持管理につきましては、業務委託を締結しながら維持管理に努めております。農村広場の管理につきましては、約１万平米の広場を年間１２回の除草を行う作業内容で契約しております。

また今年度の４月から２月までの利用状況につきましては、サッカーが約７０回、グラウンドゴルフが２回、その多消防の訓練など８回の利用があり、サッカーにつきましては、土日利用が大半を占めております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　このたびですね、農村広場に民間の方から、照明等の設置の寄贈という大変ありがたい奇特な行為がありました。今、ロアッソ熊本ジュニアユース人吉など、子ども、青少年を中心に大変なサッカー熱の高まりがある中、サッカー活動の場が不足しているのが現状です。

そこで、照明等の設置に併せて、サッカーができる場、グラウンドゴルフの普及、防災避難の場、公園周囲の自然環境を生かした子育て支援の外遊び広場などによって、スポーツと健康づくりの地域交流拠点として、丸岡公園の整備を図る考えはないか伺います。

○議長（森田俊介議員）　宮原企画調整課主幹。

○企画調整課主幹（宮原安代君）　それではお答えいたします。２月に開催された山江村中学生議会においても、山江中２年生から、山江村の健康寿命を延ばす提案の中でも、議員のご質問と同様に丸岡公園の活用について貴重なご意見をいただきました。健康づくりに向けた散歩道の整備や健康器具の設置、子どもから大人まで自然の中で遊ぶことができる施設として、ジップラインやアスレチックなどの整備については、総合公園計画の中でも検討されていることから、今回の照明設備寄贈に併せて、改めて丸岡公園の整備について検討を進めたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　ちょっと村長にもお伺いしてみたいと思います。村長は、自然を生かした総合公園の構想を持っておられ、検討委員会等で構想を練っておられます。しかし、時代、社会の変遷で、公園そのものの存在意義と利用意識が大きく変貌しつつあります。これからの少子高齢化、人口減少、社会の急速な進展の中で、意識の多様化、維持管理費を考えたときに、本村における丸岡公園の整備は、周囲の緑、それからつつじ、桜の花の自然、スポーツ、運動、コミュニティなどの内容と機能の複合的充実により、利用を濃いものにすることによって、正しく時代に相応した規模的にも最適な総合公園になり得り、山江の特徴になると私は考えます。

　このようなことで、丸岡公園はコンパクトな郡市でも自慢できるような総合公園にできると思いますので、このような考えで丸岡公園の整備をどのように村長は考えておられるか、お尋ねします。

○議長（森田俊介議員）　村長。

○村長（内山慶治君）　総合公園のですね、検討委員会というのがございまして、その中では、万江地区、丸岡、それから山田地区、それぞれに公園を設置しながら、その村民の皆様方の憩いの場として、また子どもたちのゆっくり遊ぶ場として提供しようというような提案がなされているところでもあります。特にその丸岡公園についてということでありますけれども、丸岡公園については、もともと遊具を設置しようということでですね、現在のグラウンドの隣の斜面に遊戯を備えた施設を建設したいというような取り組みを、実は私、担当のとき進めさせてもらったということであります。ただし、あの場が非常に細かい粒子がですね、下流域に流れていって、下流域の池を汚すというようなことがどうしても止まらないということであります。いわゆる火山灰のナメラというんですかね、があったということで、そのところは諦めたところでありますけれども、その代わりといってはなんですけど、今の公園の広場の整備がなりました。

　広場は非常にどのように活用するかということで悩んだ時期もあったわけですけれども、サッカー、最近の議員がおっしゃるサッカー熱からですね、年間７０回、グラウンドゴルフ２回といいますか、普段から諸々の方々がですね、三々五々集まりながらそこでいろんな活動をされているというような状況であります。特にサッカーはですね、私の知り合いがおりまして、人吉の知り合いからも、ナイター施設を造ってくれんどかと、非常に夜はほかの市町村に行っているんだけど、いろんな意味で使いにくいから、丸岡公園にナイターの照明施設があると非常に助かるというようなことがありました。ただ早々にですね、役場の予算としてナイター施設をとり、その管理をどうするかということについては、ということを考えておりまし

たら、ある民間の方がナイター施設を寄贈するという形で、今回４月には完成するかと思いますけれども、そのような施設が完成いたします。

併せて、その公園の整備については、やはり村民の皆様方が寄りつきやすい、またあそこは郡市民拠点の、郡市民の方もですね、市内の遠足やですね、住民の方が来られる憩いの場として活用されておりますので、ひとつ周囲を周りながらアスレチックできるような施設を造ったらどうかということを前々から申しておりました。いわゆるジョギングのコースを造ったり、ただ散歩をしながらですね、足を伸ばしたりですね、その器具を作って、ストレッチをするような器具を作って、一周したら相当の健康の増進のための運動になるというようなことであります。

取りあえず今回のそのナイター施設が照明が設置されるということによりまして、さらにその料金の体系あたりも考えていかなくちゃいけないんだろうと思いますし、ということに併せて、丸岡公園のさらなるスポーツによる活用について検討していきたいということは、企画調整課主管が答えましたように、今、指示をしているところでありますし、総合公園の計画についてはですね、万江川の親水公園も含めて、山田地区の公園も含めてですね、しっかりその提案に沿いながら、検討をさらに進めていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　丸岡公園について、来られた方がネットに投稿しておられましたけど、駐車場も広いし、自然も良いということで意見があがっております。ですからぜひですね、これからの公園のあり方として、従来の公園じゃなくて、これからのあり方としての丸岡公園の充実整備をお願いしたいと思います。

令和６年度が本村にとりまして、豪雨災害からの復旧・復興にめどが立ち、各種事業施策の推進によって、村民の幸せと安心な暮らしが向上し、村のさらなる発展を願って一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員）　お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認めます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１０時５５分

再開　午前１１時０５分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（森田俊介議員）　休憩前に引き続き再開いたします。

次に、９番、久保山直巳議員より、１．本村給油所依存における支援について、

２．備蓄物資の整備について、３．新寺ノ下住宅、林田団地の消火栓及び防火水槽設置についての通告が出ております。

久保山直巳議員の質問を許します。久保山直巳議員。

久保山直巳議員の一般質問

○９番（久保山直巳議員）　９番、久保山直巳、議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

まず初めに、本村給油所の存続における支援についてということで、経産省の調べによりますと、全国のガソリンスタンド、給油所の数が、この８，０００カ所以上減ったことが２８日の経済産業省の調べでわかったと。過疎化の進行や燃費改善に加え、電気自動車、ＥＶの普及し始め、ガソリン販売の苦戦に追い打ちをかけたということでございます。全国でピーク時は、１９９５年３月末、６万４２１カ所あったガソリンスタンドが、２０２３年３月末には２万７，９６３カ所となった。減少は２８年連続とありました。また熊本県においてもですね、熊本日日新聞の記事でありますが、１９９５年３月末、１，４４６店舗、２０２３年３月末に６９４店舗と半分以下に減少したということでございます。

本村においてもですね、過去３店舗、高速道路のサービスエリアを除きますけれども、現在は１店舗になっております。その１店舗となったガソリンスタンドを給油所は、令和６年７月、老朽化及び地下タンクの期限切れということでですね、閉店も視野に検討をされておられるようでございます。

そこで、現在までにですね、既存の給油所本部よりですね、助成及び資金面での支援の相談があっているのか、まず伺います。

○議長（森田俊介議員）　松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君）　それでは久保山議員のご質問にお答えいたします。

平成２５年１月にガソリンタンクに設置されている地下タンクは、燃料等の漏れ防止のため、４０年以上経過した際に改修か交換することが義務づけられております。このことも含めてですね、議員が申されました中小規模のスタンドの経営を圧迫して、更新時期に廃業される、この際後継者もいないからスタンドを閉めようかとか、営業も厳しくなってきたからスタンドをたたもうかということで、廃業されているというスタンドも多くあるということは承知をいたしております。

また議員が申されました経済産業省によるですね、過疎地域を限定とした地下タンク効率化等工事に係る補助制度というのもございますけれども、先ほどから議員が申されている村内のですね、１店舗、現在営業されている１店舗につきましては、

この要件に該当しないということになっております。この要件が１市町村内の給油所数が３カ所以下、今、１店舗水害によりまして休業されておりますけれども、サービスエリアを含めますと、村内には４カ所給油所があるとカウントされているということでございまして、まず該当しないということと、居住地から最寄りの給油所までの道路距離が１５キロ以上ある地域を抱える市町村ということですので、本村は人吉のスタンドにもですね、近うございますので、このいずれにも該当しないということで、この補助制度が受けられないというようなことになっておりますので、地下タンク等をですね、改修される際には、全額この揮発油の事業者、給油所の事業者の方が負担するということになっております。

このようなことから、令和５年１０月１６日に内山村長へですね、この事業所の方、相談に来られておりますし、今月の３月４日、給油所改修に伴う費用負担に係る要望書が、内山村長、森田議長あてに提出をされているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　久保山直巳議員。

○９番（久保山直巳議員）　昨年の１２月に要望は相談に来られて、３月４日に要望書を提出されたということですね。地域においてですね、給油所がなくなることは村民にとって大変経済的に大きな負担となってまいります。また暮らしにおいてもですね、大事なライフラインの一つと考えます。村として存続における補助金等の今要望書が出されたということでございますが、今の時点では何とも言えないと思いますけれども、支援の考えはあるのかまでお伺いします。

○議長（森田俊介議員）　松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君）　それではお答えいたします。ガソリンをはじめとする燃料につきましては、議員が申されましたとおり、水や電力と同じく重要なライフラインの一つだと考えております。ガソリンスタンド給油所は、自動車や農業機械、石油ストーブなどに必要となる燃料を供給する施設であり、村内で気軽に給油できるスタンドは、現状１カ所、なかなかサービスエリアの給与所にガソリンとかですね、燃料を買いに行くことはできませんので、１カ所になっている状況で、この給油所が休業若しくは撤退となると、生活の糧としてですね、自家用車などを給油される方はもとより、基幹産業である農林業の従事者、農業機械等に燃料を入れる方、また村内の事業者の方も多数利用されていると思いますけれども、その方々にとりましても非常に不利益になるかと考えておりますし、村全体の暮らしに与える影響は大きなものであるかと考えているところでございます。

担当課といたしましてもそれらのことを踏まえながら、農業団体の方、私は産業振興課でありますので、農業団体また農業者の方にですね、いろんなご意見を伺っ

ているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　村長。

○村長（内山慶治君）　それでは私のほうがですね、対応させてもらっておりますので、私のほうからも答えさせていただきたいと思います。ＪＡ、農協は経済団体でありますから、その経済団体に対します補助制度がですね、ないというわけではありません。今までも森林組合に対する機械導入に対する補助や、農協の施設整備に対する補助は各市町村とも行ってきたということであります。

当初要望に来られた折に、そのガソリンスタンドを撤退を含めて検討しているというようなことを申されております。そのことから、先ほどありましたとおり、過疎地域における、要する過疎地域、山江村からガソリンスタンドが一切なくなるということについては、国のほうの支援制度もあるというようなことでありますが、ただし、高速道路のガソリンスタンドがあるから、過疎地域１カ所としてカウントできないから、補助金が出せないのだというのが理由の一つでありますけれども、そういう状況の中にあります。

また、先般ですね、３月４日付けで要望書があがってきております。これは議会のほうにもあがってきておりますのでご確認いただきたいと思いますけれども、農協から直接あがってきているわけで、実はやりたいという方向でＪＡのほうは、農協のほうは動いているようにちょっと聞いておりますけれども、ただもう一つですね、先ほど地域住民の方、農業従事者の方がよく利用されていて、なくなったら困るんだという話を課長のほうから申し上げましたが、本当に住民の方にとってですね、必要なガソリンスタンドであるのかということもちょっと確認をさせてもらいたいと思います。そのうえで、当然経済団体に補助事業は出してはいけないということはありませんので、その付近を含めて検討をさせてもらいながら、またＪＡのほうとも協議をさせてもらいたいと考えております。

○議長（森田俊介議員）　久保山直巳議員。

○９番（久保山直巳議員）　前向きにですね、検討をしていただくと答弁いただきましたので、大変ありがとうございます。今後ともよろしくお願いしたいと思います。

それでは次にいきます。備蓄物資の整備についてということで、令和４年度の事業費がですね、６５万８，１９６円、内容につきましては、非常食、白米、惣菜のセットを４４０食、簡易ベッド１２台、ダンボールベッドですね、非常圧縮毛布が４０枚と事務報告書に記載がありましたが、令和５年度の事業費及び備蓄在庫と、また令和６年度の計画をお伺いします。

○議長（森田俊介議員）　平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君）　それではお答えいたします。令和５年度の事業費と備蓄在

庫の内容、それと令和６年度の計画ということでございます。非常用の備蓄品につきましては、現在役場と山田小学校、山江中学校、それから屋形多目的集会施設、それと去年ですね、指定避難所に指定しました万江体育館の５カ所でありまして、品目は飲料水、食料品、生活用品、衛生用品などでございますが、この５カ所の保管箇所以外に各地区の公民館にもですね、備えをしております。

令和５年度の備蓄品購入に対します予算としましては、４５万７，０００円ということでありまして、何を購入したかといいますと、白米が５００食、惣菜類が５００食、それからスープ類が２９０食、飲料水の５００ミリリットルのペットボトル、これが１，４５０本を購入しております。

またトータルの在庫、今の在庫ということでございますけれども、食料品でいいますと白米が１，３００食あります。それから惣菜類などのおかず類ですけれどもこれが２，０００食、それから飲料水がペットボトルにしまして２，７４４本で、数量にしますと２．５トンを保有をいたしております。そのほか生活用品につきましては、主なものとしましては、簡易ベッドが６２台、避難用のテントが５０組、それから毛布が１１０枚、下着類、男性・女性含めまして２７０着、それから生理用品が３２パックということと、簡易トイレが１０個など、食料品だけではなくてですね、生活用品の備蓄も備えております。

令和６年度、来年度の計画ですけれども、予算としましては、食料や生活用品の購入の予算が７１万５，０００円、それから避難所の運営のための備品、これは避難所の強化をするというような意図でですね、その備品購入としまして２３７万４，０００円を計上させていただいております。この内容につきましては、先ほど言いました食料費が７１万５，０００円で、避難所運営のための備品、例えばマットレスとか毛布とか簡易トイレ、パーティションなどが合わせまして２３４万２，０００円を計上しております。この財源につきましては、県の補助の７０％の補助率を活用させていただいているということでございます。

○議長（森田俊介議員）　久保山直巳議員。

○９番（久保山直巳議員）　令和６年度においてはですね、生活用品とまた避難所の運営のための備品で、約合わせて３００万ということで答弁いただきました。熊日の記事においてですね、妊産婦、乳幼児用備蓄進まず、防災部署、女性ゼロ、６割と、市区町村調査との見出しでですね、地震などの災害時に、避難生活を送る女性や妊産婦、乳幼児向けの用品について、全国の自治体で備蓄が進んでいないことが、令和６年２月４日、内閣府の調べでわかったと。

２０２２年末の時点で、離乳食を備蓄していた全市区町村の１４．３％、妊産婦用の衣類は０．５％で、調査対象２０品目のうちに１６品目で３０％を下回ったと。

また災害対応の部署に女性職員が１人も配属されていない。女性ゼロの自治体が全体の６割を占めるなど、ニーズが反映されにくいことが背景にあるとありましたが、本村の状況及び今後事業の追加、変更等を考えておられるのかお伺いします。

○議長（森田俊介議員）　平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君）　新聞記事ということでございますけれども、このような記事ですね、私も拝見をさせていただいたところでございます。この記事につきましては、内閣府よりですね、昨年の２月、１年ぐらい前ですけれども、実施されました男女共同参画の視点からですね、防災等に対する調査をもとに集計された数値ということであります。集計の結果、議員申されましたとおり、女性や妊産婦、乳幼児向けの用品の備蓄が進んでいないということが掲載をしてありました。

本村におきましてはですね、現在のところ、妊産婦、乳幼児の備蓄につきましては、新聞記事どおりにほとんど備蓄していないというのが現状であります。またそういうことでありますので、今後は女性の視点に立った備蓄の購入にも努めていきたいと思います。

それから、防災部署への女性職員の配置につきましては、本村は防災部署は総務課でありますけれども、女性職員は４名おりますので、有事の際には協力しながらですね、女性の意見も聞きながら業務に当たっているというところであります。今後も、先ほども申しましたけれども、より以上に女性の視点に立った防災体制づくりを図っていきたいと考えております。

また今後の備蓄の購入につきましても、先ほど言いました令和６年度の計画では、先ほど言いました約３００万円の備蓄の購入を考えていますので、それにつきましては防災部署の職員、総務課の女性職員、それから福祉分野の面からもですね、福祉関係の分野の職員の意見を聞きながら購入したいと思っております。いずれにしましても今後あらゆる被災者をですね、想定した防災体制づくりの強化に努めていきたいと考えております。

○議長（森田俊介議員）　久保山直巳議員。

○９番（久保山直巳議員）　女性職員についてはですね、配置をされているということで安心いたしました。また、備蓄の購入についてはですね、女性職員、特に福祉分野の職員も意見を聞きながら、参考にして購入をしていくということでございましたので、非常に力強い答弁をいただきましたのでありがとうございます。

令和６年度の分でですね、備蓄品が３００万円ほど計画をしてあるということですけれども、この妊産婦、乳幼児の備蓄を今後令和６年度分で調整して備蓄できると考えていいのでしょうか。

○議長（森田俊介議員）　平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君）　令和６年度の予算につきましては、事前に県ともですね、品目等の調整を行いまして、補助金の約束をいただいたところですけれども、品物につきましては、中身の変更は可能ですので、今後議員おっしゃるとおり、そのへんもちょっと考慮しながら検討していきたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　久保山直巳議員。

○９番（久保山直巳議員）　ありがとうございます。では令和６年度分でですね、調整をして、そういうふうにお願いしたいと思います。

続きまして、寺ノ下住宅、林田団地消火栓及び防火水槽設置についてということで、①②でですね、村営寺ノ下住宅への防火水槽の設置、また②の村営林田団地への防火水槽及び消火栓の設置ということで通告しておりますが、前もって今回のですね、防火水槽、消火栓設置についてはですね、地元消防団からの要望として承知をしておりますが、地域の意見また防災マップを見た状況と村営住宅ということでですね、あえて質問をいたします。

また、双方住宅へのお住まいの方々にですね、知ってもらうためにもですね、お聞きをします。双方村営住宅はですね、棟続きであり、火災発生となりますとですね、延焼が大変危惧されるところでございます。河川防火水利は、増水また渇水時に利用できない場合もあります。迅速な消火活動ができるよう、設置に向けた計画をですね、新年度においてできないかということでお伺いをいたします。

○議長（森田俊介議員）　平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君）　新寺団地、林田団地への防火水槽等の設置ということでございます。この件につきましては、現在そのような設置要望等は地域からもあがってはきておりません。ただ新寺団地につきましては、大王神社前にですね、消火栓が設置をしてあります。それから林田団地につきましては、消火設備は役場の駐車場が一番近い場所ということで、確かに距離がありましてですね、ちょっと苦労するかなとは思っております。

消防団によります消火活動につきましては、近くの河川を水利として利用することを想定しておりまして、これも吸管もですね、確かにその河川までは届きますので現在は、それを利用することを想定しています。

ただ、議員申されているとおりですね、この水利は、例えば渇水期とかは不十分ということも考えられますので、防火水槽等の設置につきましては、現在地域からも、先ほど申し上げましたとおり、地域からも消防団からも要望があがっていないところでございます。もし、ぜひ必要であるということでありましたら、地域から消防分団長に相談されまして、分団長名で要望書を上げていただきたいと考えます。防火水槽等の設置要望の方法につきましては、消防団の新旧会議の中でもです

ね、毎回分団長へ周知をしているところであります。

それから新年度計画でできないということでありますけれども、まずは要望書の提出をお願いしたいと思っております。要望書がありましたら、どのような方法がいいのか検討させていただきたいと思っております。

また設置につきましては多額の経費がかかりますので、よく検討しながら財源を確保のめどが立ったうえで、そのあとの予算計上になりますので、今年度の予算計上執行はちょっと困難かと思われます。ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。まずは、先ほども申し上げましたが、分団長を通してですね、要望書の提出をお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（森田俊介議員）　久保山直巳議員。

○９番（久保山直巳議員）　管轄は２分団でございますので、分団長とまた協議をしながらですね、要望等を提出の方向で進めたいと思います。

それとですね、林田団地一帯は河川が防火水利ということでですね、今、課長のほうからも説明がありました。河川入り口のところにですね、コンクリートのバリケードが設置してありますが、緊急時にですね、簡単に取り外しができるのか。またこの設置位置は県がしているのか村がしているのか、お尋ねをいたします。

それとですね、これは林田団地なんですが、過去に消火訓練とかですね、今後もそういった訓練を計画されているのか、今、わかる範囲で答弁をお願いします。

○議長（森田俊介議員）　平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君）　まず、河川のバリケード、石のコンクリートがあります。あれは設置は河川の管理者であります県がですね、設置をしておりまして、この件につきましては、手で外すことができる状況になっております。この件につきまして、有事の際には県からも取り外しは自由に行ってくださいと許可をもらっておりますので、自由に取り外しができるということであります。

それから、林田団地地域の防災訓練ですけれども、過去に林田団地でその訓練が行われたという記憶は、私はちょっとありませんけれども、今後、例えば消火栓の使い方とか、いろいろな訓練をしたいということであればですね、分団長でもいいし、役場にも申し出てもらえれば、分団に協力しながら対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　久保山直巳議員。

○９番（久保山直巳議員）　消火訓練におきましてもですね、訓練もしていく方向で課長のほうから答弁いただきました。大変ありがとうございます。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（森田俊介議員）　これで本日の通告がありました一般質問はすべて終了しまし

た。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

散会　午前１１時３１分

第　３　号

３ 月 １ ４ 日 （ 木 ）

令和６年第２回山江村議会３月定例会（第３号）

令和６年３月１４日
午前１０時００分開議
於　　議　　場

１．議事日程

日程第１　　一般質問

２．出席議員は次のとおりである。（１０名）

１番　白　川　俊　博　議員	２番　北　田　愛　介　議員
３番　本　田　り　か　議員	４番　中　村　龍　喜　議員
５番　赤　坂　　修　議員	６番　横　谷　　巡　議員
７番　立　道　　徹　議員	８番　西　　孝　恒　議員
９番　久保山　直　巳　議員	１０番　森　田　俊　介　議員

３．欠席議員は次のとおりである。（０名）

４．職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長　　山　口　　明　君

５．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　　長	内　山　慶　治　君	副　村　長	
教　育　長	藤　本　誠　一　君	総務課長	平　山　辰　也　君
税務課長	迫　田　教　文　君	企画調整課長	清　永　弘　文　君
産業振興課長	松　尾　充　章　君	健康福祉課長	今　村　禎　志　君
建設課長	蕨　野　昭　憲　君	教育課長	一二三　信　幸　君
会計管理者	髙　橋　　忍　君	農業委員会事務局長	新　山　孝　博　君

開議　午前１０時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（森田俊介議員）　ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は１０名で、定足数に達しております。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　一般質問

○議長（森田俊介議員）　本日は、会期日程日次第７、一般質問となっております。

昨日、久保山議員の一般質問の際に、通告書の一つ目で、本村給油所依存における支援についてと発言をしておりましたが、本村給油所存続における支援についてでありましたので、訂正してお詫びを申し上げます。

今日は４名の議員の一般質問を通告の順に従いまして許します。

それでは、はじめに３番、本田りか議員より、１．自転車における安全対策について、２．子宮頸がん（ＨＰＶ）ワクチン接種について、３．村の情報の伝達方法についての通告が出ております。

本田りか議員の質問を許します。３番、本田りか議員。

本田りか議員の一般質問

○３番（本田りか議員）　おはようございます。議長のお許しをいただき、通告に従い、３番、本田の一般質問を行います。

質問事項は、１．自転車における安全対策について、２．子宮頸がん（ＨＰＶ）ワクチン接種について、３．村の情報の伝達方法について、以上の３点についてお伺いいたします。

まず１点目の自転車における安全対策についてですが、山江中における自転車通学者は何名で、事故防止のために何か安全対策や指導といったことはされていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君）　それではお答えいたしたいと思います。まず令和５年度の山江中学校の自転車通学生は３２名でございます。それから安全対策でございますけれども、安全対策につきましては、毎年交通安全教室を開催しております。その際には駐在所、それから人吉署から警察官が来られて安全指導をいただいているところでございます。またヘルメット着用と安全タスキの着用を義務づけているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君）　それでは安全対策面ですが、これは全村民の方に対します安全対策面について答弁したいと思います。

村民の方々におきましての安全対策につきましては、現在ヘルメット着用はですね、昨年の４月から努力義務ということでありますので、指導といいますか、協力をお願いし推進するという形になります。この件につきましては広報等でも周知をしておりますし、先ほども教育長が申されました村内の小中学校におきましても、毎年全学年を対象としました交通安全教室を開催をしておりますので、その中でも自転車の乗り方や、それに加えましてヘルメットの着用の仕方などを指導をいたしております。

また、高齢者交通安全教室も行っておりますので、その中でもヘルメットの着用を推進をしております。今後もですね、広報に限らず、回覧とかケーブルテレビ等で、着用の協力をお願いするという形にしていきたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　本田りか議員。

○３番（本田りか議員）　ただいま山江では、きちんと安全教室など指導もきちんとされているようで安心いたしました。先ほど課長が言われた、昨年の４月１日よりヘルメットの着用が努力義務となっております。つい先日４、５日前ですかね、新聞記事ではありますが、熊本県教育委員会によりますと、県立高校全日制での自転車通学生のヘルメットの着用率が、最も低い３％ということで、着用率が進んでおらず、強制はできませんが努力義務ですので、自転車事故が増えており、生徒の安全を最優先に考えたとし、来年度より県立学校の生徒については、ヘルメットの着用を義務化するとの発表がございました。

マナーやルールを守ることが一番の効果だと考えられますが、まずは自身を守るためにも、学生に限らずあらゆる年代の方々も、日ごろよりヘルメットの着用はとても大切なことだと思います。しかし、この物価高騰の中、ヘルメットの購入には多少費用がかかります。家計の負担になり得ることだと思います。

そこで提案ですが、自転車損害賠償保険に加入され、さらにＳＧマークなど認定基準を満たしたヘルメットを購入された全村民を対象とした、購入金額の一部を補助するといった考えはないかお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君）　それではお答えをします。ヘルメットの購入に対する補助の考えはないかということでございます。もちろん事故等に遭われましたらですね、ヘルメットをしている場合としていない場合には、やっぱり被害の度合いが変わってくるということであります。このけがの軽減を図るためにですね、これからもヘルメットの着用は推進していきたいと思っております。

ヘルメットの購入の補助ということですけれども、村としましても今後ももちろん着用は推進していきますけど、まずは自分の命は自分で守るという意識を持って対応していただければと思っております。よって、現在のところ、補助については考えていないということであります。ただし、近隣の自治体でもですね、購入費用の一部を補助している自治体もありますので、今後の状況、例えば努力義務ではなくてちゃんと義務化されたりとかした場合には、そして村民の方からのニーズが増えた場合に、それをもとに今後検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　本田りか議員。

○３番（本田りか議員）　昨年ですかね、球磨郡郡部一部でヘルメット購入の補助をされておられます。事業費は５２万円ということで、補正予算に計上可決して、来年度も継続予定とのことだそうです。ぜひ村民の安心安全を考えていただきたいと思っております。

続きまして、２点目の子宮頸がんワクチン接種についてですが、子宮頸がんの発症を予防することを目的とした子宮頸がん（ＨＰＶ）ワクチンの勧奨が、令和４年４月より再開されております。このことは国の検討部会において、子宮頸がんワクチンの安全性について、特段の懸念が認められないことが確認され、ワクチン接種の有効性が副反応リスクを明らかに上回ると認められたとされております。

そこで、子宮頸がんワクチン接種の対象者と内容、さらにその重要性をお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君）　それではお答えいたします。まず対象者ということでございます。令和５年度の対象者につきましては、２月末現在の未完了者数を申し上げますと、キャッチアップ対象者が６８名、定期接種対象者が８７名の合計１５５名となっております。このキャッチアップ対象者と申しますのは、子宮頸がんワクチンの安全性の観点から、先ほど本田議員申されたとおりですが、国が積極的勧奨を中止していた期間、この期間に接種の機会を逃した方たちのことでございます。それから定期接種対象者、こちらにつきましては、小学校６年生から高校１年生相当に該当する方を指しております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　本田りか議員。

○３番（本田りか議員）　２０代後半ぐらいから罹患率が上がるといわれている子宮頸がんを予防するためのワクチン接種ですが、接種される方の接種間隔の把握や、次回接種の通知などはどのようになっているのかお伺いします。

○議長（森田俊介議員）　今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君）　それではお答えいたします。まず接種間隔ということでございますが、接種につきましてはですね、最初に接種される方の接種状況というものを、母子手帳や予防接種台帳により把握しております。それから接種対象者には個別に通知を発送させていただきまして、接種希望の方がいらっしゃいましたら、健康福祉課の窓口までお越しいただきまして、受診表をお渡しするようにしております。窓口に来ていただいた際に３回分の予診表をお渡しいたしまして、接種方法の説明を行っているところです。

接種されるワクチンや年齢によりまして、接種回数や接種の間隔は違ってまいります。おおむね２回から３回とされておりますが、初回の接種後はご本人と医療機関の間で接種時期を決められておりますので、こちらから次期接種の通知というものは発送していない状況でございます。

なお、接種対象者であるのに接種が完了されていない方、また１回目の接種から長期経過しても２回目の以降の接種が確認できていない方などは、こちらで把握することができますので、個別に勧奨通知をお送りしているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　本田りか議員。

○３番（本田りか議員）　役場のほうに取りに来られるということで、母子手帳などで確認したうえで、その予診表などを渡されるというお話でした。昨年郡内において子宮頸がんワクチン接種間隔ミスが発生しとります。原因は保護者と医療機関の確認不足ということでしたが、幸い健康状態に異常はなったそうです。そこで、役場のほうでも予診表や接種券などを渡される際の細やかな注意喚起と補助の継続をこれからもよろしくお願いいたします。

続きまして、３点目の村の情報の伝達方法についてお尋ねします。現在、本村における情報の伝達は、どのような方法で行っているのかをお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君）　村の情報の伝達方法というご質問でございます。この伝達につきましてはですね、現在は広報、回覧、防災無線、ケーブルテレビなどを使いまして、村民の方々にあらゆる手段を使って情報の伝達を行っているところでございます。

○議長（森田俊介議員）　本田りか議員。

○３番（本田りか議員）　ただいま課長が答弁されましたように、広報紙、ケーブルテレビ、パソコン、ホームページいろいろございますが、それに加えて山江村の公式ＬＩＮＥを取り入れることで、携帯電話から気軽に本村の緊急情報や防災情報、様々な申請、予約、アンケート、さらに村民からの質問、また村民が道路の損傷や

水道の漏水などの不具合を発見した場合の通報など、村民にとって面倒なく閲覧や操作が可能になると考えられます。そういったことで、この便利な公式ＬＩＮＥの導入の考えはないかお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君）　それではお答えいたします。先に総務課長から答弁がありましたとおり、いろいろな媒体を活用して村の情報を行っているところです。中でもスマートフォンのアプリを活用した伝達方法としましては、有料、無料版のＬＩＮＥ ＷＯＲＫＳを活用し、役場職員のほか区長並びに情報化推進員、消防団の分団長、以上の登録を行い、緊急時の情報伝達の確保に努めております。

議員が申されましたとおり、ほかの自治体の例となりますが、くらしの情報やイベント情報、緊急情報に加え、手続きにも対応した自治体の公式ＬＩＮＥアカウントを導入しているところもございます。ＳＮＳを活用したサービスの導入に当たっては、新たな経費として、電子決済や電子申請等に対応したシステムの構築など考えられることから、山江村としましては、ＳＮＳを活用して提供するサービスを精査しながら、導入へ向けて検討を進めたいと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　本田りか議員。

○３番（本田りか議員）　ただいま前向きな検討のご発言をいただきました。職員の方々の人手不足の問題もあることと拝察いたします。予算のこともございます。ご検討のほどよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（森田俊介議員）　次に、７番、立道徹議員より、１．自然災害に対する備えについて、２．福祉（移送）タクシーについて、３．山江村スポーツ行事について、４．分館の合併及び消防団編成についての通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。７番、立道徹議員。

立道　徹議員の一般質問

○７番（立道　徹議員）　それでは、議長のお許しをいただきましたので、７番議員、立道が通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

１点目は自然災害に対する備えについて、２点目は福祉（移送）タクシーについて、３点目は山江村スポーツ行事について、４点目が分館の合併及び消防団の編成について、４点を伺います。

本年１月１日の午後４時１０分ごろに、石川県能登市を中心とした地震により、甚大な被害が発生いたしました。この地震により２４１名という尊い命が奪われま

した。亡くなられた方々のご冥福をお祈りさせていただき、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げ、一日も早く復旧・復興が進んでいきますようにお祈り申し上げます。

自然災害も大雨、台風においては、事前に気象情報等にて把握ができます。避難準備ができますが、地震だけは予測できません。平成２８年に熊本地震も経験しましたが、当村においては大きな被害はありませんでした。しかしこの熊本にも布田川活断層、熊本から八代海南部に伸びる日奈久活断層があり、人吉球磨にも湯前町から多良木町、あさぎり町、錦町を経て人吉東部に至る人吉盆地、南縁活断層もあります。そこで改めて地震に対する備え、準備等について伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君）　地震に対する備えというご質問でございます。議員申されるとおり、地震は突然襲ってきますので、予測ができないという状況であります。また、地震に対していつ揺れに襲われても身を守ることができるように、屋内、屋外を問わずにですね、常に周囲の状況や避難経路を確認していくことが重要でありまして、まず備蓄や非常用の持ち出し品の備蓄としまして、非常時の水、食糧の備蓄や非常用持ち出し品の準備をお願いしたいということでございます。

それから周囲の状況確認としましては、普段通る道に危険な場所や物がないかなど、日ごろから周囲の状況を確認していただきたいと思います。

それから安全スペースの確保についてでございます。室内にはなるべく物を置かない、安全なスペースをつくって日ごろからつくっていただきたいと思います。

それから家具の固定であります。家具は地震の際、倒れてこないよう固定していただきたいと思います。また、万が一倒れてきた場合でも、通路を塞がないような配置を考えていただきたいと思います。

それから連絡手段の確保でございます。災害が発生したときに、連絡手段や集合場所などについて、あらかじめ家族などで話し合っていただきたいと思います。

以上が日ごろからの主な備えとなりますけれども、地震に限らず災害が発生した場合には、どのような行動を取るのか、そしてどのように家族と連絡を取るかなど、日ごろから家族といざというときのために話し合っておくことが非常に重要であります。指導、説明とはいきませんけれども、村民の方々におかれましては、自分の命は自分で守るという意識を持っていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　ご丁寧な説明ありがとうございました。やはり最悪の場合にはですね、停電があり、また停電があれば水が出なくなる、そしてまたオール電化の家庭では料理もできないことが起こり得ます。課長の答弁の１番目に言われまし

た備蓄が大切であるということ、その備蓄は非常時の水、食糧の備蓄、持ち出しの準備が必要であるということで、持ち出し品はですね、両手が使えるリュックサックに入れる、停電に備えて簡易ガスコンロ、固形燃料も含めてですね、あと懐中電灯なども必要ではないでしょうか。

昨日の一般質問においてですね、役場の備蓄物資についてありましたが、すべての面において行政、役場に頼るのではなく、各家庭においてもですね、そのような準備が必要なことではないでしょうか。最低でもですね、３日間は自分たちで生き抜くような準備が必要であるのではないでしょうか。そのようなことについて、どのように考えておられるか伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君）　それではお答えをいたします。議員おっしゃられるとおりでございまして、最低でも３日間はですね、食糧の備蓄をお願いしたいということでございます。常に日ごろから災害に対する心構えをですね、持っていただきたいと思いますし、先ほども答弁の繰り返しになりますけれども、いざというときは自分の命は自分で守るという意識を持っていただくことが必要でございます。

それから、いざ災害が起きた場合には行政ももちろん支援させていただきますけれども、行政の支援が届くまではですね、自分で守る、そして地域のコミュニティの力によって、協力によりまして、行政の支援が届くまでは、頑張っていただきたいと思っております。災害が発生してすぐ行政の支援もなかなか届きませんので、それまではどうか自分の力でですね、頑張っていただきたいと思いますので、日ごろから、先ほど申しました家族との話し合い、そして日ごろからの心構えを大変重要でありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　村長からこの件に対して答弁があればお願いします。

○議長（森田俊介議員）　村長。

○村長（内山慶治君）　自然災害に対する備えということでありますけれども、その備えについてはですね、最近各家庭で５点ほど注意をしていただきながら、備蓄をはじめですね、いろんな話し合いをすることとかをお願いしたいということを申し上げました。

ただ災害時には、もちろん役場も動きますし地域も動きますし、個人でも自分の命を守っていただきたいということです。よく言われますとおり、自助としてですね、自分も助ける、自助としての家庭内で家族を守るという活動と、それから共助として、これは地域消防団もその中心になろうかと思いますけれども、隣近所で助け合いながらその災害に備える、また災害起こったときに、お互い助け合いながら

避難するとかですね、それと公助といわれる役場、また公営の電波とか放送とかありますので、まずテレビラジオ等の情報に触れられると思いますけれども、その情報をしっかり聞いていただくということをと思いますし、また、役場からも事小まめなですね、地域の実情に応じた情報を出しますので、その情報にぜひ従っていただきたい、まず逃げていただきたいというようなことを思います。

ただ、課長申しましたとおり、役場の職員６０数名おりますけれども、それだけでこの１２１平方キロの地域をですね、災害が起きたときに一挙に支援するというわけにはいきませんから、まずはやっぱり地域のほうでですね、しっかりそういう対策を日ごろから備えていただくような対策、避難訓練等々につきましてもそういう一環として行ってもらっていると思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

まずはですね、今は誰一人として、守るんだと、取り残さないとかですね、そういうような言い方を熊本県のほうでもしておりまして、その意識の中でしっかり役場としても動きたいと思います。ただ、各村民の方々もですね、ぜひ自分を取り残さないように、そして隣の方を取り残さないようにという意識の中でですね、村全体でそのコミュニティを通じながら、自然災害に対する備えを行っていけたらと思っているところであります。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　この自然災害のですね、備えについて、今後梅雨時期前、また台風時期前、または地震に備えるために啓発運動といいますか、ケーブルテレビとか、または各家庭へのパンフレット、このパンフレットは掲示できるもの、このへんについてさらに啓発していただけないか、伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君）　啓発の強化ということでございます。現在もですね、梅雨時期前とか台風シーズン前とかには広報等を通じまして、ケーブルテレビも通じまして村民の方に備えをお願いしているということであります。また議員申されましたとおり、また今後もですね、能登半島地震もいきなり襲ってきたということもありますので、日ごろから村民の方々は心構えが備わっていただきますように、さらに啓発に対してですね、力を入れたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　もう自然災害が来ないのが一番いいんですけど、よろしく行政のほうも啓発のほうをよろしくお願いします。

続きましての質問に入ります。６５歳以上のですね、ひとり暮らしの方や高齢者

世帯、または障がいをお持ちの方などを対象に、福祉タクシーを週２回まで利用できる。病院、金融機関、買い物、役場等となっていますが、例えば親子２人暮らしで、平日は子どもは仕事で休みの日曜日には病院も休みで連れて行けないと、このような家庭もあるのではないかと思いますが、そのような家庭では対象とはならないのか伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君）　それではお答えいたします。ただいまご質問の福祉サービスは、山江村いきいき在宅生活支援事業実施要項に規定されております外出支援サービス事業のことかと思います。月２０回まで、これは往復の場合は２回とカウントいたしますが、利用することができ、タクシーまたはリフト付きの専門車両で送迎するサービスでございまして、利用者の方は通常かかる料金の１割が負担となっております。

利用条件といたしましては、村内に居住されており、自宅に車がない方、一般の公共交通機関、本村の場合はまるおか号がございますが、これらを利用することが困難な方や、下肢、下半身が不自由な方であることを前提としておりまして、そのほかにも６５歳以上でひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯に属する方といった要件があるところでございます。

先ほど議員が申されました例のご家庭でございますと、お仕事に行かれる子どもさん、こちらが６５歳以上の方でございまして、送迎に利用する車両をお持ちでない場合、こちらは利用できるということになります。子どもさんが通勤用の車両を所有されておりましたり、６５歳未満でございますと、ご利用いただけないということになるかと思います。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　課長の答弁の中で、利用条件でですね、自宅に車がない方、一般の交通機関、まるおか号を利用することが困難な方や下肢が不自由な方、６５歳以上でひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯に属する方が条件であると今、答弁いただきました。しかし、下肢が不自由な方で子どもがいる、車がある家庭は、タクシーを利用して行かれるのです。この利用条件は、国や県の方針のとおりなのですか、伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君）　それではただいまの質問にお答えいたします。国や県の指針のとおりかというご質問かと思いますが、こちら移送タクシーサービス事業につきましてはですね、山江村独自で条例の中に要綱を作って整備したものでございまして、山江村のほうで作ったサービスということになっております。国・県で

指定されているものではございません。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　いろいろな家庭があると思います。親の面倒を見るのは子どもの使命である。また、自分たちを育ててくれたご恩を返さなくてはという方もいらっしゃると思います。また仕事が簡単には休めない職場、子どもの仕事を休んでまでは連れて行ってくださいとは言えない親、このような家庭がありますが、そこで、独自でこの利用条件をもっと緩和していただける、補助金等というか、そのへんの考えはないか伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　村長。

○村長（内山慶治君）　条件の緩和ということでありますので、要するに外出支援サービスという条例をですね、改正するというようなことになろうかと思いますけれども、現在その独居高齢者また高齢者世帯に対する生活の支援サービスとして、この制度が設けられているということでございます。課長が言いましたとおり、月に２０枚で１割を負担していただくとその２０枚使えるという制度でございます。

ただ、おっしゃいましたのは、親のほうが身体障がい者で、子どもさんがお勤めだという件で、その親のほうが車の運転ができないというようなケースだということであります。ただ、今の規定によりますとですね、子どもさんが運転できる、高齢世帯ではありませんので、子どもさんが運転できるということであれば、身体障がい者であってもその福祉移送タクシーのチケットは利用できないというようなことになっております。

実はですね、この移送タクシーについては、いろいろまるおか号との絡みもあって、いろいろ地域懇談会でも出てまいりました。免許を返還するのだが、福祉タクシーは使えないのかとかですね、まるおか号の家まで来ますけれども、病院のところまで行かないから、ある停留所から、人吉の停留所から歩いていかなくちゃいけない、それがちょっとできないんだというようなこともあります。そういうことを総合的に考えながら、ちょっと福祉タクシーも含めてですね、交通体系全体を見直さなくちゃいけないんだなということを考えているところであります。

いわゆるまるおか号がですね、今、本来ならまるおか号は人吉市内に入ることは原則はできないということを、山江村の地域公共交通会議が、人吉市の地域公共交通会議にお願いをして、許可を受けて今の停留所に入っているという状況でありますから、自由勝手にはできないということでありますけれども、どういうところに停まったほうが本当にもっと便利になるのかというような、停留所の問題も検討していかなくちゃいけないと思いますし、先ほど言いましたが、まるおか号を活用したいんだけれども、その停留所から遠いから免許返納ができないんだという方もお

られますので、高齢者の方で免許返納された方は、この移送タクシー、福祉タクシーを利用できることも考えなくちゃいけないというようなこともありますし、そういう議員がおっしゃった身体障がい者の方の親が、子どもが高齢世帯でないために、昼間日常のですね、ウイークデーの日に病院に行けないというケースもありますので、総合的にそういうところを全体的に検討が必要だと考えております。そういうことも含めながら、年齢制限もありますので、できるだけその地域公共交通の充実についてはですね、この福祉タクシーも含めて検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　よろしくご検討のほうをお願いいたします。

続きまして、３点目の質問に入りますけど、この質問は昨日、横谷議員のほうからスポーツ行事についてありましたが、ちょっと補足といいますか、別の視野で質問させていただきます。

まずは駅伝大会、これは以前行われていました新春ファミリーマラソン、そのへんに変更あたりというか、分館対抗ではちょっと厳しいような状況ではないかということで、私の考えでございます。

そしてまた村民体育祭はですね、昔はもう分館一致団結して燃え上がっていったというか、そういう時代もありましたけど、今は少子高齢化により、競技できない分館あたりはですね、とても寂しく残念な気持ちになられるのではないでしょうか。今、各分館においてですね、１分館１学活動、グラウンドゴルフとかいろいろ救命関係の講話とか実施されていますが、もっとこの活動をですね、もっといろいろな分野で拡大して、小さいお子様から高齢者の方まで取り組めることを考えながら検討していく時代ではないかと思います。今後いろんな各会議においてですね、提案していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森田俊介議員）　一二三教育課長。

○教育課長（一二三信幸君）　それでは立道議員のご質問にお答えいたします。大まかには昨日、横谷議員の質問の中で回答したとおりとなります。課題としてはですね、なかなか区の対応で村内のスポーツ行事が開催できなくなってきているというのは、こちらも重々承知しているところです。子どもからお年寄りまでですね、参加しやすいような競技内容とかを考えながら、分館１学とか１スポーツにつきましては、各地域でですね、呼び掛けをしていただいて、地域で盛り上がっていただくのが大事かなとは思っております。マラソン大会への移行とかですね、競技しやすいスポーツというのを関係機関で話し合いながらですね、今年度間に合うかどうかわかりませんけれども、なるべくつくっていきたいと思いますので、皆様からのアイディ

アもですね、どんどん募集していきたいと思っているところです。以上です。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　やはり高齢者の方もですね、小さい子どもさんと一緒に触れ合うならば、ますます元気が出るのではないかと思っておりますので、そのへんいろいろ検討していただき、この時代に応じたスポーツ大会をしていただければと思っております。

続きまして、最後の質問になりますけど、分館の合併及び消防団の編成についてですが、山江、山田の山間部の地区では人口減少、また高齢化に伴い分館での活動等も厳しい状況になっております。このような状況のことを考えてですね、行政としても今後の方針、そしてまた消防団員の減少に伴い、出初め式においては連合分団にての競技、とても寂しい思いがあります。団編成もいよいよ検討していく時期ではないか、この２点について伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君）　分館の合併及び消防団の編成ということであります。この分館というのは多分行政区のことだと思いますけれども、この質問につきましてはですね、昨年の定例会でも質問を、横谷議員のほうからですね、質問をされております。繰り返しに答弁としてなることもありますけれども、まず、行政区についてでございます。この行政区に対しましては、昭和６０年にですね、当時の行政区が２０ありましたけれども、それを１６行政区に見直しを行ったということの経緯がございます。議員が申されるとおり、現在村の行事等に人口減少、少子高齢化のため参加できないということで、非常に苦労をされている行政区もあります。

今後の先ほども言いました人口減少、少子高齢化の実情を把握しましてですね、地域コミュニティ等の実態を見ながら、どうしても成り立たないということでありましたら、この行政区のあり方については、地域の意見を聞きながら、そして、例えば統合したほうがいいのか、それかまた別の方法がいいのか、検討をさせていただきたいと思っております。

それから消防団につきましてですけれども、これも少子高齢化とかに伴いまして、団員の減少や高齢化が予想されまして、本来果たすべき機能力の低下等が懸念をされるところでございます。この件につきましては、地域づくり懇談会でもですね、団員が少ない地域からですね、同じような意見が出されております。

従いまして、この件につきましては、どのような方法がいいのか、令和７年４月、来年の４月をめどにですね、再編成をするということで、今、全分団と合同で話し合いに入ったところでございます。各分団の意向もありますし、それから地域の方々、そして後援会の理解も必要ですので、今後来年の４月１日をめどに、今後も

協議を進めていきたいと思っておりますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　いろいろ操法大会とかですね、やっぱり出場できない分団、本当に我々の現役の時代から比べればですね、本当に少子高齢化で寂しい思いがします。そこでこのような状況で、やはり本当の消防団活動というのはどういうものなのかということをやっぱり考えていただきたいと思います。

この件に関して村長からも何かありましたら。

○議長（森田俊介議員）　村長。

○村長（内山慶治君）　要するに人口減少等によるですね、諸々の地域のコミュニティの維持を含めて、諸々のことがですね、いろんな山江村のイベントの行事が非常に難しいというようなことになろうかと思います。

実はスポーツ行事のこともありました。まずこのことからちょっと触れさせていただきますと、もともとですね、山江村球技大会があって、秋季相撲大会、それから村民体育祭、それから新春ファミリーマラソン大会、そして新春の地区対抗駅伝大会、実はファミリースポーツ大会というのもあって六大スポーツといった時代が、昭和の時代ですね、あって、それぞれの大会が非常に賑わったという時代がありました。

ただ平成の時代に入り、諸々と体育行事が多すぎるというような体育部長からの意見もありましたし、村民の意見も聞きながら、平成１４年にですね、秋季相撲大会、そして新春ファミリーマラソン大会、それと球技大会をやめたわけです。二つの競技が残ったということになります。要するに村民大会と駅伝大会が残ったと。ただし、やめる代わりにですね、地域のコミュニティだけはしっかり守っていただきたいということで、各地域でそのスポーツ大会を開催してくださいというようなお願いをしながら、若干の助成金を今やっているというような経緯にあります。ここにきてもう実態がそうでありますように、選手編成ができないから参加できないんだというような事態が出てきているということでございます。

ただですね、私、村民体育祭、何年ぶりだったですかね、開催しながら、村民が一堂に会しながら、あちこちから笑い声が聞こえることもあり、本当に賑わう半日だった、そういう思いがしまして、やはりこういう機会は必要だと感じました。駅伝大会につきましてもそれぞれ沿道に出て、村民の方々が沿道から一生懸命声援を送りながらですね、地域に元気と活力とですね、元気を与えてくれたというような気がいたしますし、大会自体は非常に大事な大会なんだなということを考えております。

ただ、参加できない、村をあげてのスポーツ大会なのに、村をあげてそのスポーツに参加できない地域があるということは大きな問題でありますので、この件については、先ほど教育課長が申し上げましたとおり、いろんなスポーツ推進員が要項をつくりますから、スポーツ推進員を中心にですね、体育部長、また各区長を中心とした村民の意見をですね、ちょっと聞く必要があるということを考えております。いずれにいたしましても参加しやすい要項をつくっていくということを目標に、今後運営できればと思っておりますので、よろしくお願いします。

それから行政区の見直しについては、これは総務課長が答えたとおりでありますし、前回、横谷議員の質問にも答えさせていただきました。行政区を変えるということはですね、ある意味ではしっかりコンセンサスがとれていないと、地域コミュニティを壊してしまうということにもなりかねませんので、これもまた消防団もそうでありますけれども、しっかり各地区の区長を中心とした役員の皆さん方、それから地区委員の皆さん方でですね、どうすればいいのかという、特に地域課題を持ったところ１６区大変でありますし、１５区もずいぶんバランスが悪いというようなこともありますし、消防団では６分団もそうでありますが、そういう課題をどう解決したらいいのかという、近隣の地区の区長さん方の、また分団長さん方の考えというのは非常に大事になってこようかと思います。ややもするとですね、例えば８分団を７分団と一緒にするというと、８分団の方はほとんどいなくなってしまうえに、７分団の人があの広い８分団の区域まで見てまわるというのは、非常に困難だというような意見を言う人もおりますので、その付近の意見もですね、しっかり聞きながらということになります。

いずれにしましてもこの人口減少時代の中に必要とある地区のあり方ですね、それから分団のあり方、特に分団のあり方については、先ほど自然災害と言われましたけれども、いざというときはやはり消防団が一番頼りになるわけでありますので、しっかりその付近を考えながら、消防団については来年の４月再編でありますから、後援会を通じてまた村民の皆さん方にもですね、いろんな話が下りてこようかと思いますが、いろんな意見を寄せていただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　ありがとうございました。いろいろ大変な時期ですけど、よろしく地区仲良くというか、和合でですね、合併できれば幸いだと思います。令和６年もですね、大きな自然災害がこの日本、また世界において発生しないようにお祈りし、また世界での紛争が一日も早く収束しますようお祈り申し上げ、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員）　お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認めます。

－－－－－－－○－－－－－－－

休憩　午前１０時５５分

再開　午前１１時０５分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（森田俊介議員）　休憩前に引き続き再開いたします。

次に、２番、北田愛介議員より、１．民意を反映した政策について、２．復旧・復興の状況についての通告が出ております。

北田愛介議員の質問を許します。２番、北田愛介議員。

北田愛介議員の一般質問

○２番（北田愛介議員）　ただいま議長の許可がございましたので、２番議員、北田が一般質問を行います。今回は民意を反映した政策についてと、復旧・復興の状況についての２点を通告いたしております。

まず第１点目の民意を反映した政策につきましてでございます。

執行部におかれましては、住民の皆様の声を村政に反映させるために、村政懇談会を開催されております。新型コロナ感染症の影響で中断しておりましたが、令和４年５月から３年ぶりに再開され、令和５年度からは地域づくり懇談会として開催していただいております。村政においての村民の皆様の意見や要望を直に伺える重要な場所だと考えております。

そこで、令和４年度と令和５年度の懇談会への村民の皆様の出席の状況、出席者数や出席率などについて説明を求めます。

○議長（森田俊介議員）　平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君）　地域づくり懇談会の出席状況ということのご質問でございます。地域づくり懇談会の目的は、先ほど北田議員が申されたとおりでありまして、この懇談会につきましては、村民の方からのご意見やご要望を直接お聞きしましてですね、村政に反映させるために毎年各地区に出向きまして開催をいたしております。議員の皆様もご出席いただきまして大変ありがとうございました。

各地区から要望の事項につきましては、区長会において毎年回答を行っております。今年度は１２月の区長、区長代理者合同会議の中で、紙媒体によりまして回答

を行っているところでございます。また、この回答につきましては、各地域にも回覧で周知をいたしております。

今年度に開催しました地域づくり懇談会の出席者数につきましては、総数で２５６名でありまして、出席率につきましては、世帯から１名ということを対象とした場合に、約２１％ということでありました。ちなみに前回の令和４年度に開催しました懇談会の出席比率は、２６％ということでありました。

以上が出席者数と出席率の推移でございます。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　ただいま出席率等について報告いただきました。この数字がですね、多いか少ないかというのは議論の分かれるところだと思うんですけれども、事前にですね、区に対しては要望事項等を調査されて、まとめて回答をいただいておりますので、出席されない方々のですね、意見も反映されているんではないかなとは考えております。

この懇談会でもですね、多くの意見とか要望が出されたことだと思っておりますけれども、その要望とかですね、提案の概要について、説明をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員）　平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君）　懇談会で出された意見要望の内容についてというご質問でございますけれども、地域づくりで出された意見、要望等につきましては、全体で１５７件ということでありました。多く出された要望の意見の内容としましては、道路整備や災害防止対策に関すること、主なものとしましてですね、それから支障木の除去及び除草作業の依頼に関すること、それから交通安全対策に関すること、それから有害鳥獣に関すること、それから、今回ケーブルテレビ、ＣＳ放送の終了も説明しましたので、それに関することなどが出された要望、意見及び質問等でございました。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　ただいまですね、１５７件ということで、また要望等も多岐にわたっているようでございまして、やはりこれは地域のいろんな課題、問題をですね、反映していると思っております。

そこでですね、この各地域から出されました要望、意見等についてですね、どのように検討されたのかですね、基本的な対応方針をお聞きしたいと思います。各地区への回答方法についてはですね、区長会へ紙媒体で配られたと、回覧でも地域にまわってきましたので私も見ました。しかしながら、回覧はすぐまわさなくちゃいけないので、コピーでもとっておかないとなかなかじっくり読めないというようなこともございましたし、なかなか皆さんがですね、その回答内容をよく読むという

こともなかなかできないんじゃないかなと思っておりますので、その点はですね、改善が必要かなと思っております。先ほど申しましたように、どのようにですね、この問題について検討されたのか、その点をお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君）　出された意見要望等の検討ということでございます。出されました意見、要望等につきましては、内容をまとめましてですね、即対応できるもの、または予算が伴うもの、それから今後検討するものなどを分散しまして、課長会等でですね、今後の対策を検討し、協議をいたしております。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　役場内ではですね、非常に地域の要望について課長会でよく検討いただいていると伺いました。この問題についてですね、地域にとっては非常に切実な問題であろうかと思っております。令和６年度のですね、当初予算にですね、その要望等を反映された点があれば、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君）　令和６年度予算への反映ということでございます。各地区から出された総ケースは先ほども申しました１５７件でありまして、これをちょっと大まかに集約をさせていただきますと、ご意見や質問をいただいてですね、回答したものや、既に対応済み、そして対応予定のものが８８件ということでございます。それから現地等を確認し、今後対応予定や状況に応じ検討するものが３０件、それから管理者であります熊本県等へ要望するものが２９件、それから地域で行っていただくよう依頼をしましたのが１０件という内訳でございました。

今後の対応と方針と予算への反映ということでございます。先ほど申しましたとおり、即対応できるものはですね、対応をいたしております。要望等が必要な事業につきましては、既に要望を行っております。なお、単独で実施しなければならない事業につきましては、財源の確保に努めているところでございます。

予算への反映についてということでございますけれども、既に今年度、令和５年度の補正予算に計上し、現在事業を進めている事業もございます。それから令和６年度、来年度の予算反映につきましては、財源の見通しがついた事業に対しまして計上をさせていただいているということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　早速ですね、補正予算も組んでいただきながら対応いただいているということで、非常にありがたいことでございます。また、県道とかですね、県の施設については、さっき村長が直接出向かれて要望されたということで、県道

あたりのですね、支障木等も結構きれいになっているようでございますので、さらなる要望とかはどんどんやっていただきたいと思っております。

それでですね、現在行っておられる地域づくり懇談会やホームページで意見を述べられるようになっております。このようなもの以外でですね、どのような方法で民意を把握しておられるのか、回答をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員）　平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君）　懇談会やホームページ以外での意見の把握ということでございます。この要望の方法についてですけれども、役場に直接来庁されて、窓口に相談していただいてももちろん結構でございます。また、区長業務委託の契約の中でですね、委託業務としまして、村政に対する住民の要望等の取りまとめ及び伝達ということをうたってありますので、区長さんを通じて要望いただくという方法もございます。要望、意見等は手段に限ることなく常に対応したいと思っておりますので、気軽にご要望、相談いただければと思っております。

○議長（森田俊介議員）　村長。

○村長（内山慶治君）　私のほうからも若干ということでありますけれども、あまねくですね、村民の皆さんからいろんな要望や意見をお伺いしながら村政を運営したいというようなことでございまして、地域づくり懇談会等を毎年行わせていただいているということであります。

総務課長が申し上げました、ただですね、すぐできるものは役場のほうですぐ対応したりしますけれども、予算が伴うもの今後検討するものについては、いずれにしてもこの議会で予算をあげながら議決をいただかないと対応できないというような実情がありますので、ぜひその付近のところもですね、議員の皆様方にはよろしくご理解をお願いしたいと思いますし、いろんなご意見をですね、ぜひ議員の皆様方から直接お伺いするというのも大事だろうかと思いますから、よろしくお願いしたいと思います。

それから、熊本県への要望も実は建設課長と、何十項目かにわたる、件数は覚えていませんが、項目につきまして、県管理の県道河川につきましての要望を行ってきたところであります。特に諸々と要望が大きいと私、感じました役場前の交通安全施設、歩道の件についてはですね、熊本県のほうで一応交通安全施設の計画に乗せたうえで検討したいというような報告を受けておりますので、県のほうである時期になるとですね、その歩道整備もなるんじゃなかろうかというようなことも考えております。引き続き議員の皆様にもよろしくお願いいたします。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　いろいろな手段を用いて住民の皆様のご意見、ご要望を聞い

ていただいているということでございます。村政懇談会に出て直接いろいろとお話をしたいということを思っておられても、子育て世代とかですね、なかなか家を出られないとか、若い世代の方々の出席がなかなかかなわないということもあるようでございます。

そこでですね、過去には村政モニター制度をですね、設けておられまして、村政モニター募集していろいろな住民のニーズの把握とか意見を聞いたり、行政に対する評価などもできるんですけれども、そういったことをやっておられましたが、現在はどのようになっているのか答弁を求めます。

○議長（森田俊介議員）　清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君）　それではお答えいたします。村政モニター制度につきましては、２０１７年度、平成２９年度から開始し、村づくりへの建設的な意見を集約するために、施策、事業改善に生かすことを目的に制度化されたものでございます。基本的にはインターネットを活用し、募集したモニターに対し、テーマごとに設問を作り、集計する方式で、多いときには２４名の方々がモニターとして登録いただきご協力をいただきました。

今までに２０１７年度、平成２９年度から２０２１年度、令和３年度の期間に１１回のアンケートを実施し、村のイベント、まるおか号、Ｗｉ－Ｆｉ環境など多岐にわたり調査を行い、担当課へ調査結果を提供したところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　やっぱり２４名の方がですね、モニターとしてご意見を述べられたということでございます。非常にこれはいろいろな年代の方がですね、多様な方々の意見を聞くことができますので、また村政に対する評価といいますか、言い方はおかしいと思うんですけれども、いろんなこともできるのでですね、アンケートも実施しておられますので、その点ですね、今後も活用いただきたいと思いますので、そういった取り組みをですね、進めていただきたいと思いますが、活用する考えはお持ちでしょうか。

○議長（森田俊介議員）　清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君）　それではお答えいたします。令和２年度に発生した災害や新型コロナウイルスのまん延、また物価高騰による情勢の変化など、村民生活にも影響が生じているところもございます。このことから現在進めている事業に対しても評価を伺う機会が必要と感じておりますので、改めて村政モニターを募り、村づくりや各種事業の改善に向けた建設的な意見を収集するために、村政モニター制度の活用を再度行いたいと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　ただいま建設的な意見ということでですね、申されました。対面でないのでいろいろな書き込みもあって問題もあるかとは思います。しかしながら、山江村は他の自治体に先駆けてですね、情報発信に取り組んで、透明性のある行政運営を進めてきている自治体だと思っておりますので、懇談会の内容や回答をですね、先ほど申しましたように、紙媒体だけじゃなくてホームページでですね、公表いただいたりとか、いろいろな政策、予算化とかですね、そういった政策の決定プロセスがですね、住民にもわかるようにですね、村政モニターなんかを使いながら、民意を村政へ反映していただければいいんじゃないかなというふうに思っております。

また、新年度予算編成におきましては、村長と各課長さんが検討する様子をですね、収録されて、ポータルサイトで見られるような話をちょっとお聞きしましたので、そのような取り組みはですね、村政の透明性といいますか、担保するうえで非常に重要な取り組みであると思っておりますので、今後もですね、積極的にそういったものを活用しながら村政運営を行っていただければと思っております。

それから、２点目の復旧・復興の状況についてでございます。まず、仮設住宅のですね、入居されておられる方の状況と今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

発災後仮設住宅には２５世帯の方々が入居されておりましたが、万江中鶴団地の完成や自宅の再建等によりまして、元の生活を取り戻されているようでございます。また、県道や村道、水道などのインフラ復帰を待っておられた方々も、徐々に元の生活に戻られていることは、関係機関のご努力によるものと思っております。

執行部におかれては、山江村復興対策本部会議を開催しながら、関係者による復興状況の確認や今後の方針を決定されております。最新では２月２７日に開催されているようでございますが、今回の私の質問は、昨年の１２月１１日に開催されました議事録を参考に質問をいたします。

現在２カ月以上の時間が経過しておりますので、少し質問にずれが生じているかもしれませんが、まず、仮設住宅開設当時とですね、現在の入居戸数、人員、また避難原因別の内容について答弁を求めます。

○議長（森田俊介議員）　今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君）　それではお答えいたします。本村の仮設住宅は、山江中央グラウンドに木造平屋で２５戸が建設されました。令和２年８月２２日に鍵の引き渡し式が行われまして、当時の入居世帯は２５世帯、入居者数は５５名でございました。内訳といたしましては、当時の城内団地で被災された世帯が８戸２３名、

ご自宅で被災された方が４戸９名、それからインフラ崩壊による孤立等で避難された世帯が１３戸２３名でございました。現在ということでございますが、インフラの復旧待ちによる避難世帯のみが残られておりまして、７戸１１名の方が残っていらっしゃいます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　復旧が進みましてですね、多くの方々が元の生活に戻られたようでございます。先ほども申し上げましたように、私、１２月の復興対策本部の議事録を見ておりますので、そのときのですね、議事録を見ますと、本年８月の２１日ですかね、仮設住宅の入居期限となっているが、出水期までに大川内橋から上の県道が間に合わないというような記述がありました。そこで県道や村道の復旧の見通しとですね、仮設に入居されておられる、今、インフラ避難だけの方々ということで答弁ございましたけれども、復帰可能な時期、見通しについて答弁を求めます。

○議長（森田俊介議員）　今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君）　それではお答えいたします。現入居者の皆様は全員、先ほど申しましたように道路、インフラの復旧待ちによります避難でございますが、仮設住宅の明け渡し期限が令和６年８月２１日でございまして期限が迫っているところでございます。大きく分けますと、村道吐合宇那川線の復旧を待たれております尾寄崎地域の方、こちらが３件でございます。県道坂本人吉線の復旧を待たれている熊の原、山口、合子俣地域の方が４件と、この２つに分けられます。

この２路線におきまして、現在災害復旧工事を行っている区間の工事完了予定時期と申しますのが、村道吐合宇那川線につきましては、令和６年度末、令和７年３月末を予定しております。県道坂本人吉線につきましては、令和６年１２月末を予定しているということでございます。いずれも仮設住宅の明け渡し期限を大きく越えてしまいますので、現状といたしましては、どちらの路線も工事用の仮設道路が河川の中に設置されている状況でございます。ですが、この区間内の河川内通行は５月末までには両路線ともに解消される見込みでございます。住み慣れない仮設住宅での生活を余儀なくされている皆さんにとって、一刻も早く元の生活を取り戻していただくことを前提に考えますと、最短の復帰可能時期は、この仮設がとれますこの令和６年５月末ごろになると考えております。

と申しましても天候等により復旧工事の期間にずれが生じる場合もございますので、復旧時期が変更となる場合もございます。当然入居者の心身の安全が第一でございますので、この３月中に入居者の方へ説明会を実施させていただき、きちんとご理解をいただいたうえで復帰いただきたいと考えているところでございます。以

上でございます。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　やはり仮設入居されておられる方々もですね、いつ帰れるのかというのがですね、見通しがつかないと大変不安であると思っております。５月末には一応帰れるという見通しで、３月には説明会も開催いただけるということですので、安心されることだと思っております。

それから、大規模災害時のですね、避難迂回路についてということで質問を行います。令和２年度豪雨災害のときには、夜中から未明にかけての豪雨ということで、あっという間にですね、万江川が増水し、県道や村道が被災をいたしまして、また、村内の林道作業道などもですね、大規模に被災して、住民の方々が取り残され、孤立を余儀なくされたということでございます。山田地区では、下払地区の村道も被災し、長期間作業道等の連絡道路をですね、活用した迂回を余儀なくされております。今も林道などは入札不調等により、多くの路線が不通となっているということでございます。いざというときはですね、林道や作業道も被災していなければですね、連絡道路として活用が可能であると思っております。

１月に発生しました能登半島地震では、主要道路が被災して不通となり、被災地に入ることすらできず、安否確認もできなかったということもございましたし、支援が遅れるという影響が出ております。そこで本村においては、大規模災害時における迂回路の検討を具体的にしておられるのか、また、その迂回路となり得るようなですね、道路、林道とか作業道ですね、今、被災していると思いますが、整備が必要であると思いますけれども、そういった整備計画があるのかを伺います。

○議長（森田俊介議員）　平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君）　それではお答えをいたします。県道や村道が被災した場合の迂回路計画ということでございます。県道や主要の村道が被災した場合には、山間部を通ります林道、作業道はですね、より以上被災しているんじゃないかなということも思われますし、大変危険な道路と考えられます。

しかしながら、令和２年の豪雨災害につきましては、孤立した集落がありましたので、県道とか主要村道が使われませんでしたので、安否確認を行うためにですね、村道の大平戸屋線などをですね、土砂を除去しながら安否確認を行ったということを活用しながら行っております。

従いまして、常に災害時に孤立集落を出さないように、迂回路として活用できるよう日ごろから村道、林道、作業道等の整備を図っていく必要があるということは認識しているところでございます。

今後の整備の計画ということでございますけれども、県営ではございますけれど

も、水無地区から球磨村に抜ける山江球磨線の林道が現在計画をされております。これによりまして事業の早期竣工が図られるということでございます。以上が今後の計画ということでございます。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　山江村ではですね、２本の県道がでございますけれども、どちらも行き止まりでですね、近隣の町村へも抜けられないということでございまして、整備貫通促進期成会等で県へ要望を行っていただいておりますけれども、なかなか貫通というのは難しい状況であります。今、山江球磨線という計画が答弁がございました。こういったものや、また大川内とかですね、尾寄崎から抜けられるようなことも必要であるかと思いますので、迂回路等も含めてですね、いろいろな整備といいますか、をお願いしたいと思っております。

それからですね、次に孤立集落への支援方法ということで、前回の令和２年の水害でもですね、なかなか支援物資を届けるのに、自衛隊の方々が荷物を何十キロというのをかつぎながらですね、行かれたということでございます。そのような状況からですね、復興計画、復旧計画の中で、ドローンなどを活用した物資の輸送という意見とかですね、そういったことも出ておりました。近隣の自治体とか他の自治体では、搬送試験などもですね、やっておられるということでございます。なかなか正確に無人で届けるというのは難しいこともあると思いますけれども、村長の話では、５Ｇとか６Ｇとかですね、そういったものを活用しながらやれば、かなり正確な物資の搬送、無人でですね、できるということもお聞きしておりましたので、そういったことについて具体的に検討をされているのかですね、そのあたりの答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員）　平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君）　それではお答えをいたします。孤立集落へのドローン活用ということでございます。この件につきましては、令和２年の豪雨災害ではですね、孤立集落が発生しまして、議員申されているとおり、人力で物資を運搬したという経緯がございます。このような場合は、議員申されますとおり、ドローンを活用した運搬は非常に有効的でありますけれども、正確に届けられるか、それからＧＰＳなどを活用し、そういうシステムが必要ということであります。

この件につきましては、具体的な導入計画というのは現在ございませんけれども、今後導入に向けて検討する必要があると思われますので、導入している地域をちょっと調査をいたしまして、課題、効果等を検証をさせていただければと思っております。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　本村においてはですね、東京大学との共同研究でもいろいろと情報通信とかですね、そういった情報通信機器を活用した村の課題解決というようなものも研究をされておりますので、そういったものを進めながらですね、先進的に５Ｇ、６Ｇを導入しながらですね、進めていただければ、こういった過疎地域の条件不利地域の課題解決につながるんじゃないかなと思っておりますので、そのあたりはですね、積極的に進めていただければと思っております。

それから最後の質問になりますけれども、復興計画策定時にですね、多くの意見が寄せられております。今後においてですね、各種事業をですね、確実に実施する必要があります。令和６年度当初予算でですね、この復興・復旧計画の中で計画されたもの、予算化を具体的にされたものがあれば答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員）　平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君）　復興計画ということでございます。北田議員におかれましてはですね、この復興計画の策定委員の委員長としてご尽力いただきまして大変ありがとうございました。

現在この復興計画の中で六つのプロジェクトを推進をいたしております。動いておりますけれども、この事業の進捗状況につきましては、おおむね２カ月ごとに、先ほど議員申されました、復興対策本部会議の中で進捗状況を共有をしているところでございます。

また議員さんも入っていただいておりますけれども、各種団体や村民の方々で構成される復興村づくり推進委員会の中で、進捗状況の報告を行っているところでございます。この計画の中にある事業につきましては、既に着手済みで、今後も継続していく事業、状況を見て取り組む事業など着実に事業を実施しております。

令和６年度の予算につきましても六つのプロジェクトを推進するために、令和３年度から継続して予算計上を行っているところでございます。今後も引き続き計画に盛り込んだ事業の展開を図っていきたいと思いますので、議員の皆様、そして村民の皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　村長。

○村長（内山慶治君）　私からもお答えさせていただきますけれども、山江復興計画の取り組み状況というのがございまして、六つのプロジェクトの中でどういう進捗状況を示しているかというようなことを、２カ月に１回それぞれの課の委員とですね、課長ですけれども意見交換させてもらっていると、進捗状況を共有させてもらっているというような状況であります。

その中で、議員お尋ねの令和６年度はどうなんだというようなことでありました。ただ、今この復興のですね、計画取り組み状況には位置づけはしておりませんけれ

ども、復興の大きなプロジェクトとなり得る事業がですね、石蔵の拠点整備事業がございます。議員も委員としていろんな意見承っているところですけれども、現在基本構想を策定し、令和６年度から基本計画に入っていくということになりますので、その基本計画を作成するに当たっての予算の顔出しはさせてもらっているというようなことであります。

このプロジェクトにはですね、要するに石蔵活用のプロジェクトの中には、県の復興局のほうからも２名参加、振興局のほうからも２名参加、オブザーバーとして参加していただき、いろんな意見もいただきながら、財政支援もしていくというような方向でありますので、そういう県と連携しながらしっかり、県のほうもですね、この石蔵の活用プロジェクトに非常に興味を示し、応援体制でもありますので、しっかりこの件につきましては、令和６年度以降ですね、この復興のシンボルの事業の一つとして取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　ありがとうございます。ただいまですね、石蔵のプロジェクトの件が出ました。こういう大きなプロジェクト、かなり多額の予算を必要とするようでございます。県も支援してくれるということではございますけれども、この内容についても検討委員会だけにとどまらずですね、先ほど申しましたように、村政のモニターですね、行政モニター、こういったところにも投げかけながら、いろいろな多様な意見をですね、聞いていただいて、多くの意見を聞いていただくということも大切かと思いますので、そういったこともやっていただければと思っております。やはり、村民の方々いろいろな考えの方がいらっしゃいますので、大きな事業をやるんだ、その財源はあるんだと言ってもですね、いろいろ多様な意見が出てまいりますので、多くの意見を聞いていただければと思っております。

令和２年の豪雨災害、大変な被災をいたしております。村長を中心にされですね、職員一丸となって復興・復旧に努めていただいておりまして、検証をしながら進めておられます。非常に計画どおりに進んでいてですね、目に見える形で復旧が進んでいることを実感いたしております。しかしながら、全国各地でですね、大規模な自然災害が頻発しております。今後におきましてもですね、村民の皆様が安全で安心して暮らせる山江づくりを目指してですね、今後ともご努力いただきますようにお願い申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員）　お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認めます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時４４分

再開　午後　１時１５分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（森田俊介議員）　休憩前に引き続き再開いたします。

次に、１番、白川俊博議員より、１．一般廃棄物及び資源物の現状について、２．イベントに係る成果と期待される効果について、３．建物耐震の現状についての通告が出ております。

白川俊博議員の質問を許します。１番、白川俊博議員。

白川俊博議員の一般質問

○１番（白川俊博議員）　議長より発言の許可をいただきましたので、１番議員、白川が質問いたします。

内容は、一般廃棄物及び資源物の現状について、そして、イベントに係る成果と期待される効果について、それから最後に、建物耐震の現状についての３点通告いたしておりますので、よろしくお願いします。

私で一般質問が最終となりますが、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従いまして、まず１点目です。一般廃棄物及び資源物の現状についてですけれども、本村の可燃物及び不燃物などの一般廃棄物、またリサイクル物として再利用される資源物は、各地区に指定されたごみステーションへ住民の方々が持ち込まれ、その一般廃棄物は毎週決まった曜日に収集され、地域及び個人の住環境の維持のため、日々の搬出作業が行われております。

以前は各家庭でごみ焼きなども行われていて、生活環境も悪影響を与えておりましたが、近年は住民の方の意識も向上し、清潔な環境のもと生活されております。さらにリサイクル可能な資源ごみも分別が浸透しておりまして、各家庭での廃棄物へのごみ対策も進んでいるようでございます。

また、廃棄物の排出状況については、広報やまえのお知らせの欄に「エコ得情報局」と題し、三月分のごみ情報として、村全体のごみの量や１人当たりのごみ排出量などがわかりやすく掲載されております。その広報紙では、前年の同月で比較されておりますが、これらの山江村から排出される近年の可燃物や不燃物及び資源物など、それぞれの量の排出情報をお尋ねいたします。今年度につきまして、令和５

年ですけれども、わかる月までで結構ですが、昨年の比較がわかりましたらお願いいたします。

○議長（森田俊介議員）　今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君）　それではお答えいたします。直近の令和２年度から４年度、過去３カ年の実績ベースで、一般廃棄物、それぞれ可燃、不燃、粗大、資源の順に合計重量までを申し上げたいと思います。

まず令和２年度、可燃ごみ６６７．７トン、不燃ごみ４９．４トン、粗大ごみ１０．５トン、資源ごみ８８．２トン、合計いたしまして８１５．８トンでございます。令和３年度、可燃ごみ６５８トン、不燃ごみ４１．４トン、粗大ごみ２１．６トン、資源ごみ７７．３トン、合計いたしまして７９８．３トンとなります。令和４度、可燃ごみ６６２．６トン、不燃ごみ４１．３トン、粗大ごみ９．６トン、資源ごみ８０．３トン、合計いたしまして７９３．８トンとなっております。令和５年度ということでございますが、年度途中でございますので、１月末現在で合計を申し上げますと、６９４．７トンとなっておりまして、こちらにつきましては、例年よりも若干年度末にはですね、若干増となる見込みでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　令和２年度からの状況の説明をいただきました。可燃ごみ、不燃ごみと若干ではございますけれども年々減少しているようで、令和３年度においては、粗大ごみが増加、資源ごみが減少しているようで、全体的に一般廃棄物の排出量は減少傾向にあるようでございます。

要因としましては、コロナ禍のすべての行動が制限されたことや、豪雨災害なども影響しているように思われるようでございますけれども、先ほども申しましたけれども、毎回発行する広報紙に、ごみ出し情報と併せてごみ減量への協力の記事もありますが、このほか行政から今後もごみ減量への周知や具体的な対策など、取り組みがありましたらお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員）　今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君）　それではお答えいたします。先ほど白川議員のほうからも申されましたとおり、直近３カ年は減少傾向にございます。しかし、令和２年度及び令和３年度、一般廃棄物の計が多くなっているのは、令和２年７月豪雨の影響によるものとみておりまして、こちらを加味しますと横ばい傾向であるのではないかと考えているところです。

ごみ減量への取り組みといたしましては、先ほど議員も申されましたとおり、毎月発行の広報やまえにおきまして、エコ得情報として載せさせていただいているほか、村民の皆様にですね、ごみ減量の意識啓発ということでいろんなことを行って

おります。その中で、対策ということをおっしゃいましたけれども、適正な分別を行っていただくということがまずもって重要かと考えております。資源ごみとして分別していただくことで、可燃ごみの量を減らすことができまして、資源ごみとして出されたものはリサイクルして活用することは可能でございます。

また、可燃ごみとして出される生ごみについて、これはしっかりと水気を切っていただくだけでごみの減量につながりますし、食材の無駄が出ないようにですね、買い物をされる際に使いきれるだけの量を購入いただくといった心掛けも必要になってくるかと思います。

いずれにいたしましても今後もですね、村民の皆様のご理解とご協力なしにはごみの減量化は図られませんので、引き続き適正なごみ出しについてのお願いとエコにつながる活動の取り組みをご紹介してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　ただいま回答いただきました。食品ロスの削減や生ごみの水切りなど、個人でできるものは工夫はたくさんあると広報紙でも記載してあります。行政からも引き続きのですね、ごみ減量、削減に対する周知のほどをよろしくお願いいたします。

これは先の新聞記事の中にあったわけですけれども、ごみとして排出される使用済みの紙おむつの増加が問題化していると。中でも尿などの水分を含んだ高分子吸収剤の処分は難題であるが、大学の研究チームがデンプンから高吸収性ポリマーを開発したとあります。微生物の働きで分解されるため、焼却せずに埋立て処分できるとありました。まだまだ研究段階とありましたけれども、今後高齢化を迎える社会で、生活に欠かせない衛生用品へも、ごみ削減への環境維持などにも必要ではないかと思いますので、こういった情報等へも関心を持っていただければと思うところでございます。

先の質問でご回答いただきました廃棄物等の処理でございますけれども、これについては、人吉球磨広域行政組合で運営している人吉クリーンプラザへの持ち込み処分となっておりますが、その処分費には相当な費用の山江村負担が伴うと思われます。その費用についての負担額の近年の状況、また資源物については、リサイクル収集業者へ資源ごみとして買い取らせておりますが、それについての売上の状況などをお願いいたします。令和５年度につきましては、わかりましたらお願いいたします。

○議長（森田俊介議員）　今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君）　それではお答えいたします。ごみ処理に関する施設の運営につきましては、人吉球磨広域行政組合が行っております。人吉球磨広域行政

組合負担金の中で、ごみ処理場、赤池ごみ処理施設、それから相良の埋立処分場に関連する負担金のみを合計で申し上げたいと思います。

こちらは令和２年度から令和５年度の４カ年を申し上げます。まず令和２年度、３，３５９万９，０００円、それから令和３年度、３，２５７万４，０００円、それから令和４年度、３，４６７万円、令和５年度、３，７０３万３，０００円となっております。こちら平均いたしますと、毎年度約３，４５０万円程度の負担金額となっているところです。

次に資源物の売上についてのご質問でございますが、こちらは令和２年度から令和４年度の３カ年の推移を申し上げたいと思います。令和２年度、アルミが１１万１，３００円、スチール５，８８０円、合計いたしまして１１万７，１８０円。令和３年度、アルミ１１万６，７００円、スチール４，８００円、合計いたしまして１２万１，５００円となっております。令和４年度、アルミが１１万２，２００円、スチール５，８００円、合計いたしまして１１万８，０００円となっております。令和５年度につきましては、こちらは年度途中でございますので、１月末現在で申し上げますと、両方合計いたしまして９，７２０円と現在のところなっておりまして、こちらは例年並みとなる見込みでございます。この売上額につきましては、本村の予算財源の一部に充てさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　処分にかかる負担金は、毎年３，０００万円を超える相当な額でございます。これが毎年のように支払われるのですから、少しでも排出量を減らすことにより負担額も減少していきますので、各個人のごみ削減の取り組みが必要かと思われます。また資源ごみが再利用されるリサイクルの販売額、少額ではございますけれども、幾らかの歳入になるということで、今後も全体的な排出量を減らし、そして再利用される資源ごみが少しでも増えるような、普段からの環境に対するごみ削減への住民の意識も期待をしたいものでございます。

先ほど質問でも述べましたが、ごみ収集は毎週定期的に収集業者が曜日を定め、種類ごとに収集しておりますが、その地区にあるごみステーションは、行政区のおおむね班ごとに設置されており、それぞれの地域で管理されておられると思います。そのごみステーションも設置年もバラバラで、老朽化し、建て替えが必要なところもあると聞きます。各地域も少子高齢化により戸数も減少し、１人世帯が増えている現状です。以前の地域懇談会でもごみステーションの建て替えの助成はないか、また、一般質問でもこの件に関しては質問された経緯がありましたが、その際の回答では、本村には地域自立支援事業補助金制度があり、この補助金は、村内各地域の活性化を目的としており、持続可能な地域づくりを支援するごみステーション整

備には、この制度を継続し、対応するとのことでしたが、この制度の要項の中には、原則１回限り、予算の範囲内と明記してあります。行政区の中には数カ所もあり、それぞれ老朽化の状況も異なると思われます。

確認ですけれども、これからもごみステーション整備の申請は、この補助金制度で取り組まれるのか。また、地域の後期補正があり、整備するのも結構金額が係ると聞きます。少しでも村からの一定の補助はできないか、ごみステーション整備への独自補助要項を定める考えはないかお尋ねします。

また、廃棄物を提出する際のごみ袋でございますけれども、これについては村内の各商店や各関係機関団体で販売されておりますけれども、村民の一部の方のご意見かもしれませんけれども、そこで耳にするのが、裂けやすい、破れやすいと聞きます。ごみ袋も製造されストックもあろうかと思いますけれども、この品質で今後も製造されるのか、こういったご意見がなかったか、この現状などを併せてお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君）　それではお答えいたします。先ほどからご質問いただいておりますごみステーションにつきましては、村内各地域に９０カ所、事業所が役場を含めまして９カ所、全体で９９カ所ございます。これまで地域のごみステーション整備についての費用と申しますものは、各区の会計などから捻出されたり、各区域内の住民の方から負担金を徴収されたり、各地域で工夫しながら整備、維持管理をされてきたことと思います。またこれがですね、本来あるべき住民自治の姿ではないかと考えるところでもございます。

しかしながら、本年度実施いたしました区長会、また地域づくり懇談会でのご意見、それからまた今回、村議会一般質問においてこのように質疑いただくなど、地域の実情が変わってきていることも否めません。地域によっては住民数の減少や高齢化の問題によりまして、ごみステーションの維持管理や整備が深刻な問題となっていることも想定されるところです。現在ごみステーションの維持管理や整備に関する補助金はございませんが、今後検討させていただきたいと思います。

また、ごみ袋についてのご質問をいただいております。人吉市内の販売元から山江村商工会が仕入れておりまして、村内の小売り事業所へ卸すといった形をとっております。これによりまして販売元と山江村商工会の両方にある程度のストックが存在しておりまして、村内の小売り事業所から発注があった場合は、在庫切れなくごみ袋を提供できる体系をとっているところでございます。

またごみ袋の素材についてでございますが、平成１８年度に可燃ごみの袋の大だけを、それまで持ち手がなかった袋から持ち手の付いた形状のものへと変更してお

ります。そのほかの袋につきましても、順次持ち手が付いた形状へと変更してまいりまして、現在は全種類が持ち手のある形状となっているところです。

ご家庭によりまして、以前の持ち手のないごみ袋が残っているところもあるかと思いますが、ごみ出しの際は古いものも新しい形状のものもどちらもご利用いただくことができます。新しい形状のものは持ち手が付いているため、持ちやすい、結びやすいといった利点はございますが、素材の変更により少し破れやすくなったのではないかとご指摘も変更当初にあったと伺っております。このことについては、袋の強度を重視するか、または持ち運びやすさ、結びやすさを重視して持ち手を付けるか、素材が変わってまいりますので、ご家庭から出されるごみの種類にもよりますので、一概には言えませんし、ごみ袋の素材やデザインを変更する予定は今のところございませんけれども、今後検討させていただきたいと考えるところです。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　ごみステーション整備についてはありがとうございます。支援策は検討していただくということでございますけれども、地域の公共性があり、今後も申請はいくらかあると思われます。できましたら予算内でなくですね、補助率や上限枠を定めた補助要項を検討いただければと思うところでございます。

先ほども申しましたけれども、高齢化が進み、またひとり世帯が多くなる中、ごみステーション整備への負担、軽減の取り組みと、行政からも地域に合った実情にご対応のほどよろしくお願いいたします。

またごみ袋におきましても、住民のご意見を参考にされご検討いただき、廃棄物処理にごみ袋は欠かせませんので、できますれば併せてですね、現在物価高騰の中でございますので、その対策として、無償提供も重ねてご検討いただければと思うところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次にイベントに係る成果と期待される効果ということで通告をしておりますので、成果と効果についての質問をさせていただきます。

本村は昨年、大きなイベントとしまして、４月のつつじ祭り、９月の栗まつり、そして１１月の宝物収穫祭と、村内外から参加集客を見込んだ三つのイベントを開催され、その季節に合った催し、飲食店や加工品など多彩な物品の実演販売などを行い、多くの集客を巻き込んでのイベント開催を行ってきましたが、もちろん本村をアピールし、村内外にも宣伝をし、成果を上げられたと思います。

また飲食店等の販売はもちろんのこと、本村の主要産業の農林業を主にした特産品である栗や生鮮野菜、加工品等も同様に販売され、多くの方に賑わっていただいたものと思っているところです。そこでですけれども、村内における経済効果です

が、イベントごとの参加された来場者、それから売上額など、推計、わかる範囲で結構ですがお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　村長。

○村長（内山慶治君）　それでは冒頭私のほうからですね、お答えいたしたいと思います。何度か申しておりますけれども、イベントにはイベントを開催する大きな目的がございますので、その目的に沿った内容でイベントを開催しているというようなことであります。すべてが売上額の増加を目的にして開催しているイベントではありません。つつじ祭りについては、やはり丸岡公園のあの花、桜、それからつつじ、それから自然環境をしっかり村内外にＰＲするというのと、村内外の方々たくさん訪れられますので、その方々の村民との交流を目的としながら活性化を図ろうというようなものであります。

また、栗まつりについては、これは完全に栗の産業振興ということに特化をしておりまして、これについては、その売上額を目標として、栗を中心とした山江村の産業を活性化させるというようなイベントであります。

それから、名前を宝物収穫祭と変えました産業振興祭りでありますけれども、これは収穫が終わったあとの村民の慰労の祭りといいますか、そういう交流の祭りとし、いわゆる福祉を含めて、産業・福祉・教育・文化あたりの、山江村でいろんな年間を通して活動されておりましたその活動のそのものがですね、宝物でありますから、その活動、農林産物の出品もそうでありますけれども、それの収穫祭としての祭りであります。そういう大きな目的のもとにイベントを開催しておりまして、その初期の目的をですね、十二分に達成でき得るべきいろんなプログラムを組んでいるということをまずもってですね、申し上げさせていただきたいと思います。

それぞれの質問の内容につきましては、担当課長から説明をさせます。

○議長（森田俊介議員）　清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君）　それではお答えいたします。企画調整課関連の事業につきましては、やまえつつじ祭とやまえ栗まつりがございます。昨年開催されたイベントの成果でございますが、つつじ祭につきましては、令和５年４月１６日に開催し、約３，５００名が来場され、祭り当日の売上は約１２０万円となっております。次に、やまえ栗祭りでございますが、令和５年９月２４日に開催し、約８，０００名の来場があり、祭り当日の売上は約７４０万円となっております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君）　それでは白川議員のご質問にお答えいたします。産業振興課関連では、やまえ宝物収穫祭を開催をさせていただきました。令和５年１１

月１９日、山江村役場前の特設ステージ及び山江村体育館、文化協会主催の文化祭は健康の駅で開催しております。

先ほどの村長の答弁と重複いたしますけども、昨年度までは山江振興祭りとして開催をしておりましたけれども、産業、農林商工業だけにとらわれず、文化や福祉、環境、教育など各分野の宝物を発信するイベントにモデルチェンジしようと、名称を宝物収穫祭と変更いたしております。

当日の内容といたしましては、屋外ではやまえのうまかもんフェスタと称しまして、キッチンカー１４台をはじめとする４０店舗が一堂に会して、山江の農産物を原料として使用した商品の販売、ステージイベントやチェーンソーアートの実演が行われました。また、コロナ明けましたので、海山交流を行っている長崎県対馬市からも物産販売に来村され、祭りに花を添えていただきました。

山江村体育館では、恒例の村内農産物の出店をはじめ、村内小中学校児童生徒、保育園児の作品が展示されました。また健康ブースの設置や農林産物振興協議会によりますクリスマスローズ製作の体験コーナーも行ったということで、各分野のですね、宝物を発信するイベントになったのではないかなと感じております。参加者につきましては、約３，５００名の来場がありまして、出展者の売上、報告をいただいておりますけれども、総額４１０万円ほどとなっているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　今、村長のほうからありましたけれども、それぞれイベントごとに初期の目的があり、それぞれ違うイベントということで開催されているということでございました。イベント、集客数と売上額を答弁していただきましたけれども、人が相当集まった状況は、それぞれのイベント会場で確認ができますけれども、人数や売上額など数値で示していただきますと、現実味が見えてきて実感するものでございます。多くの方々がイベントへの参加いただき、山江村を満喫していただいたものと思っているところでございます。

特に栗まつりにおいては、村内外はもちろんのこと、人吉球磨関連からの参加があったからこその多くの参加者で盛り上がったものと思われ、それぞれ村内の各種団体も出店をされ出品され、相当な成果があったものを思われます。イベントは村全体の活性化の一つとしてあげられ、その出店業者の売上金が収入となり、農林産物の生産者への意欲にもつながっているものと思います。

そこでですけれども、栗まつりなどスイーツ販売は直接生産者の販売額とはなりませんけれども、他のイベントもですけれども、山江村または村内の関係団体や農林産物生産者など、その影響は少なからずあったと思います。イベント開催後の影

響と今後期待される効果、また、より良いイベントへの対策等ありましたら、お尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員）　清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君）　それではお答えいたします。まずつつじ祭は、県内でも桜、つつじの名所であることから、丸岡後援の魅力と山江村のＰＲ、並びに交流人口や関係人口の創出、住民と行政の協働による村づくりを進めることを目的に、約４０年前から開催されております。

桜やつつじの開花時期に併せて、多くの方が丸岡公園を訪れることから、令和３年の春からは、地元企業が特産物等の販売促進のため、野営場周辺に出店するなど、観光と特産物販売の相乗効果が図られております。

続いて、やまえ栗まつりでございますが、本村の特産物であるやまえ栗のブランド強化を目指すことにより、栗生産者の経営安定と生産意欲の向上及び販路拡大、交流人口の増大など、流通販売体制の強化を図ることを目的に開催しております。令和５年度が１９回目となり、やまえ栗スイーツフェスタには１６店舗が出店しております。また、栗まつりの品評会や栗つかみ取りなども実施しております。特に栗の直売では長い行列ができたところでございます。併せて、東海圏のお店では、やまえ栗のパフェやモンブラン、ジェラートなどが季節限定商品として販売されるなど、販路が拡大していると考えております。

併せて、山江応援大使であるパティシエの平瀬さんが、お歳暮の商品にやまえ栗を使用するなど、やまえ栗の知名度は拡大傾向にあり、取引価格も上昇傾向にあることから、第一産業である生産者の経営安定と生産意欲の向上につながるかと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君）　それでは宝物収穫祭の効果、期待されることですね、今後の効果についてお答えいたします。

まず、宝物収穫祭と今年度から名称を変えましたが、祭りの内容、うまかもんフェスタというのは、令和４年度から行っているところでございます。実は令和４年度のほうがですね、反響が大きかったということで、まず、自治体のですね、祭りにキッチンカーが１０数台来るというのがなかなかないということと、また村内の農産物をですね、必ず１品使って出店してくれということを条件にしておりますので、そのことがどういうふうにキッチンカーの業者の方にですね、説明し、了解をいただいたかという問い合わせが多数ございました。また、出店された業者の方、キッチンカー、また村外の方はですね、山江村の復興のですね、応援につながるのであれば、今後も農産物等を仕入れながらですね、村の振興・発展に寄与したいと

いうようなご回答もいただいておりますので、それぞれ売上も予想以上にあられたろうと思いますし、今後も農産物を使用していただければですね、僅かではありますけれども農業所得の向上にも寄与できるのかなと思っております。

また費用対効果の面で考えますと、昨年度から祭りを復活したんですけれども、芸能人を呼んだりですね、大規模な抽選を行っておりません。去年、今年と、しかしながら来場者の数はですね、それほど大差がないということで、多額の費用をかけなくても効果的な経費でですね、最低限の人を呼び込みながら、山江村の各分野のですね、宝物を発信できるイベントにこれから醸成していくのではないかと考えているところでございますので、村民の皆さんもですね、農産物の出店等にご協力いただければと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　今、ご答弁いただきました。本当に最大限の効果ということで、これからですね、どんどんと求めていかれるということでございます。イベントについてはいろいろと影響もあり、生産者へのやる気、活気も出てくると思います。本村では農林業が主体の村でございますので、特産の産物が販売され、イベント時に限らず普段から入れ込み客がこのイベントをきっかけになり、山江村を少しでも知っていただければ、村の産業の活性化の一助となると期待するところでございます。

今年も早速つつじ祭りの実行委員会が開催され、イベント成功へ向けての各団体との情報共有がなされているようでございます。今年度において昨年同様に開催するよう予算計上もされ、計画されておりますが、確かに人が集まれば村の良いところもありますが、悪いところも見えてくると思います。本村からもそれぞれのイベントを主催する実行委員会へ相当な額を補助しているようですので、イベントそのものの売上にも期待するものでなく、それ以上の各方面からの影響を受け、本村の産業の活性化に結び付けることが大事なことだと思います。今後も各関係団体などのご意見を取り入れられ、山江村のイメージアップと村民の生活向上につながるようなイベント開催へとなるよう期待するところでございます。

それでは、最後となりますが、建物耐震の現状について通告しておりますので質問させていただきます。

ご承知のとおり、今年の１月１日は最大震度７を観測した能登半島地震が発生をし、多数の死者、負傷者が出ており、今もなお住宅をなくした人や道路や電気・水道といったインフラ整備が復旧されていない地域の方々が、体育館や公民館などの避難所で生活をされております。犠牲になられた方々の多くは、家屋の倒壊による圧死がほとんどで、未だ帰れずに避難しておられる方々も家屋の倒壊で住む家がな

く、余儀なく避難されているようでございます。

主な要因としてあげられるのが、昔ながらの建物が多い地域、古い家屋がメインの観光地もあったようで、そのような建物の現状が倒壊の規模が多かったと聞きます。建物の耐震基準は国の建築基準法により法制度化されており、阪神大震災後に見直しが強化され、現在の法律の下、施工されておりますが、全国では公共施設の耐震化は進んでいる中、個人住宅においては耐震基準を満たしていない建物が多いという状況で、これについて国は耐震基準を導入した１９８０年以前、昭和５６年ですけれども、建物の割合が多いのが現状で、要因としては、人口減少や高齢化があり、建物改修が進んでいないとあります。このような状況の中、本村における建物耐震基準が満たされていない以前に建てられた住宅などの割合はどのようになっているのか、お伺いいたします。

それからまた、近年の建物耐震補助により、診断改修をされた実績があったのか、併せてお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君）　それではお答えいたします。議員申されたとおり、年明けに発生しました能登半島地震におきまして、半島内で被災した町村の新耐震基準に基づく耐震化が進んでおらず、その遅れが被害拡大につながった可能性があると、熊日新聞で報じられておりました。その新耐震基準につきましては、昭和５３年６月に発生しました宮城県沖地震を踏まえて整備され、その３年後の昭和５６年６月に採用されたところでございます。同年５月３１日以前に建築され、その新基準に適合しない建築物につきましては、耐震改修が必要になったものでございます。

本村におきましても平成２９年１０月に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、山江村建築物耐震改修促進計画を策定し、村内建築物耐震化の促進に努めているところでございます。

本村の建築物の現状といたしましては、計画書策定時における学校、体育館などの特定建築物及び公共建築物の耐震化率は１００％でございますが、公民館などの民間建築物については５４％、それから個人住宅につきましては５１％でございました。個人住宅につきましては、その後の新築件数を調べてみましたところ、平成３０年度以降は５７戸でございましたので、現在の個人住宅の耐震化率は、概算でございますが、５３％程度ではないかと推測しているところでございます。

公民館及び個人住宅の耐震化の促進につきましては、それぞれの補助金交付要綱に基づき、支援に努めているところでございますが、平成２９年度以降の交付実績はないという状況でございます。

○議長（森田俊介議員）　白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　今、答弁いただきましたけれども、本村も人口減少が進む中ではございますけれども、若者世代が近年新築された建物が増えたようでございます。部分的な建物改修で耐震改修がされ、耐震基準満たした建物も若干あるかと思いますけれども、全体的に耐震化は計画策定後に進んでいるようでございます。

まだまだ耐震化を終えてない建物は地震の際、倒壊の恐れがあると思われます。令和６年度の当初予算へも住宅建築物耐震改修補助金も計上されているようでございます。災害に備えての建物耐震促進に向けた取り組みを、さらに進めていかなければならないと思っているところでございますけれども、そこで耐震化に向けた現状の課題、そして具体的な取り組みがありましたらお尋ねしたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君）　それではお答えいたします。村内建築物の耐震化を促進するに当たりまして、課題といたしましては、建築物所有者の防災対策に関する危機意識の向上を図るためのまず対策が必要ではないかと思っております。それから、耐震改修に必要な費用の負担、この軽減するための対策も考えられるかと思っているところでございます。

木造住宅の耐震改修工事の状況につきまして、関係機関が公表しております調査資料によりますと、平屋建ての耐震改修工事費のおよその目安といたしまして、３０坪で１６０万円程度、それから１００万円から１５０万円未満の工事が最も多く、半数以上の工事が約１４０万円以下で行われているような状況でございます。

現在村が実施しております支援策といたしましては、まず公民館については、耐震診断及び改修に要する経費の５０％以内の補助で３００万円が上限の山江村公民館整備事業補助金がございます。また個人住宅につきましては、同経費の８０％以内の補助で、１００万円が上限の山江村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金がございます。これにつきましては、先ほど議員申されましたように、令和６年度の当初予算に１件分計上させていただいているところでございます。

今後につきましては、広報、ケーブルテレビ、ホームページなどを活用いたしまして、まず危機意識の向上、それから補助制度の啓発を行いたいと考えております。併せまして、建築物耐震化に関連した制度があるかと思いますので、そのような情報あたりも提供したいと考えております。このようなことをですね、まずは取り組みまして、村内建築物の耐震改修の促進に努めていきたいと今、考えているところでございます。

○議長（森田俊介議員）　白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　ただいま回答いただきましたけれども、少子化、高齢化が進む中、耐震基準が強化される前から住んでおられる家庭もございます。高齢世帯や

ひとり暮らしなどの世帯が多く、確かに耐震基準に満たす改修や新築住宅の建設は、経済的な実情なども難しいのが現状かと思います。

そういった中でも地震はいつどこでも起こり得る災害でございます。先の熊本地震でも経験しているように、震源が熊本中心部であっても県南地域も相当の揺れを感じた次第でございます。本村を含めた人吉球磨地域も日奈久断層、それから人吉盆地南縁断層にも面していることから、今後も油断はできない状況かと思います。

このようなことからも建物耐震への関心は持っていただき、全面改修とまではいかなくても、居間や寝室のある部屋の改修など、部分的に耐震改修が進むことも人的被害が少なくなると思われます。今後もさらに住民の方への呼び掛けをいただくつとともに、耐震化の取り組みをますます続けていただきたいと思っているところでございます。

今後も、先ほど課長から言われましたけれども、対応をどうぞよろしくお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員）　これで通告のありました６名の一般質問はすべて終了しました。本日はこれで散会いたします。

ありがとうございました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

散会　午後１時５９分

第　４　号

３ 月 １ ５ 日 （ 金 ）

令和６年第２回山江村議会３月定例会（第４号）

令和６年３月１５日
午前１０時００分開議
於　　議　　場

１．議事日程

日程第　１　発委第　１号　山江村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第　２　議案第１０号　山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　３　議案第１１号　山江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第　４　議案第１２号　山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　５　議案第１３号　山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　６　議案第１４号　山江村指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　７　議案第１５号　山江村指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　８　議案第１６号　山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　９　議案第１７号　山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１０　議案第１８号　山江村就学金支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１１　議案第１９号　山江村奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

日程第１２　議案第２０号　令和６年度山江村一般会計予算
日程第１３　議案第２１号　令和６年度山江村特別会計国民健康保険事業予算
日程第１４　議案第２２号　令和６年度山江村特別会計介護保険事業予算
日程第１５　議案第２３号　令和６年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算
日程第１６　議案第２４号　令和６年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算
日程第１７　議案第２５号　令和６年度山江村簡易水道事業会計予算
日程第１８　議案第２６号　令和６年度山江村農業集落排水事業会計予算
日程第１９　議員派遣の件
日程第２０　閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長）

２．出席議員は次のとおりである。（１０名）

１番　白　川　俊　博　議員	２番　北　田　愛　介　議員
３番　本　田　り　か　議員	４番　中　村　龍　喜　議員
５番　赤　坂　　修　議員	６番　横　谷　　巡　議員
７番　立　道　　徹　議員	８番　西　　孝　恒　議員
９番　久保山　直　巳　議員	１０番　森　田　俊　介　議員

３．欠席議員は次のとおりである。（０名）

４．職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長　　山　口　　明　君

５．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　　長	内　山　慶　治　君	副　村　長	
教　育　長	藤　本　誠　一　君	総務課長	平　山　辰　也　君
税務課長	迫　田　教　文　君	企画調整課長	清　永　弘　文　君
産業振興課長	松　尾　充　章　君	健康福祉課長	今　村　禎　志　君
建設課長	蕨　野　昭　憲　君	教育課長	一二三　信　幸　君
会計管理者	髙　橋　　忍　君	農業委員会事務局長	新　山　孝　博　君

開議　午前１０時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（森田俊介議員）　おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は１０名で、定足数に達しております。

本日は、会期日程日時第８の本会議で、質疑、討論、表決となっております。

それでは、議事日程順に質疑、討論、表決をいたします。

発言については、山江村議会会議規則の規定を守り、事件の内容から逸脱しないよう趣旨に沿った質疑をお願いします。また、執行部におかれましては、簡潔な回答をお願い申し上げます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　発委第１号　山江村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第１、発委第１号、山江村議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、発委第１号は、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２　議案第１０号　山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第２、議案第１０号、山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第１０号は、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３　議案第１１号　山江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第３、議案第１１号、山江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第１１号は、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第４　議案第１２号　山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第４、議案第１２号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第１２号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第５　議案第１３号　山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第５、議案第１３号、山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第１３号は、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第６　議案第１４号　山江村指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第６、議案第１４号、山江村指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第１４号は、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第７　議案第１５号　山江村指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第７、議案第１５号、山江村指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第１５号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第８　議案第１６号　山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第８、議案第１６号、山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第１６号は、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第９　議案第１７号　山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第９、議案第１７号、山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第１７号は、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１０　議案第１８号　山江村就学金支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第１０、議案第１８号、山江村就学金支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

○議長（森田俊介議員）　白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　ただいま議題となっております議案第１８号について質疑いたします。

山江村就学金支給に関する条例については、これまで小学校の入学する児童への就学金支給だったのを、さらに中学校へ入学する生徒にも拡充する条例の改正でございますけれども、児童生徒は年々減少する見込みですが、毎年支給されることになります。このあと審議されます令和６年度一般会計予算にも関連しますけれども、これについての財源はどう考えているのかお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員）　一二三教育課長。

○教育課長（一二三信幸君）　それでは、ただいまの質問にお答えいたします。就学祝い金の財源につきましては、現在一般財源となっております。将来にわたり継続していくことになりますと、財政への影響も出てくるかと思われます。議員が申されましたとおり、定住化促進を図るための施策でもありますので、今後定住化促進基金等の活用につきましても検討していきたいと思います。

失礼しました、財源となっているというところでございます。

○議長（森田俊介議員）　白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　今、教育課長のほうから財源のことの答弁がございましたけれども、先ほどの答弁もですね、今後小学校入学もですけれども、中学校生活にも経費がかかるということで、持続するためにも基金の活用等は、執行部のほうは考えていないかということもちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　村長。

○村長（内山慶治君）　それでは、予算の件でありますので私のほうから答えさせていただきますが、教育課長は定住化基金の活用等を言いましたけれども、基金の活用についてはですね、原則的に特別に大きな予算が入った場合に備えて基金を積み立てているという大原則があります。例えば、大きな災害が起きたときには、一般会計足りないから、財調基金を使ってその対策を練るとか、何か村有財産施設をですね、大規模改修するとか土地を購入するとかいうときにはまとまったお金が要りますので、そういう村有財産施設整備の基金を使うとか、というために基金積み立ててあるわけであります。

いわゆる通常の予算を組むに当たって、非常に無理をするという場合には基金を活用したりするわけでありますけれども、今回教育の要するに就学祝い金は、今年が３９名、４０名として１２０万円程度でありますので、あえて基金を使う必要があるのかどうかということについては、多分一般会計で十分組める金額だと思います。そういう大きな目的基金のほかに、例えば、学校給食の場合はですね、定住化基金を積み立てさせてもらったという理由は、毎年２，０００万円弱のですね、大きなお金を安定的に一般会計で予算化しなくちゃいけないということがあり、定住化基金の中に学校給食を組み入れさせてもらったということであります。

今回の場合は、小学校に引き続き中学入学時に、少子化対策といいますか、子どもの支援対策、そして今回制服が変わりますので、ジェンダー式のブレザー式に変わりますので、なかなかお下がりとか、先輩からとかいうこともできないというようなこともあり、３万円の補助と、３万円の助成をするということでありますが、先ほど申し上げましたとおり、一般会計を組むに当たり、そんなに大きな金額じゃありませんので、一般会計のほうで組ませていただければと。

ただ、もしそういう影響があるということであればですね、実はふるさと応援基金が今、２億２，０００万円ほど基金積み立ててあります。これについては、今回令和６年度予算も２，０００万円ほどの予算を使っておりますけれども、青少年の健全育成とか、学校のそういう支援に対するふるさと応援基金の項目もありますので、無理するようであればそっちのほうからですね、ちょっと流用させていただきたいと考えております。

前財政担当課長らしい質問で、大変ありがたく思っております。今後とも財政運

営についてはよろしくお願いいたします。

○議長（森田俊介議員）　白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　確かに執行部のほうもですね、財源等はいろいろ充当も組まれて、安定的な財源のもとということでの執行だと思います。今、村長からも答弁がございましたけれども、今後もですね、そういう財政運営を考えていかれた条例改正を進めていただければと思います。以上で終わります。

○議長（森田俊介議員）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第１８号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１１　議案第１９号　山江村奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第１１、議案第１９号、山江村奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第１９号は、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１２　議案第２０号　令和６年度山江村一般会計予算

○議長（森田俊介議員）　日程第１２、議案第２０号、令和６年度山江村一般会計予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

赤坂修議員。

○５番（赤坂　修議員）　ただいま議題になっております議案第２０号、令和６年度山江村一般会計予算書について、３点質疑をいたします。

まず１点目でございますけれども、ページが歳入の２２ページ、款１７、寄附金の中で、節の一般寄附金の中で、山江村ふるさと応援寄附金、１億５，０００万円計上されておりますけれども、その経費率についてお伺いいたします。

２点目が、歳出のほうでございますが、ページ数は９３ページ、ただいま議案第１８号のところで、中学校就学時にも就学祝い金を支給するというようなことで質疑もあっておりますけれども、そこで予算のほうにあがっています就学祝い金１９８万円について、個人には３万円というような今、質疑の中で出ておりますけれども、小学校、中学校の内訳についてお伺いいたします。

３点目が、ページ数が９６ページ、款、教育費のほうのこれは１８の負担金補助及び交付金の中で、山田小創立１５０周年記念事業助成金と８０万円計上されておりますけれども、記念事業としてどのような事業をされるのか、また時期についてはいつごろ考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君）　それではお答えいたします。１７、寄附金の中に、山江村ふるさと応援寄附金１億５，０００万円計上しております。こちらにつきましては、そのうちの経費としましては、約５０％以内の中で支出のほうを見込んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　一二三教育課長。

○教育課長（一二三信幸君）　それでは２点目の就学祝い金の小学校と中学校の内訳ということでありますが、令和６年度の入学者の予定数が、山田小学校が２９名、万江小学校が３名で計の３２名分であります。１０２万円を計上しております。

それと山江中学校２８名ということで９６万円をあげておりますが、こちらにつきましては、若干予算の計上時期と確定のところでですね、転出等があっておりますので、予算上は３２名であげさせていただいているというところです。以上です。

○議長（森田俊介議員）　藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君）　山田小の創立１５０周年記念事業でございますけれども、これにつきましてはですね、ただいま山田小の創立１５０周年記念式典の協議会といいますか、立ち上がりまして、今、小学校のＰＴＡ会長を中心に行われておりますけれども、日にちはですね、来年の２月１６日を予定しております。それまでにいろいろ検討をしながらですね、どういう会に持っていくのかというのは今、検討中でございますので、また決まりましたら即、ご報告申し上げたいと思います。以上

です。

○議長（森田俊介議員）　赤坂修議員。

○５番（赤坂　修議員）　まず１点目のふるさと応援寄附金の経費の件でございますけれども、５０％以内に抑えるというようなことでございますけれども、歳出のほうにも経費のほうがあがっておりますが、令和５年の１０月ごろに総務省の通達でですね、事務費を含めた範囲内で５０％以下に抑えてくださいというような規定と思うんですが、その中の費用というのがですね、受領書の発行事務に関する仕様とか、ワンストップ特例に係る申請書の受け付けに関する仕様、また人件費、またポータルサイトへの委託料ですね、そのへんも含めた、返礼品も含めた中で５０％以下にしてくださいというような通達が来ていると思いますが、この歳出のほうを見たときにですね、１億円近く経費のほうが上がっているように計算するところですが、どれとどれが該当するのか、５０％以下というので言われましたけど、そのへんのところを教えてください。

２点目が、就学祝い金の件ですけれども、小学校、中学校就学に今、同じく３万円の同額ということでございますけれども、その中学校就学時に３万円という金額、もうちょっと多くてもいいんじゃないかなあと考えるところですけれども、そのへんの根拠のところを教えていただきたいと思います。以上２点、お願いいたします。

○議長（森田俊介議員）　清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君）　それではお答えいたします。ページ数でいいますと３５ページとなります。歳出のほうに企画総務費、その中で報償費のほうを計上しております。こちらの中で、ふるさと応援寄附金謝礼ということで４，５００万円、また、３６ページ、こちらの一番上になりますが、ふるさと応援寄附謝礼配送費２，２５０万円、また広告費につきまして１００万円計上しております。なお、委託料につきましては、１２のほうでふるさと応援寄附金業務委託ということで、８２５万円計上しております。そのほか人件費等につきましては、職員によっては業務を複数抱えておりますので、按分しながら人件費のほうは計上しているところでございます。以上でございます。

今回のところは、１億５，０００万円を寄附の目標額としておりますので、５０％以内に収まるようには設定はしております。

○５番（赤坂　修議員）　その５０％以内に抑えるていうか、どれとどれとどれを足したときに５０％になるのかなというのを、私は１億円ぐらいと思うとるもんですから、経費のほうがですね、６０何パーセントに当たるなあて思ったところです。

○企画調整課長（清永弘文君）　先ほど申した経費が主なところで、残りは按分という

形でしております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君）　３万円の根拠でございますけれども、先ほど村長からお話があったとおりでございますけれども、お祝い金につきましてはですね、今度中学校を新しく制服をします。それがですね、６万円程度かかるというようなことで、先ほどありましたように替えとかそういうのができないと。今までであればお下がりがあったりなんかしますけれども、これも全然ないということで、６万円の半額の補助というような形で、大体３万円ということで考えたところでございます。

ちなみにですね、錦町も３万円、それから多良木町は７，０００円、それから湯前町が２万円というような補助があっているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　赤坂修議員。

○５番（赤坂　修議員）　３回目でございますけれども、先ほどのふるさと応援寄附金の件なんですけれども、１０月に通達が来ているかと思うんですが、５０％、経費も含めてですね、費用も含めて５０％にしてくださいというような通達が来ているかと思うんですが、今の時点でこれに、そのような場合にもし超えた場合にはですね、指定取消しの対象となり得ることがあるというような文章を書いてあるんですが、今のところこれには該当しないということでよろしいんでしょうか。

○議長（森田俊介議員）　清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君）　それではお答えいたします。今現在、総務省の規定を守りながら進めておりますので、該当しないと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　村長。

○村長（内山慶治君）　補足いたしますけれども、一時はですね、返礼品合戦で、寄附金の半額以上の返礼品をもって、要するに寄附金を多く集めるというようなことで、何十億円、大きいところでは何百億円ですね、１００億円を超える寄附金を集め、その残った金額でプールをつくりということもあり、非常に問題になった町村もありました。そういうことの中において総務省のほうから、その返礼品合戦はやめましょうよと、皆さん公平な状況の中でですね、地元産品を中心にやりましょうというようなことで、全国の町村同じような並びにしたというようなことで、そういう通達が来ているというようなことであります。

諸々予算と、それから経費の件について、企画調整課長申し上げましたけれども、何といいましても１億５，０００万円という予算を組んでいますが、この金額を上げるということが大事でありますので、これを１億７，０００万円、８，０００

万円、また２億円を超えるような努力をしていくことで、また経費の按分率が下がっていくというようなことも思いますので、しっかり努力していきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　赤坂修議員。

○５番（赤坂　修議員）　貴重な財源でございますのでですね、ぜひ大いに推進していただくようにお願いいたしまして質疑を終わります。

○議長（森田俊介議員）　ほかに質疑ありませんか。

久保山直巳議員。

○９番（久保山直巳議員）　ただいま議題となっております令和６年度山江村一般会計予算について、ページがですね８７、土木費、道路維持費の１２、委託料、測量設計業務委託料８００万円、これについては、先日の議案審議の中でですね、距離が２７０メートル、大王谷の水路ということで説明を受けておりますけれども、距離がですね、２７０メートルということで、道路のほうから車で測ってみてもちょっと位置がつかめませんので、高速道路の高架橋がありますけれども、その先なのか手前なのか、ちょっとその付近、今わかっていれば説明していただければと思います。

○議長（森田俊介議員）　蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君）　それではお答えいたします。この事務委託料の測量設計業務委託料、今、議員申されましたとおり、地区から要望があっております大王谷の排水路整備工事に係ります設計業務委託料を計上したものでございます。延長が２７０メートルと申し上げております。この延長につきましては、今言われました高速道路よりも少し手前、集落のある付近から河川までということで想定した距離で、この箇所をですね、調査測量を行い、設計等までするということで計画しております。

○議長（森田俊介議員）　久保山直巳議員。

○９番（久保山直巳議員）　今、集落のところと説明いただきましたけれども、一番上の家の最後のところまでということですかね。

○議長（森田俊介議員）　蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君）　それではお答えいたします。今、議員申されましたとおり、あそこに家がありますが、一番上付近から河川までということで理解していただければと思います。

○９番（久保山直巳議員）　質疑を終わります。

○議長（森田俊介議員）　ほかに質疑ありませんか。

横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　議案第２０号、一般会計予算書について質疑をいたします。ページは７０ページ、農林水産業費の農業振興費の委託料の一番下、７１ページにかかりますけれども、ここに栗生産実態調査委託料１００万円が計上してあります。ご承知のようにやまえ栗は、関係部局また関係者のご尽力で、名前が相当広く知れ渡ってまいりました。栗製品のほうもやまえ堂、それから物産館ゆっくり等でですね、多くの製品が生産販売されているところですけれども、肝心な収量、生産量が伸びないということです。村のほうでも栗剪定を積極的に推進されておりますし、また苗木等の助成、肥料も助成されていますが、もう効果が出てきてもいいころなのに収量がなかなか上がらないということから、今回のこの対策だと思いますが、ここで３点伺います。今回の調査の内容、それから委託先ですけれども、栗の専門機関なのか大学などの教育機関なのか、それから苗木とか肥料を助成されてから何年ほど経過しているのか、３点お尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員）　松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君）　それでは横谷議員のご質疑もお答えいたします。栗生産実態調査委託料１００万円を計上させていただいておりますけれども、先ほど議員が申されましたとおり、山江栗の振興発展においてはですね、様々な補助制度を行っておりますが、近年の栗の収穫量につきましては、１００トンから１１０トン、１２０トンぐらいまでの中で推移をしているというところでございます。苗木の補助を行ったり肥料の補助を行ったり、剪定作業のですね、補助を行っておりますけれども、飛躍的に数量が上がってこないというような現状でございますので、何が原因なのか、例えば、苗木等は一生懸命植えられていますけれども、老木となった栗の枯れる頻度がですね、多くなっているのか、はたまた傾斜地等を中心とした耕作放棄地が新植をする以上に増えているのか、そういった実態がなかなか生産者の方からはですね、これだけ植えるから何年後には収量が増えるけんということを言われますけれども、実際それに比例するように作られない樹園地もあるのではないかということをですね、一旦ここで把握しようと課内で協議をいたしました。

また村長のほうにも予算査定の中でですね、そのようなことをお話ししたところ、ぜひ調査をしてですね、さらなる栗の収量確保、ブランド化のですね、寄与できるようにやってくれということでしたので、１００万円を計上させていただいております。

そのようなことで調査の内容といたしましては、実際圃場に出向いてですね、その圃場に栗がどれぐらい植えてあるのか、また何年生ぐらいの栗なのか、ちゃんと肥料をやったりですね、剪定作業が行われているのか、はたまた耕作放棄地となっているのかというのをまず調査をしたいと考えております。

委託する内容につきましては、なかなか栗のその専門の機関というはありませんので、課内で検討しているのは、栗生産向上推進員とかですね、栗生産者、地区の代表の方と一緒にまわりながら、その中で委託をしていただければと考えております。現場を知っている村民の方を巻き込まないと、外部から業者を入れてもですね、上辺だけの調査に終わってしまわないかなということを考えておりますので、そのようなことを検討していきたいと考えております。

また、苗木、肥料の補助につきましては、苗木につきましては、栗の生産されているベテランの方にお伺いする機会がございました。以前からずっとあっていたんですけれども、途中でなくなったりするもんなあということで、実際継続的に苗木の補助を行っているのは、平成２０年度からはずっと継続的に行っているということでございます。

また、肥料につきましては、苗木の補助だけじゃいかん、土壌の改良もということで、平成２４年度から肥料についても補助を行っているということで、令和元年から令和３年度の３カ年につきましては、集中的に栗の増産体制を図りたいということで、現在は８割程度の補助を行っていますけれども、その補助、上限額等を撤廃した補助制度を行ったというところでございます。桃栗三年という言葉もございますので、令和元年から令和３年度に集中的に行った苗木、肥料補助等の収量が、令和６年、令和７年度ぐらいには効果が出てくるのではないかなと思っておりますけれども、まずはその実態も調査しながらですね、今後どのような政策的な栗の増産体制に対してのですね、政策的なものが必要かというのも図るうえで、次年度調査をしていきたいと考えているところでございます。以上が調査委託量の内容でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　確かにですね、本村の栗園は傾斜地が大半なんですよね、大面積のわりには収量が少ないということが見られます。それで村長も言われておりますが、やはり今の農業の現場を見ますと田畑が相当荒れていると、そういった平地に大転換をする戦略を進めると、そして小面積で多収量をあげるというようなことも必要ではないかと考えます。従来の栽培方法が本当に正しいのか、あるいは土壌改良に問題があるのか、あるいは労力の仕方とか、老木の新たな新植の方法とか、そういったことが今回この実態の調査をされて、これを起点に目標値になるべく近づくような、収量が採れるやまえ栗となるように期待したいと思います。以上で終わります。

○議長（森田俊介議員）　ほかに質疑ありませんか。

本田りか議員。

○３番（本田りか議員）　ただいま議題となっております議案第２０号、令和６年度山江村一般会計予算書について質疑いたします。ページは７９ページ、款５、農林水産費、項２、林業費、目２、林業振興費、節１８、負担金補助及び交付金の森林作業道新設補助金ですね、１００万円とありますが、恐らく自伐型林業の関することだと理解しております。これをどのように進めていかれるのか、お尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員）　松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君）　それでは、本田議員のご質疑にお答えいたします。森林作業道新設補助金１００万円を計上させていただいております。こちらも議員が申されましたとおり、自伐型、環境保全型林業をですね、推進するうえで、どうしても木を間伐していただくには道を造らなければいけないということで、道を造って、作業道をですね、災害に強い作業道を造っていただくのにも経費がかかるということですので、補助金のほうを計上させていただいたというところでございます。補助金を活用しながら大規模なですね、全伐や間伐等に頼らない、ご自分でご自分の山を管理できるような仕組みづくりにですね、寄与していければと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　本田りか議員。

○３番（本田りか議員）　２点目は８０ページになります。節の２４、積立金の森林環境譲与税基金１，０８１万３，０００円とありますが、これはどのようなことに使われるのかお尋ねします。

○議長（森田俊介議員）　松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君）　それではお答えいたします。森林環境譲与税につきましては、令和６年度の歳入のほうでは２，４００万円ほど計上しておりまして、その中の残の基金をですね、１，０８１万３，０００円積み立てるというようなことになっておりますので、ご理解いただければと思います。

森林環境譲与税の歳入のほうの充当につきましては、先ほど議員から説明がありました森林作業道の開設とか、そのような諸々のですね、林業振興に充てさせていただいているということでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　本田りか議員。

○３番（本田りか議員）　鎮山親水理念のもと森林環境につきましては大切なことだと感じております。

続きまして９４ページになります。款９、教育費、項１、教育総務費、節１０、需用費の賄い材料費、山田小１，０５３万２，０００円、万江小２３３万１，０００円、山江中７９０万４，０００円の中に給食米も含まれていると思いますが、どの

ような買い付け方法、買い入れ方法なのかお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員）　一二三教育課長。

○教育課長（一二三信幸君）　それでは本田議員の質問にお答えします。学校給食におきます米の購入につきましては、昨年度の３月にですね、見積もり入札を行いまして、村内の事業者、それから村外でも山江村の米を納入することを条件に見積もりの入札を行っております。その中で最低の価格をつけられた業者に納入の委託をお願いしたところです。以上です。

○議長（森田俊介議員）　本田りか議員。

○３番（本田りか議員）　子どもたちの成長のためにもですね、大事な地産地消で地元農家の助けになるような取り組みを行っていただきたいと思います。質疑を終わります。

○議長（森田俊介議員）　ほかに質疑ありませんか。

西孝恒議員。

○８番（西　孝恒議員）　ただいま議題の令和６年度山江村一般会計予算書の中から、３点質疑いたします。

１点目、ページは４４ページ、４５ページでございます。款２、総務費の中の目３７、農村型地域運営組織形成事業費と、それから次の目３８、みどりの食料システム戦略推進費が今回、目に追加されております。この事業内容についてお願いします。

それから、２点目ですけど、ページは１０７ページ、これは款９、教育費、目６、文化財保護費の中の委託料です。その中の山江村文化財等調査実施委託料があげてあります。この調査内容についてお願いします。

次に３点目は、ページ１１１ページのこれも教育費の中のですね、目１、保健体育総務費の中の区分１８、負担金補助及び交付金ですけれども、その中で一番下にあります球磨川リバイバルトレイル負担金というのがですね、今回５０万円あげてあります。このリバイバル負担金につきましては、前回ですね、昨年３月に開催されておりますが、今回からですね、ここにあがっておりますように毎年予定になるのかについてもお願いしたいと思います。以上、３点お願いします。

○議長（森田俊介議員）　清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君）　それではお答えいたします。ページ４４ページの目３７、農村型地域運営組織形成事業費でございます。こちらは先般から村長のほうが農村ＲＭＯという形でお伝えしておりますが、仮称でございますけれども、山江未来づくり協議会、こういったものを立ち上げを今現在計画しております。その中では、山江村が抱える課題として、仕事、活力、暮らし、土地利用、こういったもの

をですね、地域づくり団体等の協力を得ながら、新しい村づくり員として組織づくりをしたいと思っております。そちらの予算のほうを計上させていただいております。

続いて、３７、緑の食料システム戦略推進費でございますが、こちらにつきましては、現在やまえ栗の生産量の増加に向けて取り組んでおりますが、その先のブランド化の強化として、有機農業への取り組みも今現在考えております。

また、剪定した枝を活用したバイオ炭作り、それによる土壌改良、また、作業効率の効率化に向けたスマート農業の機械の導入など、そういったことも検討を進めながら、村民を交えた新しい農業への取り組みを検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　一二三教育課長。

○教育課長（一二三信幸君）　それでは、西議員のご質問にお答えします。文化財保護費の中の文化財の調査費ですけれども、これにつきましては、村内にあります石塔とか石橋とかですね、石文化に通じたところの文化財の調査を行うということで、村内各地をまわってですね、その文化財を洗い出して、いろいろな調査を行うという経費でございます。以上でございます。

それから、球磨川リバイバルトレイルの負担金ですけれども、本年度は今年の１１月に予定をしております。昨年度の令和５年度は期間が冬に開催しておりましたので、若干寒い時期でございましたので、日程をずらすということで、調整期間で令和５年度は開催しておりません。水上村から五木村、山江村、球磨村を通って八代に抜けるコースで開催されておりますけれども、復興の記念事業ということでございますので、もうしばらくは続けるという予定で組まれております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　西孝恒議員。

○８番（西　孝恒議員）　最初の１点目でですね、一応これは地域で支え合う村づくりということかと思いますが、説明のところにですね、報酬として委員報酬というのがですね、どちらのほうにもですね、みどりの食料システム戦略推進費、こちらもですね、あげてあるわけです。この委員会、両方ともこの委員のですね、委員会は両方ともあるのか、あるいはどちらもですね、同時に進められるのかですね、一応両方費にあがっているので、ちょっとそこのところをお尋ねしたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　村長。

○村長（内山慶治君）　目が違いますので、農村型地域運営組織形成事業費、これは国の農水省の補助をですね、６６６万４,０００円もらうとここに書いてありますけれども、その運用の中で、山江未来づくり協議会委員を募ってですね、全村的に先

ほど企画調整課長が申し上げました、仕事づくりだとか、活性化をどうするんだとか、山間地の高齢者の暮らしをどう守っていくんだとか、それから土地利用、先ほど横谷議員も言われましたけれども、本当にやまえ栗を増産するための土地利用とか、山江村の農地の土地利用をどうするのかというようなことを、大きく全村的にですね、委員を募って話し合ってもらうと。その話し合いの究極的な拠点がですね、石蔵の拠点に結びつければなということを目途としながら動いていきたいということであります。

みどりの食料システム戦略推進費はまた別の事業でありますので、ここにありますように別の補助予算が、農水省ですね、別の予算としてとってありますので、全然別の委員会が立ち上がるということで、それぞれの目的に合った委員会の中でこの事業を推進していくということになります。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　西孝恒議員。

○８番（西　孝恒議員）　みどりの食料システム戦略推進費ですね、一応これもＳＤＧｓの一環かと思いますが、一応委員会のほうは、こちらは予算がですね、同じではありませんけれども、人数の関係かなとは思います。大分違いますのでですね。

次に、２点目のところですけれども、文化財の調査実施委託料ですけれども、先月ですね、万江地区では万江阿蘇神社がありますが、そこで文化財保護デーのですね、消防訓練が行われたわけであります。そういうところで、やはり消防設備とかですね、そういった消防のですね、防災設備関係とか、そういうのが必要なところがあるか、あるいは追加するのはないかとか、そういった調査には今回はないのでしょうかと思いますが。

○議長（森田俊介議員）　一二三教育課長。

○教育課長（一二三信幸君）　それでは西議員のご質問にお答えします。今回の調査は、石に関する調査でございますので、文化財の防火関係とかに関する調査ではございませんので、よろしくお願いします。以上です。

［「終わります」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　ほかに質疑ありませんか。

白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　それでは、ただいま議題となっております令和６年度一般会計予算で、４点ほど質疑いたします。

まず１点目は、ページは６２ページでございます。衛生費、保健衛生費、予防費の委託料ですけれども、今年度より予防接種、Ａ類、Ｂ類と分けた委託料となっておりますけれども、予算審議の説明では、医師会への委託料で新型インフルエンザに係る委託料を計上してということの説明でございました。この委託料について

は、５類に分類されましたコロナウイルス感染の予防接種は該当するのか。

また、併せまして、１８、負担金補助及び交付金ですけれども、ここにもインフルエンザ予防接種の助成金ということであがっておりますけれども、こちらにもコロナウイルス感染予防の接種が該当可能なのか、そのまず２点。

それから、もう２点ですけれども、ページは８７ページでございます。土木費、道路橋梁費、道路維持費の委託料でございますけれども、道路除草委託料、今年度は昨年度より４９万円ほど増額となっております。路線が増えたのか、延長の増加か、内容等をお尋ねします。

最後にもう１点ですけれども、１６の公有財産購入費、用地購入費が２２０万円計上しておりますけれども、この内容についてお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員）　今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君）　それでは、白川議員のご質問にお答えいたします。まずページ６２ページの予防費、１２、委託料の中の予防接種費のところでございます。先ほど申されましたコロナウイルスワクチン接種につきましてですが、令和５年度までは予防接種法上の特例臨時接種として実施されておりましたので、皆様無料にてですね、ワクチン接種をしていただけたかと思いますが、令和６年４月以降は、こちらの先ほど申されましたように第５類に分類されたことを受けまして、予防接種法上の分類も変わってまいります。予防接種法上の分類といたしましては、Ｂ類の疾病ということで位置づけられまして、毎年秋冬にですね、ウイルス株に対するワクチン接種を行うといっております。これは厚生労働省が年末に自治体向けに行った説明会での発表でございます。

また、このワクチン接種につきましては、今のところこのＢ類疾病に位置づけたところで、６５歳以上の高齢者の方、それと一定の基礎疾患を有する６０歳から６４歳までの方ということで限定されておりまして、これが今、現状山江村で行っているインフルエンザワクチンの接種対象者と同じになるかと思います。こちらの接種費用につきましては、本当に大枠の概算ではございますが、先ほど申されました予防費の委託料、予防接種費Ｂ類委託料の中に概算で予算計上をさせていただいているところでございます。

また、その同じページ、１８、負担金補助及び交付金、こちらは今、インフルエンザ任意接種の予防接種費助成とあげさせていただいておりますが、これにつきましては、同じくインフルエンザのですね、お子さんに対しての助成の経費のみを計上しております。こちらは村のほうで要項を整備しましてですね、任意の接種の方に助成をしているところなんですけれども、これにつきましては、今のところコロナワクチンの人吉球磨地域の医師会とのですね、金額のセッション中ということで

ございまして、まだ接種にかかわる費用が確定しておりません。

また、先ほど申し上げましたように、ワクチン接種につきましてはですね、毎年秋冬と時期がまだ先でございまして、これまでに厚労省からまた自治体向けの担当者向けの説明会等があるかと思いますので、それらの説明会を受けまして、国の方針をしっかり確認いたしましてから、今後検討させていただきたいと考えるところです。以上でございます。

負担金のほうにはコロナ関係の助成金は入れておりません。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君）　それではお答えいたします。ページの８７ページ、７、土木費、２、道路橋梁費の１、道路維持費の中の委託料でございます。この中に道路除草委託料が１，１１９万円計上しております。これにつきましては、令和６年度につきましても本年度同様にですね、村道の除草を委託し、作業を実施するものでございまして、路線につきましては、昨年度４９路線よりも１路線増の５０路線、延長につきましては、昨年度１４４．５キロから４．４キロ増の１４８．９キロ予定しております。

先ほど議員からございました、昨年度より４９万円増加しているというようなことでございましたが、この増加につきましては、路線及び延長の増加、それから労務単価のほうもですね、若干増ということになっておりまして、その基に算出しましたところ、若干上がっているということでございます。

なお、今年度の令和６年度の路線につきましては、本年度実施しました地域づくり懇談会の各地区からの要望等もですね、反映して計画させていただいたところでございます。

それから、続きまして、１６、公有財産購入費の用地購入費についてでございます。これにつきましては、宇那川の沿線上にですね、災害時に対応できる土捨て場やヤードがなくですね、災害時の土砂運搬、それから処理の経費を節減するために、用地を確保するものでございまして、借地の復旧でがいいのか、それから用地として購入したほうがいいのかということで算出し比較いたしましたところ、用地購入のほうがですね、安価であったというようなことから、用地購入費として計上させていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　先ほど健康福祉課長から答弁がございましたけれども、インフルエンザ関係ですけれども、コロナウイルスも高齢者の方々は不安ということでございますので、秋ごろまた国の指針によりまた変わる可能性があるということでございますので、助成金のほうもですね、検討していただければと思います。

また、それから道路除草につきましては、各地区夏場におきまして美化作業も行っております。近年の草の勢いもあります。また、地区の方も高齢化となりましてですね、なかなか作業も進まないところもありますので、今後においてもですね、路線の増加、延長の増加等を検討していただければと思います。以上で終わります。

○議長（森田俊介議員）　ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第２０号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

－－－－－－－○－－－－－－－

休憩　午前１１時０５分

再開　午前１１時１４分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（森田俊介議員）　休憩前に続き、会議を行います。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１３　議案第２１号　令和６年度山江村特別会計国民健康保険事業予算

○議長（森田俊介議員）　日程第１３、議案第２１号、令和６年度山江村特別会計国民健康保険事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第２１号は、原案のとおり可決するこ

とに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１４　議案第２２号　令和６年度山江村特別会計介護保険事業予算

○議長（森田俊介議員）　日程第１４、議案第２２号、令和６年度山江村特別会計介護保険事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認めます。議案第２２号は、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１５　議案第２３号　令和６年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算

○議長（森田俊介議員）　日程第１５、議案第２３号、令和６年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第２３号は、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１６　議案第２４号　令和６年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算

○議長（森田俊介議員）　日程第１６、議案第２４号、令和６年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第２４号は、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１７　議案第２５号　令和６年度山江村簡易水道事業会計予算

○議長（森田俊介議員）　日程第１７、議案第２５号、令和６年度山江村簡易水道事業会計予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第２５号は、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１８　議案第２６号　令和６年度山江村農業集落排水事業会計予算

○議長（森田俊介議員）　日程第１８、議案第２６号、令和６年度山江村農業集落排水事業会計予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第２６号は、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１９　議員派遣の件

○議長（森田俊介議員）　日程第１９、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣について、お手元に配付しております派遣をすることに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認めます。よって、手元に配付しております派遣にする決定しましたので、この際、派遣場所、派遣期間等が変更になった場合、その決定について議長に委任されると思います。これに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２０　閉会中の継続調査申出書

○議長（森田俊介議員）　日程第２０、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長からお手元に配付しております申出書が提出されております。よって、委員長の申し出のとおり、継続調査としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。本会議での議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議長に委任することに決定しました。

これで、本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

お諮りします。これで本日程を閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、令和６年第２回山江村議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

－－－－－－－○－－－－－－－

閉会　午前１１時２１分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

令和　　年　　月　　日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員